



第2次滑川町パートナーシッププラン 後期推進計画

平成28年度～平成32年度

— 男女が共生・協働してつくる、誰もが自分らしくいきいきと暮らせるまちに —

つくろうパートナーシップのまち

埼玉県滑川町

ごあいさつ



男女共同参画社会基本法が制定されて、15年あまりが経過しました。滑川町においても、平成13年に「滑川町パートナーシッププラン」、平成23年に「第2次滑川町パートナーシッププラン」（計画期間 平成23年度～平成32年度）を策定し、「政策決定過程への女性参画の拡大」や「男女平等意識の啓発」を始め、あらゆる分野において男女共同参画社会の実現に向けて取り組んできたところであります。

この度、「第2次滑川町パートナーシッププラン」の中間年を迎えたことから、新たな課題を踏まえ施策内容等の見直しを図り、平成28年度から5ヵ年の後期推進計画を策定いたしました。

計画の策定にあたりましては、国の「第4次男女共同参画基本計画」および「埼玉県男女共同参画基本計画」を踏まえて見直しを図るとともに、本町の「第5次滑川町総合振興計画」との整合を図っております。

また、本計画は「滑川町配偶者からの暴力の防止および被害者支援基本計画」（滑川町DV基本計画）の見直しをするとともに、「女性活躍推進法に基づく推進計画」を内包しております。

男女共同参画社会を実現するためには、行政はもとより、学校や地域、家庭や職場など、あらゆる分野におけるパートナーシップを築いていくことが大切であります。

今後も、町民の皆様と手を携えながら総合的に施策を推進し、計画の着実な進行を図ってまいります。

結びに、計画の策定にあたり、貴重なご意見・ご提言を頂きました「滑川町男女共同参画策定委員会」の皆様をはじめ、関係者の皆様に心から御礼申し上げます。

平成28年3月

滑川町長 吉田 昇

目次

序章 策定方針

1. 計画の目的	2
2. 計画の期間	2
3. 計画の性格	3
4. 策定体制	4
5. 策定方針	4

1章 計画の背景と滑川町を取り巻く動向

1. 計画策定の背景	6
2. 関連計画	8
3. 滑川町の概況と女性を取り巻く環境	10
4. 前期推進計画の進捗状況	15

2章 施策の体系

1. 基本理念	20
2. 基本目標	21
3. 施策の体系	22

3章 推進計画

目標1 社会への男女共同参画の促進	26
目標2 雇用における平等の促進・男女の仕事と生活の調和 (女性活躍推進法に基づく推進計画)	37
目標3 女性に対する暴力の根絶(DV基本計画)	47
目標4 男女平等を目指す豊かな人間性の育成	64
目標5 長寿社会・健康支援の取組	72
目標6 多様な分野における男女共同参画の促進	80

4章 実現化方策

実現化方策	88
-------	----

資料編

1. 第2次パートナーシッププラン後期推進計画策定の経緯	92
2. 滑川町男女共同参画計画策定委員会設置要綱	93
3. 滑川町男女共同参画計画策定委員会委員名簿	94
4. 関連する法律	95
5. 基本用語解説	107

序章
策定方針

1. 計画の目的

我が国では、平成 11 年に「男女共同参画社会基本法」が施行され、同法に基づき、国においては「男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（男女共同参画基本計画）」、都道府県においては、「当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（都道府県男女共同参画計画）」の策定が義務づけられました。

また、市町村においても、「当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（市町村男女共同参画計画）」を定めるように努めなければならないと明記されており、地域社会や家庭生活に最も身近な自治体である市町村による地域の実状に即した計画の策定が求められることとなりました。

平成 12 年には国の「男女共同参画基本計画」、平成 14 年には「埼玉県男女共同参画推進プラン 2010（平成 14 年度～平成 23 年度）」が策定され、滑川町をはじめ県内市町村においても市町村男女共同参画計画が策定されました。

その後、内閣府に男女共同参画局を開設し、仕事と家庭の両立支援や女性のチャレンジ支援策などの取組が進められました。さらに、平成 17 年策定の「第 2 次男女共同参画基本計画」、平成 22 年策定の「第 3 次男女共同参画基本計画」を経て、平成 27 年 12 月「第 4 次男女共同参画基本計画」が策定されました。

また、埼玉県においては、平成 24 年 7 月に「埼玉県男女共同参画基本計画」が策定されました。

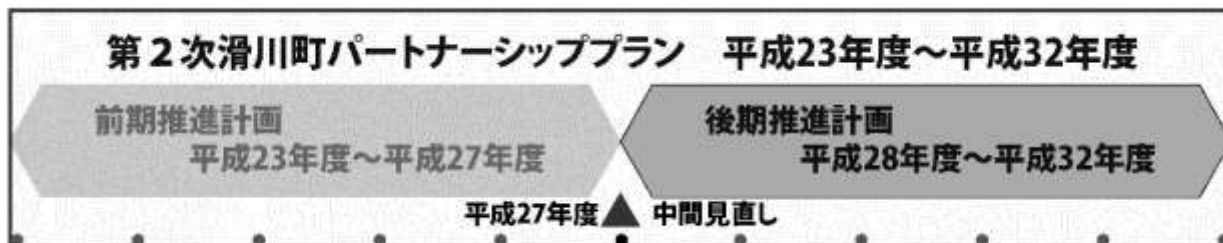
このような状況の中、本町においては、平成 13 年度～平成 22 年度を計画期間とする「滑川町パートナーシッププラン」を見直し、平成 23 年に新たな課題を踏まえながら、平成 32 年度までを計画期間とする「第 2 次滑川町パートナーシッププラン」を策定し、前期推進計画に取り組んできました。

第 2 次滑川町パートナーシッププラン前期推進計画の計画期間終了にともない、平成 27 年度の間見直しとして「後期推進計画」を策定します。

2. 計画の期間

計画期間は、平成 23 年度（2011 年度）～平成 32 年度（2020 年度）の 10 年間とします。

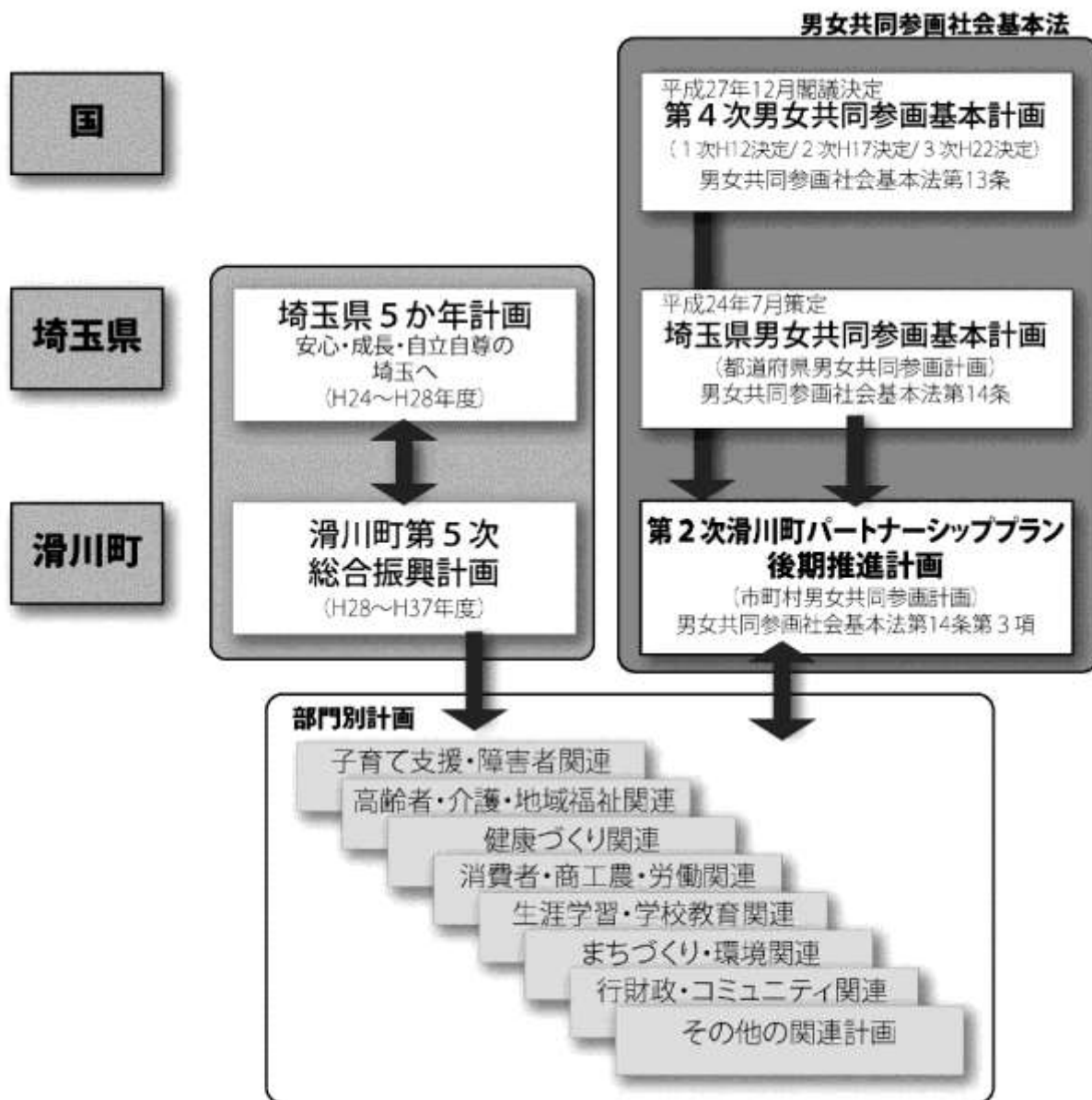
この度、平成 23 年度～平成 27 年度の前期推進計画の進捗状況を踏まえ、平成 28 年度～平成 32 年度の 5 か年を計画期間とする後期推進計画を策定します。



3. 計画の性格

「第2次滑川町パートナーシッププラン」は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項の規定に基づく、本町における「男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本的な計画（市町村男女共同参画計画）」です。

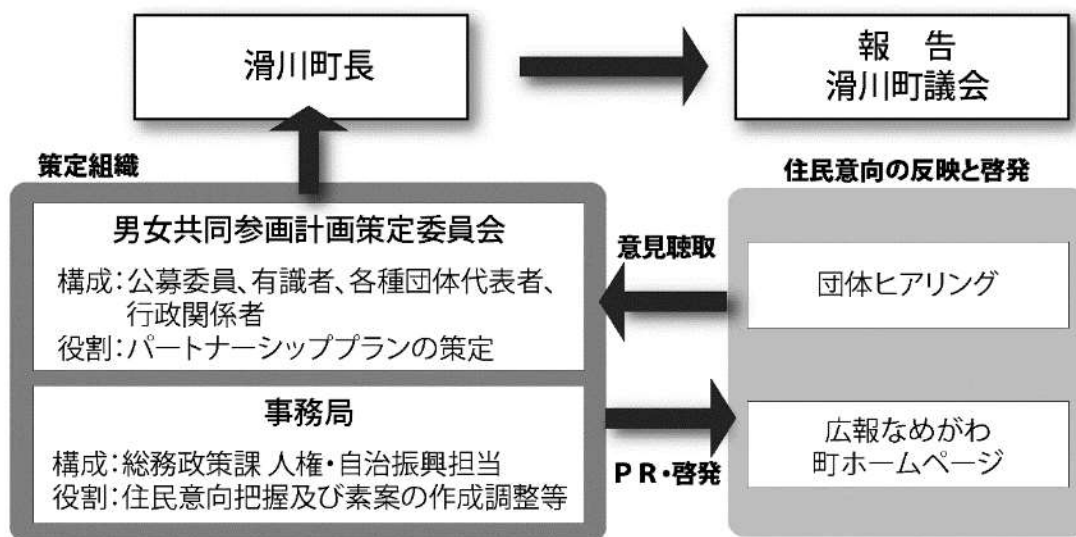
「後期推進計画」の策定にあたっては、国の「第4次男女共同参画基本計画」および「埼玉県男女共同参画基本計画」を踏まえて見直しを図るとともに、本町の「第5次滑川町総合振興計画」との整合を図った計画となっています。



4. 策定体制

計画策定の体制は、公募委員、有識者、各種団体の代表者、行政関係者で構成する策定委員会に一元化し、その中で多様な意見を集約しながら策定作業を進めます。

また、住民意向の反映については、団体ヒアリングを実施する他、より広く情報を発信するために、「広報なめがわ」や「町ホームページ」を有効に活用し、PR・啓発に努めます。



5. 策定方針

策定にあたっては、次のような方針に基づいています。

- 1) 平成23年に策定した「第2次滑川町パートナーシッププラン」に基づき5年間の前期推進計画に取り組んできた施策の進捗状況や国及び県の動き、本町の概況や女性を取り巻く環境、町民意向などの変化を的確に捉えながら後期推進計画の策定を進めます。
- 2) 今日の課題に的確に対応した計画を目指し、「男性中心型労働慣行等の変革と女性の活躍」の視点を踏まえ推進計画を見直します。
- 3) 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」等の施行にともない、本計画の「目標2 雇用における平等の促進・男女の仕事と生活の調和」を女性の職業生活における活躍を進めるための本町の推進計画として位置づけます。
- 4) 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の改正法の施行にともない、「滑川町DV基本計画」（配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画）として位置づけた本計画の「目標3 女性に対する暴力の根絶」をあわせて見直し・更新します。

1章

計画の背景と滑川町を取り巻く動向

1. 計画策定の背景

(1) 世界の動き

国際連合は、女性の地位向上を目指し、世界的規模で運動を展開するため1975年（昭和50年）を「国際婦人年」とし、メキシコシティで開催された世界会議において「世界行動計画」を採択しました。そして、1976年（昭和51年）～1985年（昭和60年）を「国連婦人の10年」と定め「平等、発展（開発）、平和」の目標達成の促進を宣言しました。また、1980年（昭和55年）にコペンハーゲンで開催された「国連婦人の10年中間年世界会議」では、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」（女子差別撤廃条約）に日本も署名し、1985年（昭和60年）条約の締結国となりました。

さらに、国連は国連婦人の10年の最終年に当たる1985年（昭和60年）、ナイロビで開催された世界会議において「西暦2000年に向けての婦人の地位向上のための将来戦略」を採択し、各国に女性問題に対応する指針を示しました。しかし、その後も女性を取り巻く環境の変化は目まぐるしく、1995年（平成7年）北京において第4回国連世界女性会議が開催され、「北京宣言及び行動綱領」が採択されました。2000年（平成12年）にはニューヨークで国連特別総会「女性2000年会議」が開催され、「政治宣言」と「北京宣言及び行動綱領のための更なる行動とイニシアティブ」が採択されました。

第4回の北京会議以降、世界女性会議は開催されていませんが、2005年（平成17年）「第49回国連婦人の地位委員会（北京+10）ニューヨーク」、2010年（平成22年）「第54回国際婦人の地位委員会（北京+15）ニューヨーク」において、「北京宣言及び行動綱領」の見直しや再確認などを盛り込んだ宣言文が採択されフォローアップが行われています。

また、2011年（平成23年）1月には国連の新しい女性機関「UN Women」が正式に発足（既存のジェンダー機関統合）しました。その後、2012年（平成24年）の第56回国連婦人の地位委員会および2014年（平成26年）の第58回国連婦人の地位委員会において「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案が採択されています。

(2) 国内の動き

日本では、1945年（昭和20年）に始めて女性に参政権がもたらされ、1946年（昭和21年）に初の女性国会議員が誕生、憲法にも個人の尊厳と男女平等が規定され、戦前までの日本と比較して、女性の地位は飛躍的に向上しました。

1975年（昭和50年）の国際婦人年には内閣総理大臣を本部長とする「婦人問題企画推進本部」（現男女共同参画推進本部）が発足し、1977年（昭和52年）、我が国初の「国内行動計画」が策定されました。その後、民法の一部改正や男女雇用機会均等法の制定などにより、法律・制度面から女性の地位が改善されました。

国内行動計画の策定から10年を経て1987年（昭和62年）、「西暦2000年に向けての新国内行動計画」が策定され、「男女共同参画社会」を目指した取組が推進されました。

また、1991年（平成3年）には、「新国内行動計画」の第一次改定により、目指す社会のあり方を「男女共同参加」から「男女共同参画」に改め、1996年（平成8年）には男女共同参画を推進する社会システムの構築を目指す「男女共同参画2000年プラン」を策定しました。

そして、1999年（平成11年）、「男女の人権の尊重・社会における制度等の配慮・政策等の立案及び決定への共同参画・家庭生活における活動と他の活動の両立・国際的協調」を基本理念とした「男女共同参画社会基本法」が制定されました。同法に基づき翌2000年（平成12年）に「男女共同参画基本計画」が策定され、その後、2005年（平成17年）、2010年（平成22年）の改訂を経て、2015年（平成27年）「第4次男女共同参画基本計画」が策定されました。また、2001年（平成13年）に「配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する法律（DV法）」が成立しています。

(3) 埼玉県動き

埼玉県においては、1977年（昭和52年）に自主的な女性活動団体として「埼玉県婦人問題会議」が発足しました。そして、1980年（昭和55年）に「婦人の地位向上に関する埼玉県計画」を策定し、1986年（昭和61年）には、この計画の基本的な考え方を引き継ぐ形で1995年（平成7年）までの10か年計画として「男女平等社会確立のための埼玉県計画」を策定しました。

さらに、埼玉県は1990年（平成2年）に社会情勢の変化に対応するため計画の修正を行い、1995年（平成7年）には女性も男性も生き生きと個性や能力を発揮することにより、あらゆる分野で共同して参画できる社会づくりを目指して「2001彩の国男女共同参画プログラム」を策定しました。また、1998年（平成10年）には女性と男性の自立を支援し、地域から男女共同参画社会の実現を目指すことを基本理念とした「埼玉県女性センター（仮称）基本構想」を策定し、2000年（平成12年）には「埼玉県男女共同参画推進条例」を制定しました。その後2002年（平成14年）に「埼玉県男女共同参画推進プラン2010」を、2007年（平成19年）に「埼玉県男女共同参画推進プラン」を策定しました。また、2006年（平成18年）に「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画」を策定しています。

現在は、2012年（平成24年）に策定した「埼玉県男女共同参画基本計画」に基づき計画を推進しているところです。

(4) 滑川町の動き

本町では1996年（平成8年）の「第3次滑川町総合振興計画基本構想後期基本計画」において、男女共同参画社会の実現を位置づけ、女性問題に対する取組を推進してきました。

本町では、この位置づけを受けて1997年（平成9年）に県と共催で「女性フォーラム in HIKI」を開催するとともに、1998年（平成10年）に庁内職員で構成する「滑川町パートナーシッププラン検討委員会」、1999年（平成11年）には町内の学識経験者などで構成する「滑川町パートナーシッププラン検討懇話会」を発足させ、女性の社会参加への推進を図るために、男女共同参画社会の確立を目指す総合的かつ効果的な施策の推進方策を様々な角度から検討し、同年9月には町内男女1,000人を対象に「パートナーシッププラン策定のための住民意識調査」を実施し、女性問題に関する意義や実態の把握に努めました。平成12年に「パートナーシッププラン検討委員会」、「パートナーシッププラン検討懇談会」において議論を重ね、平成13年に「滑川町パートナーシッププラン」を策定しました。平成22年に、同計画の計画期間終了に伴い、改定作業として職員意識調査、団体ヒアリング調査、計画の達成度調査を実施し、「滑川町男女共同参画計画策定委員会」において、各種調査の結果を参考に新たな課題を踏まえた計画づくりを進め、平成23年3月に「第2次滑川町パートナーシッププラン」を策定し、前期推進計画に取り組んできました。

2. 関連計画

(1) 第4次男女共同参画基本計画 平成27年12月

平成27年12月「第4次男女共同参画基本計画」が策定されました。

第4次計画で改めて強調されている視点は、「あらゆる分野における女性の活躍」、「安全・安心な暮らしの実現」、「男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備」、「推進体制の整備・強化」となっています。

第3次計画では男女共同参画を推進する15の重点分野を掲げていましたが、第4次計画では、計画における政策目的を明確化し、効果的な計画の推進を図るため、個別分野を3つの政策領域に体系化しています。個別分野では、新たに「男性中心型労働慣行等の変革と女性の活躍」が追加されています。

◆ 3つの政策領域

- | |
|--------------------------|
| I あらゆる分野における女性の活躍 |
| II 安全・安心な暮らしの実現 |
| III 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備 |

◆ 個別分野

- | |
|--|
| <p>【I あらゆる分野における女性の活躍】</p> <p>1 男性中心型労働慣行等の変革と女性の活躍</p> <p>2 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大（旧第1分野）</p> <p>3 雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和（旧第3分野、第4分野、第5分野）</p> <p>4 地域・農山漁村、環境分野における男女共同参画の推進（旧第3分野、第6分野、第14分野）</p> <p>5 科学技術・学術における男女共同参画の推進（旧第12分野）</p> |
| <p>【II 安全・安心な暮らしの実現】</p> <p>6 生涯を通じた女性の健康支援（旧第3分野、第10分野）</p> <p>7 女性に対するあらゆる暴力の根絶（旧第3分野、第9分野）</p> <p>8 貧困、高齢、障害等により困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備（旧第3分野、第7分野、第8分野）</p> |
| <p>【III 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備】</p> <p>9 男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備（旧第2分野、第4分野、第5分野）</p> <p>10 教育・メディア等を通じた意識改革、理解の促進（旧第2分野、第3分野、第11分野、第13分野、第14分野）</p> <p>11 男女共同参画の視点に立った防災・復興体制の確立（旧第14分野）</p> <p>12 男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献（旧第15分野）</p> |

(2) 埼玉県男女共同参画基本計画 平成24年7月

この計画は、前計画の成果を踏まえ、生産年齢人口の急激な減少や経済の低迷と雇用環境の悪化、東日本大震災からの復興など、社会情勢の新たな課題に男女共同参画の視点から対応するために、平成28年を目標年次として策定されました。

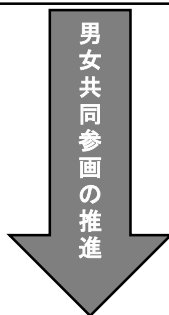
◆埼玉県男女共同参画推進条例の6つの基本理念

- 1 男女の人権の尊重
- 2 社会における制度や慣行についての配慮
- 3 政策や方針の立案及び決定への共同参画
- 4 家庭生活における活動と社会生活における活動の両立
- 5 生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利の尊重
- 6 国際協力



◆計画の基本目標

- I あらゆる分野の意思決定に男女が共に参画する
- II 経済社会における女性の活躍が広がる
- III 家庭や地域を男女が共に支え合う
- IV 災害に強い地域を男女が共に作りあげる
- V 男女の固定的な性別役割分担や偏見をなくす
- VI 男女共同参画の意識をはぐくむ
- VII 女性に対するあらゆる暴力を根絶する
- VIII 男女の異なる健康上の問題を踏まえ、生涯にわたる健康づくりを支援する



◆計画を推進するための基本的な視点

- 1 あらゆる分野で男女の人権を尊重する
- 2 社会的・文化的に形成された性別(ジェンダー)を見直す
- 3 家庭・仕事・地域において調和のとれた生活を築く
- 4 国際社会の取組の動向を踏まえ男女共同参画を推進する

目標

男女共同参画社会の実現

— 男女が共に個性と能力を発揮でき、人権が尊重された埼玉 —

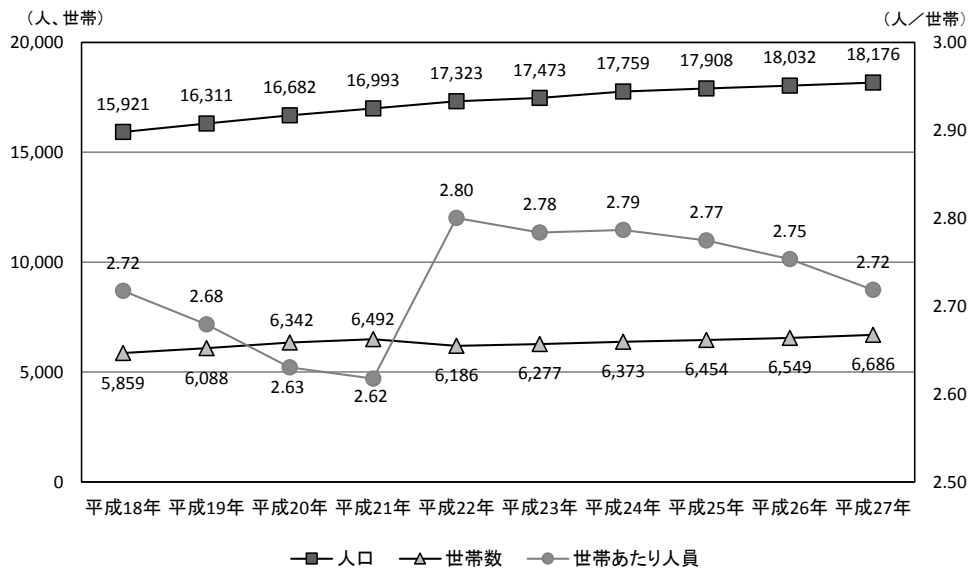
3. 滑川町の概況と女性を取り巻く環境

(1) 人口・世帯の状況

平成18年～平成27年までの各年の推移をみると、人口は増加を続けていますが、世帯数は平成18年～平成21年までは増加し平成22年で減少に転じていますが、その後再び増加傾向を示しています。世帯あたりの人員は、平成21年までは減少し、平成22年で増加に転じて、その後は減少傾向で推移しています。

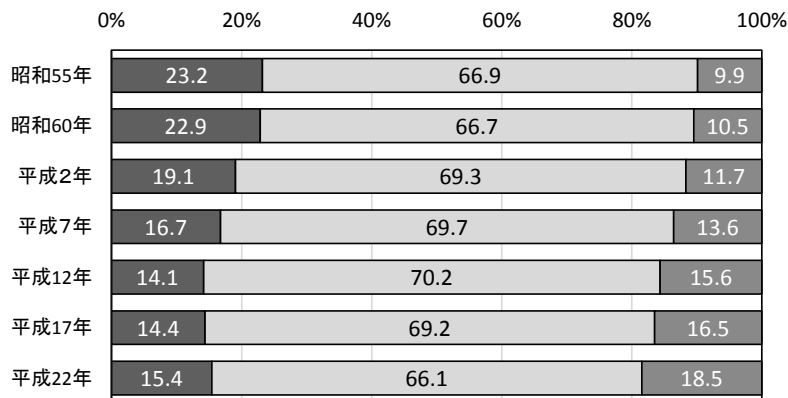
年齢3区分別の人口の推移をみると、老年人口（65歳以上）の割合は一貫して増加していますが、平成12年以降、減少していた年少人口（0歳～14歳）の割合は増加に転じ、生産年齢人口（15歳～64歳）の割合は減少に転じています。

◆人口と世帯数の推移（平成18年～平成27年）



資料：埼玉県推計人口(各年10月1日・平成27年は7月1日)

◆年齢3区分別人口の推移



■年少人口(0～14歳) □生産年齢人口(15～64歳) ■老年人口(65歳以上)

資料：国勢調査(各年、平成22年の年齢不詳分は案分している)

(2) 産業

①産業別就業人口

産業別の就業人口をみると、第1次産業就業者は減少を続け、昭和55年には1,126人(全就業人口に対する割合は23.3%)であった就業者が、平成22年には311人(全就業人口に対する割合は3.9%)となっています。

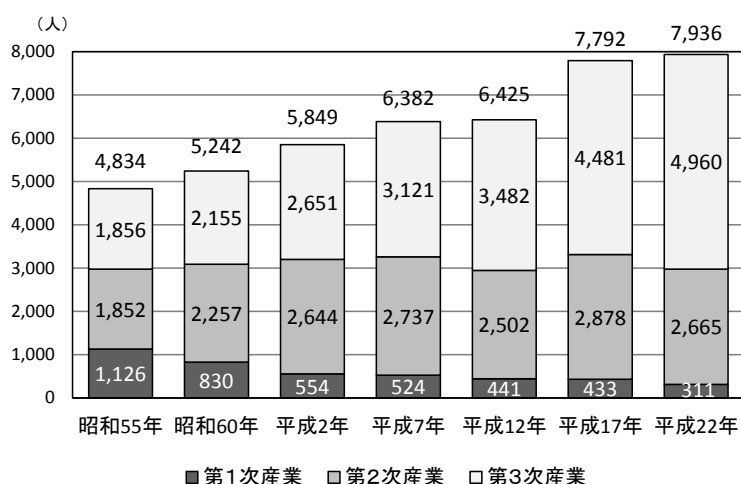
また、第2次産業就業者の全就業人口に対する割合をみると、平成2年の45.2%(2,644人)をピークに減少しており、平成22年には33.6%(2,665人)まで減少します。しかし、就業人口を実数でみると全体の人口が増加していることから、第2次産業就業者も増加しており、ピーク時の平成2年の就業者数を平成22年の就業者数が上回る結果となっています。

第3次産業就業者の全就業人口に対する割合をみると、増加の一途をたどっており、昭和55年には1,856人(全就業人口に対する割合は38.4%)であった就業者が、平成22年には4,960人(全就業人口に対する割合は62.5%)となっています。

◆産業別就業人口の推移

	第1次産業		第2次産業		第3次産業		合計
	就業者数	構成比	就業者数	構成比	就業者数	構成比	
昭和55年	1,126	23.3%	1,852	38.3%	1,856	38.4%	4,834
昭和60年	830	15.8%	2,257	43.1%	2,155	41.1%	5,242
平成2年	554	9.5%	2,644	45.2%	2,651	45.3%	5,849
平成7年	524	8.2%	2,737	42.9%	3,121	48.9%	6,382
平成12年	441	6.9%	2,502	38.9%	3,482	54.2%	6,425
平成17年	433	5.6%	2,878	36.9%	4,481	57.5%	7,792
平成22年	311	3.9%	2,665	33.6%	4,960	62.5%	7,936

◆産業別就業人口の推移



資料:国勢調査(各年)

(3) 方針決定への参画状況

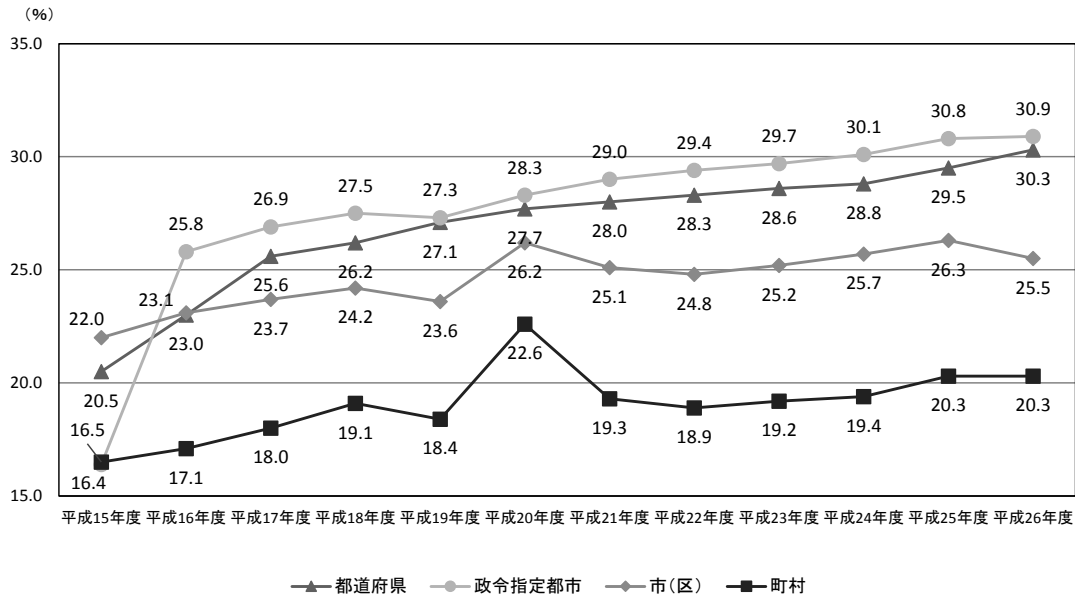
平成15年度～平成26年度における審議会等委員の女性比率の推移をみると、都道府県、政令都市が増加傾向を維持しているのに対し、市(区)、町村では平成20年度をピークに減少に転じて、平成22年度までは減少し、その後は緩やかではあるものの増加傾向となっています。

一方、滑川町における女性の登用状況をみると、平成26年度の審議会等における登用では16の審議会のうち13の審議会に女性が登用されており、女性の委員数は総数154人のうち32人、女性比率

は 20.8%と、国や埼玉県と比較し 15 ポイント以上少なく、埼玉県平均と比較しても 7 ポイントも下回っています。

一方、管理職の女性比率をみると、平成 16 年度では 10%となっていました、現在では 0%となっており、女性職員の職域拡大が課題となっていることが分かります。

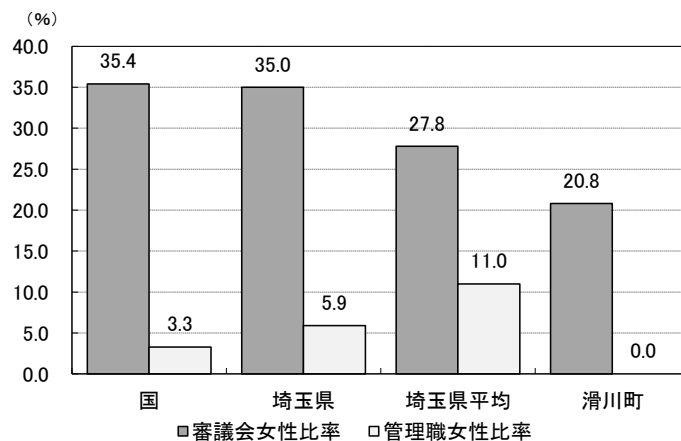
◆法律、条例に基づく審議会等委員の女性比率の推移



◆滑川町における女性の参画の状況

年	審議会等(地方自治法第202条の3)					委員会等(地方自治法第180条の5)					管理職の在職状況		
	審議会数	女性を含む審議会	委員数	女性委員数	女性比率%	審議会数	女性を含む審議会	委員数	女性委員数	女性比率%	管理職総数	うち女性管理職数	女性比率%
平成16年度	32	26	379	104	27.4%	6	4	37	4	10.8%	10	1	10%
平成19年度	19	17	189	57	30.2%	6	4	37	6	16.2%	11	0	0%
平成22年度	19	15	187	60	32.1%	6	5	37	9	24.3%	11	0	0%
平成23年度	16	13	156	57	36.5%	6	5	37	9	24.3%	11	0	0%
平成24年度	16	14	156	59	37.8%	6	5	37	9	24.3%	12	0	0%
平成25年度	20	15	297	104	35.0%	6	4	37	8	21.6%	12	0	0%
平成26年度	16	13	154	32	20.8%	5	3	37	8	21.6%	13	0	0%

◆女性の参画状況比較 (平成 26 年 4 月 1 日調査)



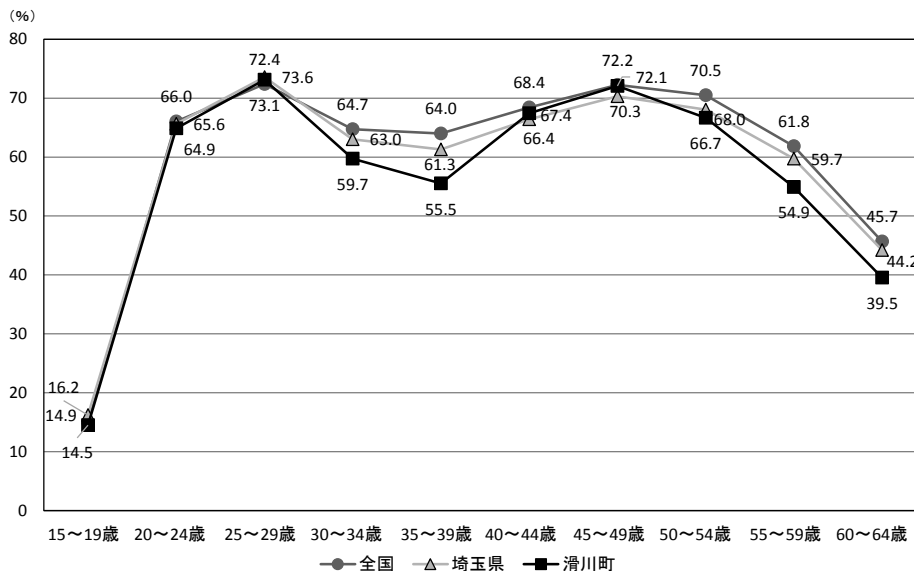
資料: 地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況(内閣府)(各年度版)

(4) 労働力率の状況

平成 22 年の女性の労働力率（労働力人口／総人口）をみると、結婚や出産を機に就労が中断されるいわゆるM字カーブは、全国、埼玉県では緩やかなカーブを描いているのに対し、本町においてははっきりとしたM字カーブを描いています。

本町の労働力率をみると、30 歳～39 歳での割合が特に低く、子育て世代の就労支援等が課題となっているといえそうです。

◆女性の労働力率（労働力／総人口）



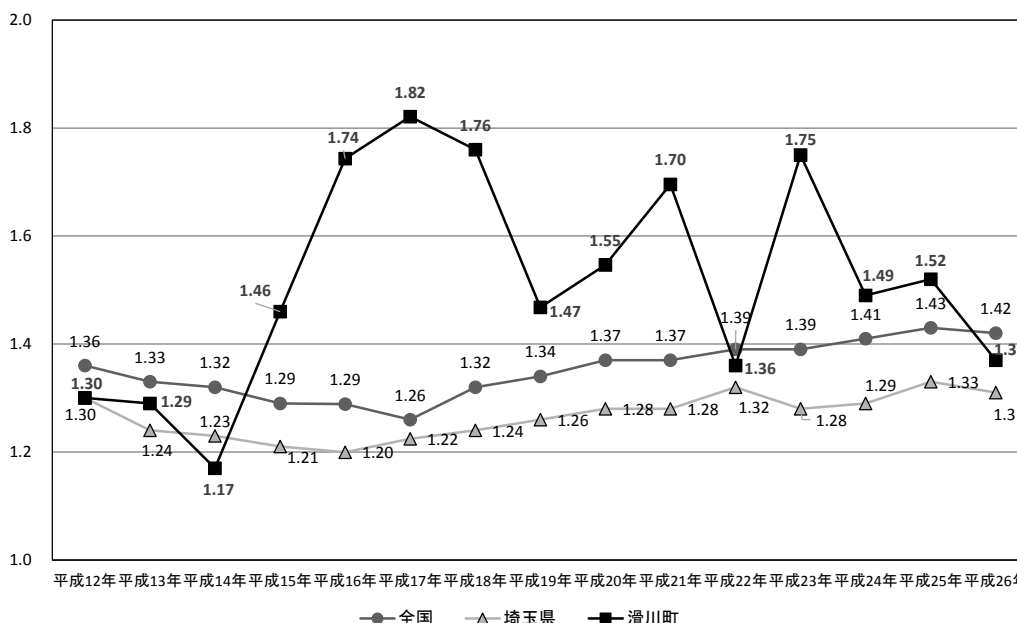
資料：国勢調査(平成 22 年)

(5) 合計特殊出生率の状況

平成 12 年～平成 26 年までの全国、埼玉県、滑川町の合計特殊出生率（女性一人が一生に産む子どもの平均数）をみると、全国、埼玉県ともに近年は緩やかな上昇傾向を示しています。

滑川町は平成 14 年まで減少傾向が続き 1.17 まで下降していましたが、その後急速に回復し、全国平均を下回る年もあるものの、高い合計特殊出生率を維持しています。

◆合計特殊出生率の年次推移



資料：埼玉県の合計特殊出生率(彩の国統計資料館)(各年)

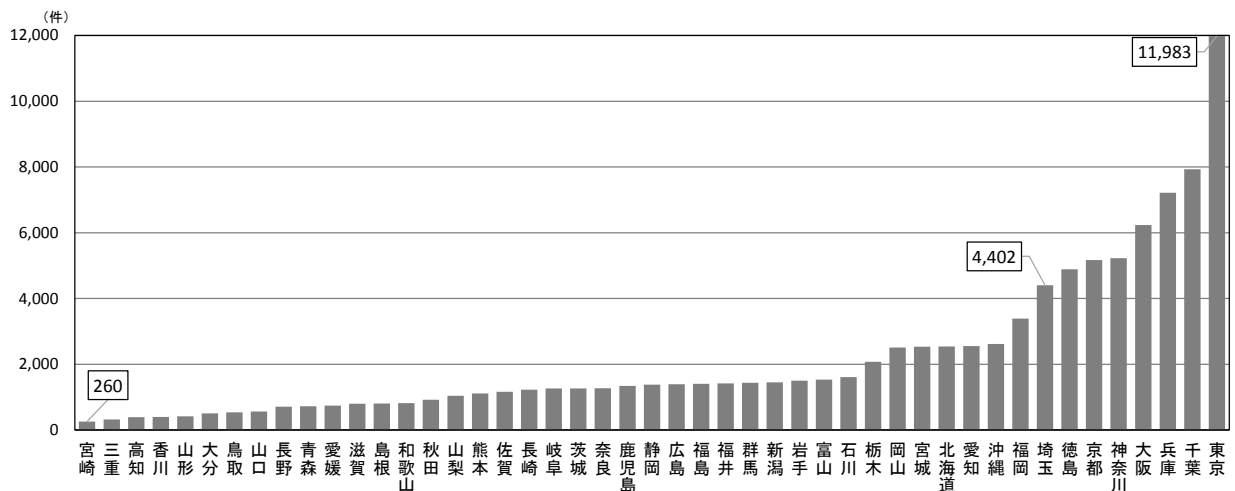
(6) DV（ドメスティック・バイオレンス）相談件数の状況

平成 26 年度の「配偶者暴力相談支援センター（配偶者からの暴力全般に関する相談窓口）」における配偶者からの暴力に関する相談件数をみると、最も件数が多いのは東京、最も少ないグループは宮崎県、三重県、高知県、香川県、山形県などとなっています。埼玉県の相談件数は 4,402 件で、全国で 8 番目に相談件数が多い県となっています。

一方、婦人相談センター、With You さいたま、女性相談員による平成 19 年度～平成 25 年度の埼玉県・市町村 DV 相談件数の推移をみると、県の相談件数は減少傾向にあります。市町村での相談件数は増加しており、平成 19 年度の 3,270 件に対し平成 25 年度は 7,585 件と倍増しています。

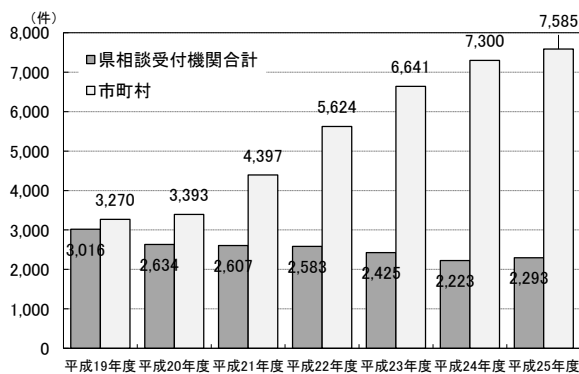
一方、DV 被害者の一時保護件数は平成 20 年度をピークに減少傾向にあることが分かります。

◆都道府県別 DV 相談件数（平成 26 年度）

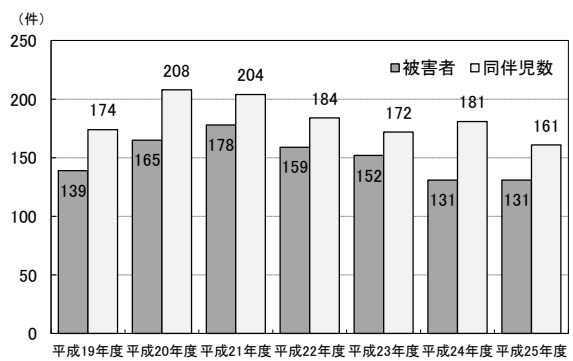


出典：配偶者暴力相談支援センターにおける配偶者からの暴力が関係する相談件数等の結果について（内閣府）

◆埼玉県・市町村 DV 相談件数



◆埼玉県 DV 被害者の一時保護件数



出典：埼玉県「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画 平成 21 年 3 月」
婦人相談センター、With You さいたま・女性相談員

◆滑川町 DV 等相談件数（各担当ごとの件数）*（件）は、カウンセリングを実施している場合

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	相談名
人権・自治振興担当	0 件(0 件)	0 件(0 件)	0 件(0 件)	0 件(0 件)	0 件(0 件)	
総務担当	4 件(0 件)	4 件(0 件)	3 件(0 件)	8 件(0 件)	4 件(0 件)	迷惑相談
総務担当	0 件(0 件)	0 件(0 件)	0 件(0 件)	0 件(0 件)	0 件(0 件)	法律相談
福祉担当	1 件(0 件)	1 件(0 件)	1 件(0 件)	4 件(0 件)	1 件(0 件)	
高齢者福祉担当	0 件(0 件)	0 件(0 件)	0 件(0 件)	0 件(0 件)	0 件(0 件)	
健康づくり担当	1 件(0 件)	1 件(0 件)	1 件(0 件)	1 件(1 件)	2 件(1 件)	

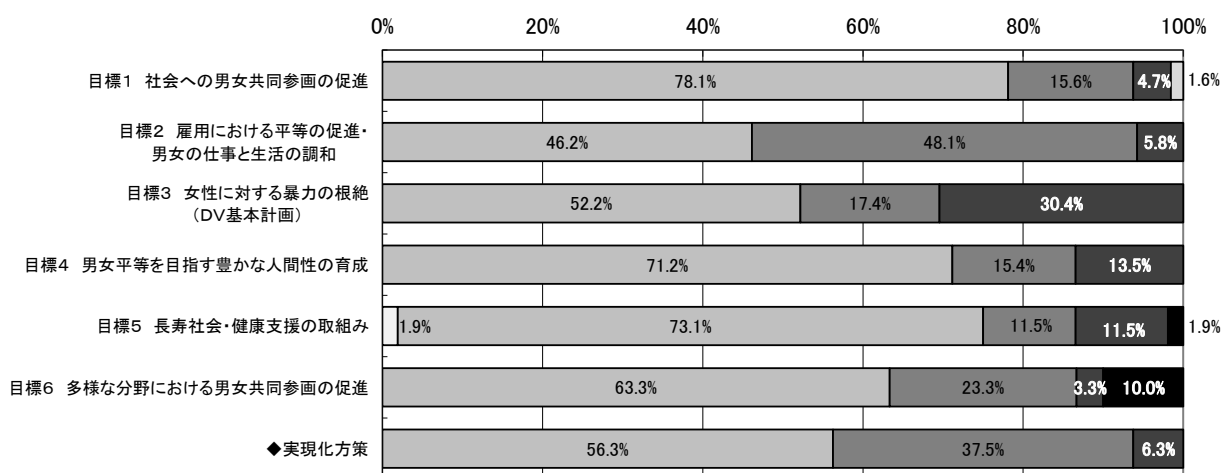
4. 前期推進計画の進捗状況

第2次滑川町パートナーシッププランの前期推進計画の進捗状況を、(1) 主要施策・事業の達成度、(2) 主要施策・事業の評価、(3) 施策全体の達成度で調査をした結果を以下にまとめました。

(1) 主要施策・事業の達成度

前期推進計画の施策の達成度の調査方法は、平成27年度時点での主要施策・事業ごとの進捗状況について、以下の1から6で判定しました。

1 完了(終了) 2 完了(継続) 3 事業中 4 未着手 5 休止(中止) 6 その他



1 完了(終了) 2 完了(継続) 3 事業中 4 未着手 5 休止(中止) 6 その他

前期推進計画の主要施策・事業の達成度は、全体的にみると約6割は順調に進んでいます。事業中の主要施策・事業は約2割ですが、今後の見直しが必要なものもあります。

「目標3 女性に対する暴力の根絶(DV基本計画)」は未着手の主要施策・事業が多く、今後、施策・事業を進めていくために実行可能な内容への見直しが必要です。

「目標6 多様な分野における男女共同参画の促進」では、休止(中止)の主要施策・事業があり、内容を精査し、中止の判断が必要です。

目標ごとの主要施策・事業の達成度については以下の通りです。

①「目標1 社会への男女共同参画の促進」の主要施策・事業の達成度

約8割の主要施策・事業は完了し、引き続き継続しています。政策・方針決定過程への女性の参画の拡大の施策・事業で未着手が多くなっています。

未着手の主要施策・事業は、審議会参画の「人材育成講座の開催」、「事業主の方針策定」、育児休業の「制度の周知」となっています。

②「目標2 雇用における平等の促進・男女の仕事と生活の調和」の主要施策・事業の達成度

事業中の主要施策・事業が多く、雇用関係の制度の周知などでまだ推進が必要なところがあります。

未着手の主要施策・事業は、「子育てサークルの支援」と「子育て支援の拠点」、介護支援のボランティアの「養成講座の開催」となっています。

③「目標3 女性に対する暴力の根絶（DV基本計画）」の主要施策・事業の達成度

5割近くの主要施策・事業が事業中や未着手で、特に未着手の主要施策・事業が約3割となっています。

未着手の主要施策・事業が多い具体的施策「心の回復に対する支援」では、DV被害者の「心のケアの支援体制」、「カウンセリング情報の発信」、DV被害者支援の「自助グループ等の情報発信」と「情報の提供」となっています。

また、具体的施策「地域における支援協力者の育成・支援」でも、DVに関する「民間団体の支援」と「運営支援の検討」や「ボランティアの支援」と「支援の検討」が未着手の主要施策・事業となっています。

④「目標4 男女平等を目指す豊かな人間性の育成」の主要施策・事業の達成度

約7割の主要施策・事業は完了し、引き続き継続しています。情報の収集はできていても、町民への周知は改善が必要なところがあります。

未着手の主要施策・事業は、男女共同参画の啓発として「広報「なめがわ」の活用」と「啓発記事の掲載」や「学習情報の周知」、また、社会教育の「女性指導者の育成」と「研修会等への派遣」や「指導者研修の充実」と「講座情報の提供」となっています。

⑤「目標5 長寿社会・健康支援の取組」の主要施策・事業の達成度

介護保険法改正に伴い介護予防検診が中止となりましたが、約7割の主要施策・事業は完了し、引き続き継続しています。

未着手の主要施策・事業は、高齢者が安心して生活するための「ICTの活用」、高齢者向け講座の「指導者の養成」、また、不妊に関する「啓発相談事業」、ひとり親家庭への「交流支援の対策」と「交流支援の啓発」や「講座の開催」となっています。

⑥「目標6 多様な分野における男女共同参画の促進」の主要施策・事業の達成度

約6割の主要施策・事業は完了し、引き続き継続しています。未着手の主要施策・事業は「外国人ヘルプデスク事業」ですが、主要施策・事業の休止・中止は、外国人ヘルプデスクの「通訳者の設定基準」、「国際平和の推進」と「団体への情報提供」となっています。

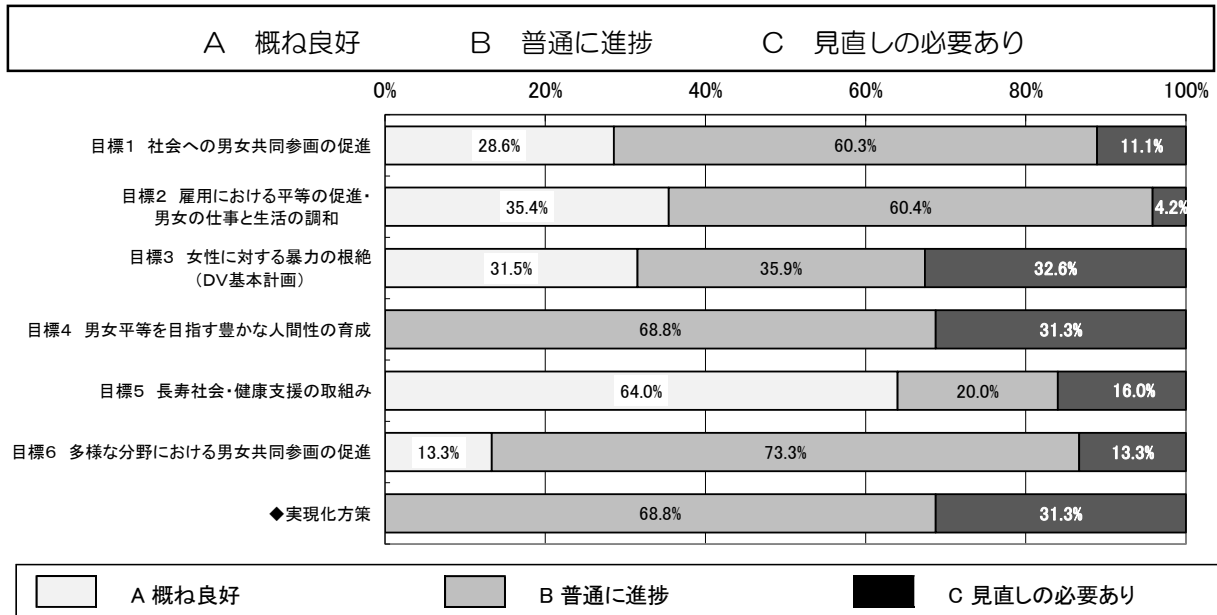
⑦「◆実現化方策」の主要施策・事業の達成度

約5割強の主要施策・事業は完了し引き続き継続中、約3割強は事業中となっています。

未着手の主要施策・事業は、パートナーシッププランの「施策の推進状況調査の実施」となっています。

(2) 主要施策・事業の評価

前期推進計画の主要施策・事業の評価の調査方法は、平成 27 年度時点での主要施策・事業ごとに、以下の A から C で評価しました。



目標ごとの主要施策・事業の評価については以下の通りです。

①「目標1 社会への男女共同参画の促進」の主要施策・事業の評価

約 1 割の主要施策・事業で見直しの必要ありとなっており、審議会等への女性委員の登用や人材育成、女性の管理職への登用などが目標を下回り、主要施策・事業への取り組み方に見直しが必要です。

②「目標2 雇用における平等の促進・男女の仕事と生活の調和」の主要施策・事業の評価

ほとんどの主要施策・事業が進捗しています。子育てサークルの支援やネットワーク化が未着手で今後の取組が課題となっています。

③「目標3 女性に対する暴力の根絶（DV基本計画）」の主要施策・事業の評価

約 3 割の主要施策・事業見直しが必要で、基本的な DV に関する主要施策・事業は実施されているものの、未着手のものが多くなっています。実施には、庁内で関係各課・担当が連携し取り組むことや町単独では実施が困難な主要施策・事業は外部の関係機関との連携が必要となっています。

④「目標4 男女平等を目指す豊かな人間性の育成」の主要施策・事業の評価

約 3 割の主要施策・事業見直しが必要で、家庭教育の啓発や男女共同参画の学習等の情報提供に見直しが必要です。また、女性の社会教育指導者の育成や研修についての取り組み方は検討が必要です。

⑤「目標5 長寿社会・健康支援の取組」の主要施策・事業の評価

約 6 割が概ね良好に、また 2 割が普通に進捗しています。また、見直しが必要な主要施策・事業については、今後、取り組んでいく必要があります。

⑥「目標6 多様な分野における男女共同参画の促進」の主要施策・事業の評価

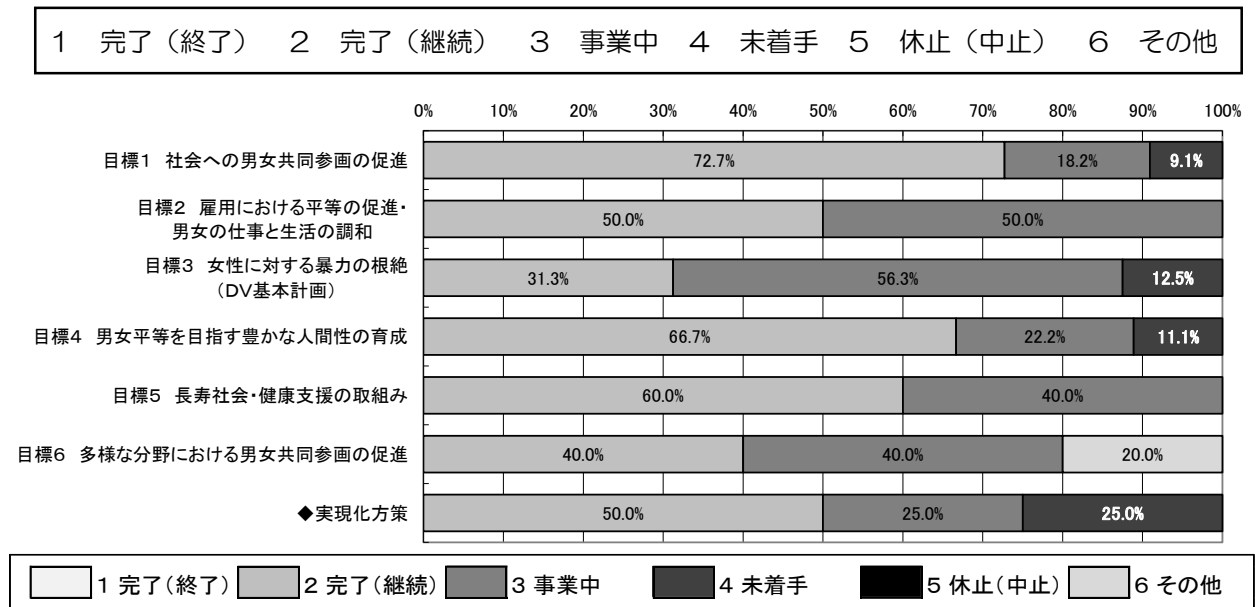
約 1 割強の主要施策・事業で見直しの必要ありとなっており、外国人ヘルプデスク事業は実施を見直す必要があります。また、国際平和の推進は、町所有の国際平和資料はないため見直しが必要です。

⑦「◆実現化方策」の主要施策・事業の評価

約 3 割の主要施策・事業で見直しの必要ありとなっており、パートナーシッププランの進行管理については、進捗状況調査の方法の見直しが必要です。また、女性の活動拠点の提供については、施設の整備が課題となっています。

(3) 施策全体の達成度

施策全体の達成度は、平成 27 年度時点での具体的施策ごとに、以下の 1 から 6 で判定しました。



目標ごとの施策全体の達成度については以下の通りです。

①「目標1 社会への男女共同参画の促進」の施策全体の達成度

未着手判定の具体的施策は「女性の職場環境の整備」で、現在、職場における各種ハラスメントの報告はなく、外部相談窓口の設置もむずかしく、見直しが必要です。また、育児休業等の取得制度の手引きの作成については今後の着手が望まれます。

②「目標2 雇用における平等の促進・男女の仕事と生活の調和」の施策全体の達成度

具体的施策は順調に進捗、継続しています。

③「目標3 女性に対する暴力の根絶（DV基本計画）」の施策全体の達成度

未着手判定の具体的施策は「心の回復に対する支援」と「地域における支援協力者の育成・支援」で、DV被害者のカウンセリング等、心のケアの継続的な支援体制の構築や民間の支援団体の把握が必要となっています。

④「目標4 男女平等を目指す豊かな人間性の育成」の施策全体の達成度

未着手判定の具体的施策は「女性指導者の養成と登用」で、社会教育指導員や社会教育委員等に女性委員の登用を積極的に図っていますが、指導者の養成や研修会については実施していません。

⑤「目標5 長寿社会・健康支援の取組」の施策全体の達成度

具体的施策は順調に進捗、継続しています。

⑥「目標6 多様な分野における男女共同参画の促進」の施策全体の達成度

具体的施策は概ね順調に進捗していますが、「国際平和への啓発」で、平和啓発活動は良好に進んでいますが、国際平和の推進については事業内容の見直しが必要です。

⑦「◆実現化方策」の施策全体の達成度

未着手判定の具体的施策は「女性行政推進体制の充実」で、パートナーシッププランの進行管理、施策の推進状況の年1回の把握は実施していなかったため、今後の課題となっています。

2章 施策の体系

1. 基本理念



「制度」や「しくみ」は変わっても、人と人の関係は急には変わりません。

「制度」や「しくみ」にあわせて人と人の関係をより良く変えていく試みは、大変穏やかに進んでいくものです。

また、誰か一人が努力すれば変わるものではなく、それぞれの繋がりの中で培われるもの、相互理解の中から生まれるものです。

そこで、人と人とのより良いパートナーシップをつくっていくこと、行政、地域、学校、町民、それぞれの立場でより良いパートナーシップを築いていくことが、私たちが目指す「男女共同参画社会」の理想の姿との想いを込めて、

本町のパートナーシッププランの基本理念を

「男女が共生・協働してつくる、誰もが自分らしくいきいきと暮らせるまちに」
つくろうパートナーシップのまち」

と定めます。

★5つのパートナーシップ★

あらゆる場所でパートナーシップを発揮していくため、5つのパートナーシップに取り組みます。

☆ 行政で パートナーシップ…町役場の取組、職員の意識改革

☆ 学校で パートナーシップ…教育分野での啓発

☆ 地域で パートナーシップ…地域コミュニティ、伝統的な役割分担

☆ 家庭で パートナーシップ…家事や育児の役割分担、女性の仕事観

☆ 職場で パートナーシップ…ワーク・ライフ・バランス、男女雇用機会均等

2. 基本目標

本計画の基本理念を踏まえ基本目標を以下のように定めます。

目標1 社会への男女共同参画の促進

1. 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大
2. 社会制度・慣行の見直し、意識の改革
3. 男性、子どもにとっての男女共同参画

目標2 雇用における平等の促進・男女の仕事と生活の調和 (女性活躍推進法に基づく推進計画)

1. 男女の均等な機会と待遇の確保
 2. 男女の仕事と生活の調和
- * 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)

目標3 女性に対する暴力の根絶(DV基本計画)

1. 暴力を許さない社会づくりの推進
 2. 被害者の安全確保と支援体制の充実
 3. 安心して生活再建するための自立支援
 4. セクシュアルハラスメント防止対策
 5. 関係機関との連携・協働の推進
- * DV(ドメスティック・バイオレンス:配偶者等からの暴力)
* セクシュアルハラスメント(相手の意に反する性的な内容の発言や行動により不利益をあたえること)

目標4 男女平等を目指す豊かな人間性の育成

1. 家庭教育における男女平等の推進
2. 学校教育における男女平等の推進
3. 生涯学習における男女共同参画の推進

目標5 長寿社会・健康支援の取組

1. 高齢者の安心な暮らしの支援
2. 生涯を通じた男女の健康支援
3. ひとり親家庭への支援

目標6 多様な分野における男女共同参画の促進

1. 地域における男女共同参画の推進
2. 国際規範の尊重と国際社会の「平等・開発・平和」への貢献

◇ 実現化方策

1. パートナーシッププラン推進体制の整備・充実

3. 施策の体系

目標	施策の基本方向	施策	具体的施策
目標1 社会への 男女共同参画の促進	1 政策・方針決定過程への 女性の参画の拡大	(1) 方針決定の場への女 性参画の促進	① 審議会等への女性の参画拡大
		(2) 行政への参画の拡大	① 女性の採用と職域の拡大 ② 女性の職場環境の整備
	2 社会制度・慣行の見直 し、意識の改革	(1) 啓発普及活動の充実・ 強化	① 啓発活動の推進
			② 情報の収集・活用・提供 ③ 男女共同参画の視点にたつた社会 制度・慣行の見直し
	3 男性、子どもにとっての男 女共同参画	(1) 男性にとっての男女共 同参画	① 男女共同参画の意義についての理 解の促進
			② 男性の家庭・地域への参加
(2) 子どもにとっての男女 共同参画		① 男女共同参画についての理解の促 進 ② 子どもの健康管理・保持増進の推 進 ③ 子どもの健やかな成長と安心・安全 な地域社会の構築	
目標2 雇用における 平等の促進・男女の 仕事と生活の調和 (女性活躍推進法に 基づく推進計画)	1 男女の均等な機会と待遇 の確保	(1) 雇用における機会均等 と職場における男女平等 の推進	① 機会均等を推進する啓発活動の推 進 ② 職場における男女平等意識の啓発
		(2) 職業能力開発・再就職 等支援	① 職業開発機会の充実と情報提供 ② 再就職等支援の充実
	2 男女の仕事と生活の調和	(1) 仕事と生活の調和の 支援	① 意識啓発活動の推進と制度の普及 ② 働く男女の健康管理対策
		(2) 子育てや介護の支援	① 子育て支援の充実
			② 介護支援策の充実
目標3 女性に対する 暴力の根絶 (DV基本計画)	1 暴力を許さない社会づくり の推進	(1) 暴力の未然防止	① 暴力を許さない意識づくり ② 暴力防止に向けた学校教育 ③ デートDV防止活動の実施
	2 被害者の安全確保と支援 体制の充実	(1) 早期相談・早期発見	① 早期相談の促進と相談体制の充実 ② 早期発見のための取組強化
		(2) 被害者の安全確保	① 保護体制の充実 ② 被害者情報の保護の徹底
	3 安心して生活再建するた めの自立支援	(1) 自立への支援	① 就労・住宅・経済的な支援 ② 心の回復に対する支援
		(2) 人材の育成	① 被害者支援に従事する職員の資質 向上
			② 地域における支援協力者の育成・ 支援
	4 セクシュアルハラスメント 防止対策	(1) セクシュアルハラスメン ト防止対策	① 啓発及び相談体制の充実
			② 企業等における対策促進
	5 関係機関との連携・協働 の推進	(1) 関係機関との連携強 化	① 関係機関との連携

目標	施策の基本方向	施策	具体的施策
目標4 男女平等を目指す 豊かな人間性の育成	1 家庭教育における男女平等の推進	(1)男女平等を目指す家庭教育の推進	①各種学級・講座等の充実 ②相談指導体制の充実
		(2)家庭教育に関する啓発活動の強化	①啓発活動の推進
	2 学校教育における男女平等の推進	(1)男女平等を目指す学校教育の推進	①教育活動全体を通しての男女平等教育の充実
			②教職員等の研修の充実
			③教育内容・進路指導等の充実
	3 生涯学習における男女共同参画の推進	(1)男女平等を目指す生涯学習の推進	①情報の提供 ②学習機会の拡充・学習内容の充実
(2)社会教育指導者の養成		①女性指導者の養成と登用	
目標5 長寿社会・健康支援 の取組	1 高齢者の安心な暮らしの支援	(1)高齢者の医療・介護の充実	①医療・介護の充実
		(2)高齢者の生きがい対策の強化	①自立的活動の援助
			②社会的活動の促進 ③高齢者の就業援助の促進
	2 生涯を通じた男女の健康支援	(1)生涯を通じた男女の健康づくりの推進	①啓発活動の推進 ②性差に応じた健康支援
		(2)妊娠・出産等に関する健康支援	①妊娠出産期における健康管理の充実と経済的負担の軽減 ②周産期医療・小児医療の充実と不妊治療等への支援
	3 ひとり親家庭への支援	(1)ひとり親家庭への総合的支援	①ひとり親家庭の生活支援・経済的支援
			②ひとり親家庭の自立支援
目標6 多様な分野における 男女共同参画の促進	1 地域における男女共同参画の推進	(1)地域における男女共同参画の意識づくり	①地域活動における男女共同参画 ②防災・防犯活動における男女共同参画
		2 国際規範の尊重と国際社会の「平等・開発・平和」への貢献	(1)国際交流の促進
	(2)人権尊重と国際平和への啓発		①人権尊重・人権教育の推進 ②国際平和への啓発
	実現化方策	1 パートナーシッププラン推進体制の整備・充実	(1)第2次滑川町パートナーシッププラン推進体制の整備・充実
②活動拠点の提供			
③女性団体と指導者の育成			
④調査・研究・広報の充実			

◆目標ごとの指標

目標	目標指標	平成27年度	平成32年度
目標1	町職員の管理職(副課長以上)に占める女性職員の割合	2.4% (3人)	9.7% (12人)
目標2	女性の労働力率の向上	30~34歳 59.7% 35~39歳 55.5%	30~34歳 63% 35~39歳 61%
目標3	DV等の早期相談・早期発見(ホットラインの常設)	0回線	1回線
目標4	女性指導者の増加	26%	35%
目標5	がん検診の受診率の向上	子宮がん 48.8% 乳がん 33.9% 大腸がん 14.3%	子宮がん 50.0% 乳がん 50.0% 大腸がん 50.0%
目標6	防災会議における女性委員の登用	0% (0/24人)	4% (1/24人)

3章 推進計画

目標 1 社会への男女共同参画の促進

【基本方針】

すべての町民が男女の枠にとらわれることなく、あらゆる分野に共に関わり、行政に対して関心を持ち、積極的に参画していく社会を目指します。

また、男女共同参画をより一層促進するため、意識改革や啓発活動の促進を図り、男女が等しく社会における活動に参画できるよう、あらゆる機会を通して男女共同参画を基本とした社会的機運の醸成に取り組んでいきます。

さらに、男女共同参画社会の形成は、男性にとっても暮らしやすい社会であるとの認識にたち、男性自身が固定的性別役割分担意識（「男性は仕事、女性は家庭」など固定的な考え方により役割を決める考え方）にとらわれていることからの意識転換を促すことや、男性の地域生活や家庭生活への参画を推進します。

一方、次代を担う子ども達においては、子どもの頃からの男女共同参画の理解を促すとともに、子どもの健やかな成長を守るため、性差に応じた健康保持や児童虐待等からの保護などに努めます。

【施策の基本方向・施策】

1 政策・方針決定過程への
女性の参画の拡大

(1) 方針決定の場への女性参画の促進
(2) 行政への参画の拡大

2 社会制度・慣行の見直し、
意識の改革

(1) 啓発普及活動の充実・強化

3 男性、子どもにとっての
男女共同参画

(1) 男性にとっての男女共同参画
(2) 子どもにとっての男女共同参画

目標指標	指標の考え方	現況値 平成 27 年度	目標値 平成 32 年度
町職員の管理職（副課長以上）に占める女性職員の割合	政策・方針決定過程において、女性の意見が反映されるよう、町職員の管理職（副課長以上）に占める女性職員の割合の向上を目指します。	2.4% (3人)	9.7% (12人)

【推進の視点】

第4次男女共同参画基本計画（内閣府）では、「指導的地位に女性が占める割合を30%程度とすること」を目指し「女性活躍推進法に基づき、適材適所の登用に留意しつつ、更に踏み込んだポジティブ・アクションの実行等を通じて積極的な女性の採用・登用」を進めるとしています。

行政分野での施策の基本的方向においては、「女性職員の採用・登用拡大に取り組むとともに、子育てや介護を担う職員を含め、男女全ての職員の「働き方改革」によるワーク・ライフ・バランスを実現」し、「女性のみならず全ての職員にとって活躍しやすい職場環境の実現のためのあらゆる施策を講ずる。」としています。

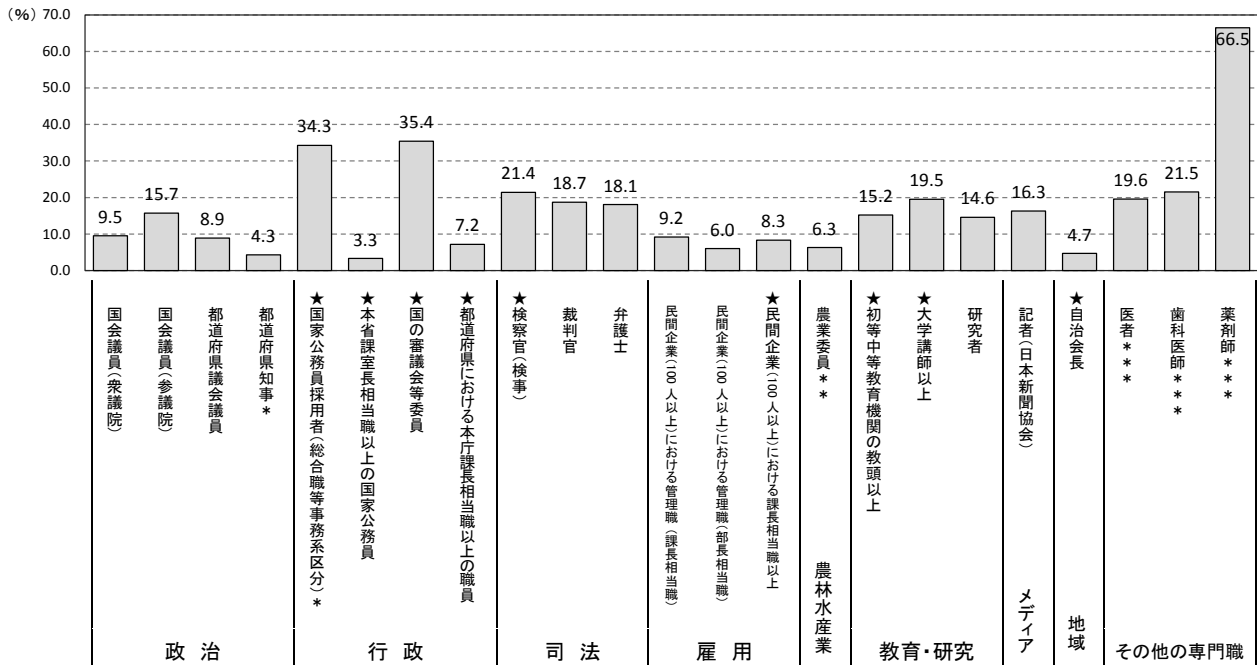
また、これまでの「固定的な性別役割分担意識、性差に関する偏見や様々な社会制度・慣行」や「長時間勤務や転勤が当然とされている男性中心の働き方等を前提とする労働慣行」を見直すことにより「女性の活躍を推進していくことを目指す」としています。

本町においても、ポジティブアクション（積極的改善措置）により、政策、方針決定過程における女性の参画の拡大を図っていく必要があります。

また、固定的性別役割分担を前提とした制度・慣行の見直しについては、地域の特性を充分考慮しながら継続的に推進していくことが重要です。

さらに、これまで女性を中心に進められてきた男女共同参画施策の見直しを図り、男性、子どもにとっての男女共同参画を進めることが求められています。

◆各分野における「指導的地位」に女性が占める割合（全国）



出典：平成27年版男女共同参画白書（内閣府）

※原則として平成26年値。ただし*は27年値、**は25年値、***は24年値。なお、★印は、第3次男女共同参画基本計画において当該項目が成果目標として掲げられているもの。

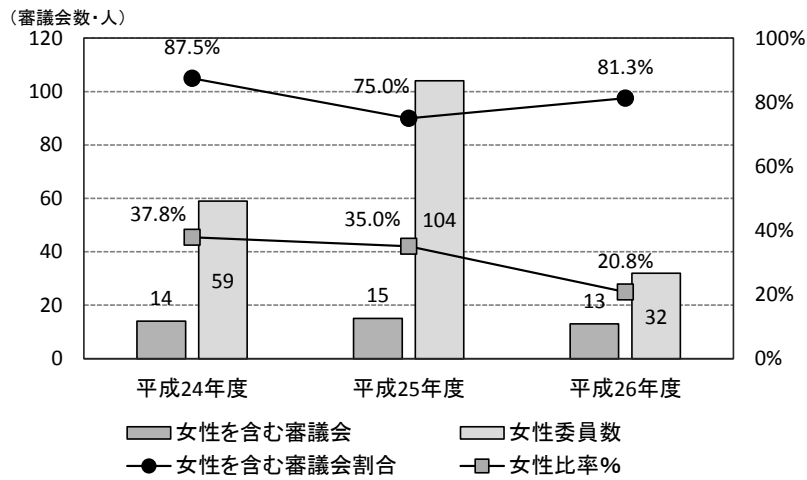
【施策の具体的内容】

1. 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

(1) 方針決定の場への女性参画の促進

平成 26 年 4 月 1 日現在、本町の審議会等への女性の参画比率は 20.8%と、埼玉県、県内市町村と比較して低い割合を示しており、平成 32 年度までに女性委員の参画割合を 40%とする本計画における目標達成までにはさらなる努力が必要です。今後は、目標値達成に向けて女性委員の参画を積極的に推進していくことが求められています。また、女性の能力開発、配置の平等化、参加しやすい環境整備などに努める必要があります。

◆ 審議会等における女性の参画状況（滑川町）



資料：地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況（内閣府）（各年度版）

① 審議会等への女性の参画拡大

- 1) 男女共同参画社会の実現に向けて、審議会等における女性の参画の積極的な推進を図ります。
- 2) 審議会等における女性比率の現状調査を実施し、男女共同参画行政推進の資料として活用するとともに、町民に公表していきます。
- 3) 女性委員の登用に当たっては、埼玉県等の人材情報を活用するとともに、本町において審議会等委員として活躍できる人材の発掘及び育成に努めます。そのため、埼玉県等が開催している女性の人材育成講座等の開催の周知をしていきます。

◆ 主要施策

施策	内容及び目標	担当部署
1) 女性委員の登用	平成 32 年度までに、女性委員の審議会等参画割合を 40%とする。選出割合を原則 50%と考えて、人選を行う。	総務政策課 人権・自治振興担当
2) 女性委員比率の把握	現況調査を年 1 回実施し、女性委員の比率を把握する。	総務政策課 人権・自治振興担当
3) 人材の発掘・育成	審議会などで活躍できる人材の発掘と育成を図るため、人材育成総合講座等の周知を図る。	総務政策課 人権・自治振興担当

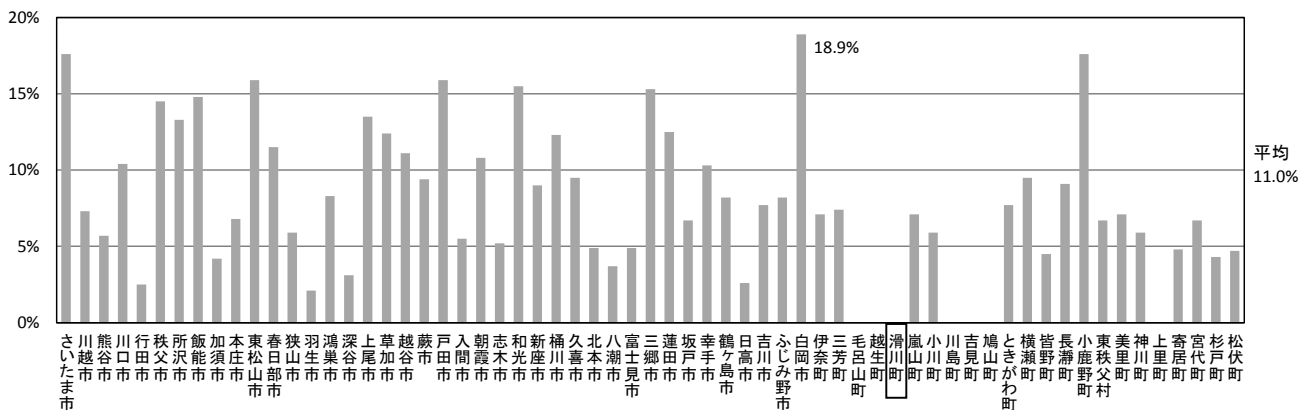
(2) 行政への参画の拡大

本町においては、これまで女性職員の採用、登用、職域の拡大、能力開発等の促進を図ってきました。そのため、女性の採用人数は年々増加し、平成 27 年度は 124 人中 50 人と全体の 40.3% となっています。また、管理職（副課長以上）の割合は全体の 2.4% となっています。

平成 26 年 4 月 1 日時点の埼玉県市町村における管理職（課長以上）の女性比率をみると、最も比率が高いのは白岡市の 18.9% で、16 市町が平均の 11.0% を超えており、0% は滑川町を含む 7 町となっています。

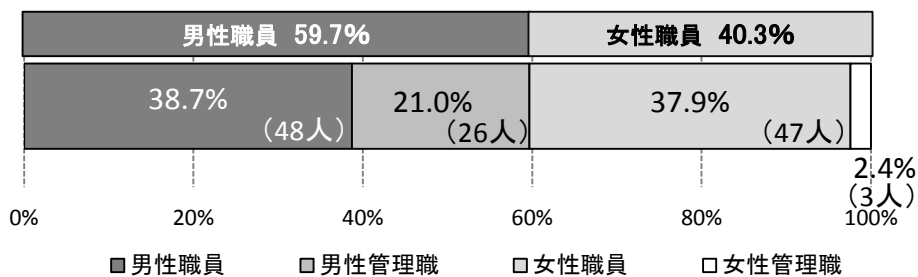
今後は、女性職員が働きやすい環境づくりや意識の向上を図り、政策方針決定に大きく影響する女性の管理職への登用を推進する必要があります。

◆地方公務員の管理職に占める女性の割合（平成 26 年度埼玉県市区町村）



資料：平成 26 年度 地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況（内閣府）

◆滑川町職員の管理職（副課長以上）に占める女性の割合（平成 27 年度）



資料：滑川町

①女性の採用と職域の拡大

- 1) 本町職員の募集・採用の均等な機会の確保に努めます。
- 2) 「女性活躍推進法」に基づき、女性職員の指導的地位（副課長以上）への積極的な登用を図るため、女性職員の意識向上や能力開発を推進します。
- 3) 女性職員については、研修機会の拡大を図るとともに、庁内で実績のある女性職員をロールモデル（具体的な行動技術や行動事例を模倣・学習する対象となる人材）として発掘し、取組事例の紹介を行うなど、意識の向上を図ります。
- 4) 職場における男女の固定的な役割分担意識の解消に積極的に取り組むとともに、管理職・男性職員を対象に意識啓発を図ります。

◆主要施策

施策	内容及び目標	担当部署
1) 職員採用の機会均等	新規採用職員募集の均等な機会の確保を図るため、人権尊重・機会均等を考慮した募集要綱を作成する。	総務政策課 総務担当
2) 女性の管理職登用	人材育成基本方針に基づく自己開発能力を高める研修を実施し、女性管理職への登用を、埼玉県内市町村平均11.0%に近づけるため10%を目標とする。	総務政策課 総務担当
3) 職員研修機会の拡大	職業生活における自己実現により、主体的に自らの行動能力を高める研修を実施し、研修機会の拡大及び内容の充実を図る。	総務政策課 総務担当
4) 管理職の意識啓発	職場における男女の固定的な役割分担意識の解消を図るための研修会を実施し、管理職の参加を促し意識の啓発を図る。	総務政策課 総務担当

②女性の職場環境の整備

- 1) 女性と男性が対等なパートナーとして意識改革を図る中で、セクシュアルハラスメントやマタニティハラスメント（妊娠・出産・育児休業等を理由とする不利益な取扱いをすること）の防止制度の整備に努めます。
- 2) 育児や介護と仕事の両立を支援するため、男性を含めた育児休業・介護休暇の取得を奨励し、女性が働きやすい環境を目指します。

◆主要施策

施策	内容及び目標	担当部署
1) 各種ハラスメントの防止	職場における各種ハラスメント防止方針の明確化を図る。	総務政策課 総務担当
2) 手引きの作成	育児休業等の取得を促進するため制度についての手引きを作成し周知を図る。	総務政策課 総務担当

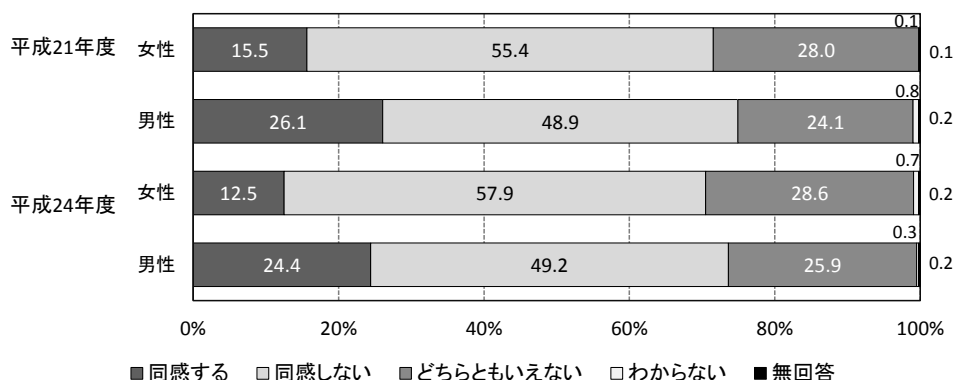
2. 社会制度・慣行の見直し、意識の改革

(1) 啓発普及活動の充実・強化

男女ともにライフスタイルを柔軟に選択できる社会の実現が求められる中、社会制度や慣行の背景にある固定的な性別役割分担意識の解消や男女共同参画社会形成に必要な法制度等の理解促進を図っていくことが大切です。

本町における男女共同参画の視点にたった社会制度・慣行の見直しについては、本町の地域ごとの特性や年代別家族形態（ライフステージ）ごとの課題などを充分見極めながら、継続的な啓発普及活動により、意識改革を推進していくことが重要です。

◆「男は仕事、女は家庭」という考え方に同感するか



出典：平成24年度男女共同参画に関する意識調査・実態調査（埼玉県）

①啓発活動の推進

- 1) 「男女共同参画リーフレット」の発行または「広報なめがわ」に男女共同参画特集ページを設け、男女共同参画情報の提供に努めるとともに、社会参画促進についての啓発に努めます。また、本町ホームページを活用し、男女共同参画に関する情報を発信・提供していきます。
- 2) 男女共同参画社会の実現に向けた啓発事業として、男性対象や事業者対象に情報を提供し、事業を展開します。
- 3) 国・県などで実施する講座等を広範囲に紹介し、町民の積極的な参加を促します。
- 4) 町内で活動する団体と連携し、定期的な広報・啓発活動を推進します。

◆主要施策

施策	内容及び目標	担当部署
1) 男女共同参画情報の発信	リーフレット、広報紙等を使って、県・団体・町の男女共同参画に関する情報を発信する。	総務政策課 人権・自治振興担当
2) 事業情報の発信	リーフレット、広報紙等を使って男性や事業者向け情報を提供し、県・団体・町の男女共同参画に関する事業情報を発信する。	総務政策課 人権・自治振興担当
3) 講座への参加推進	リーフレット、広報紙等を使って、国・県などで実施する講座等を広範囲に紹介し、参加を推進する。	総務政策課 人権・自治振興担当
4) 団体との連携	町内で活動する男女共同参画に関する団体と連携し、広報・啓発活動を行う。	総務政策課 人権・自治振興担当

②情報の収集・活用・提供

- 1) 審議会等における女性比率の現状調査を実施し、男女共同参画行政推進の資料として活用するとともに、町民に公表していきます。(再掲)
- 2) 国・県の情報収集とともに、他市町村等の情報収集と活用に努めます。

◆主要施策

施策	内容及び目標	担当部署
1) 女性委員比率の把握(再掲)	現況調査を年1回実施し、女性委員の比率を把握する。	総務政策課 人権・自治振興担当
2) 他市町村の情報収集	国・県・他市町村の情報の収集を行い、収集情報の活用に努める。	総務政策課 人権・自治振興担当

③男女共同参画の視点にたった社会制度・慣行の見直し

- 1) 新たに施策・事業を検討する際、または施策・事業の更新の際には、男女共同参画の視点からの見直しを図ります。そのため男女共同参画配慮度評価の実施を検討します。
- 2) 職場・家庭・地域における慣行(社会通念、習慣、しきたり)などについては、著しく中立的でないものについて見直すとともに、継続的な啓発普及活動により意識改革を図ります。
- 3) 地域において女性が参画しやすい環境の整備に向けた取組について検討します。

◆主要施策

施策	内容及び目標	担当部署
1) 施策・事業の配慮度評価	施策・事業の見直し等を男女共同参画の視点から行うよう検討する。	総務政策課 人権・自治振興担当
2) 職場、家庭等での慣行の見直し	職場・家庭・地域において著しく中立的でない慣行の見直しを図るため、啓発普及活動による意識改革を行う。	総務政策課 人権・自治振興担当
3) 地域での女性参画	女性が参画しやすい、地域環境の整備に向けた取組について検討する。	総務政策課 人権・自治振興担当

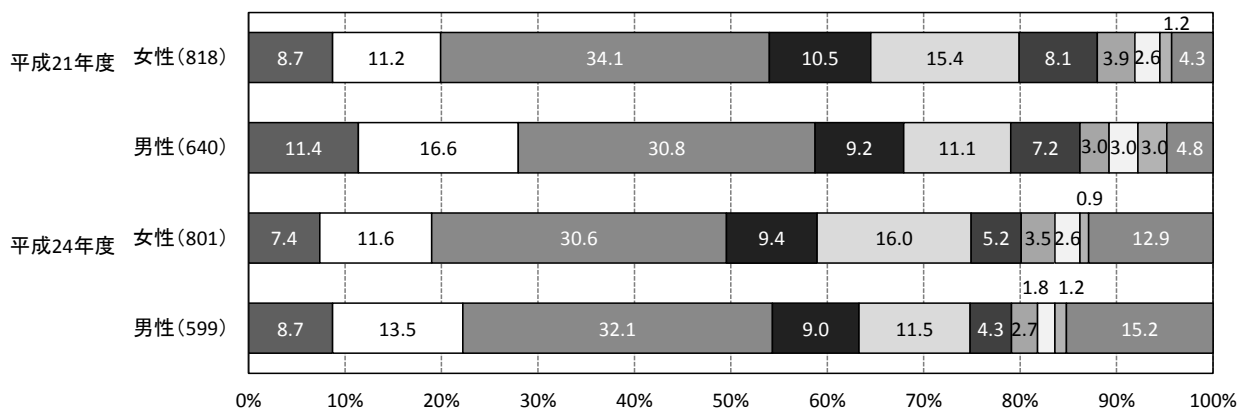
3. 男性、子どもにとっての男女共同参画

(1) 男性にとっての男女共同参画

男女共同参画社会を形成していくためには、法制度の改革や女性の意識改革が大切ですが、これまでの長時間労働などの働き方を見直し、家事・育児・介護に男性が参画することが可能となるための環境の整備をはじめとした、男性にとっての男女共同参画を推進していく必要があります。

本町においても「男女が相互にその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、個性と能力を発揮することのできる男女共同参画社会の形成」は、女性だけでなく男性にとっても暮らしやすい社会であるとの認識にたち、男性自身の固定的性別役割分担意識を変えていくための取組を推進する必要があります。また、男性の長時間労働など、働き方の見直しを図り、男性の地域社会や家庭への参画を進め、男女が共に育児や介護をしながら働くことができる環境整備を図ることも大切です。

◆男女共同参画社会実現のために必要なこと



- 法律や制度上の見直しを行い、性別による差別につながるものを改めること
- 男女の固定的な役割分担についての社会通念、慣習、しきたりを改めること
- 男性も女性もお互いをパートナーとして理解し、協力すること
- 子どもの時から家庭や学校で男女平等について教えること
- 男性も女性も対等に仕事と家庭の両立ができるようなサービスの充実をはかること
- 男性も女性も経済力保持、知識・技術の習得など、積極的に力の向上をはかること
- 就労の場の待遇に性別による差別がないようにすること
- 行政や企業などの重要な役職など女性の少ない分野に、一定の割合で女性を登用する制度を採用・充実すること
- その他
- 無回答

出典：平成24年度男女共同参画に関する意識調査・実態調査（埼玉県）

①男女共同参画の意義についての理解の促進

- 1) 男性にとっての男女共同参画の意義と責任、地域・家庭等への男性の参画を重視した広報・啓発に努めます。
- 2) 男性を対象とした育メン講座や家事支援講座などの教育プログラムについて国・県における実施状況を踏まえながら推進していきます。(育メンとは子育てを楽しみ、自分自身も成長する男性のこと。厚生労働省の事業として育メンプロジェクトが展開されている)

◆主要施策

施策	内容及び目標	担当部署
1) 男性の男女共同参画	広報や啓発活動により、男性の男女共同参画意識の重視を図る。	総務政策課 人権・自治振興担当
2) 男性対象講座	育メン講座や家事支援講座などの教育プログラムの推進を図るため、各種講座をリーフレット、広報紙等で発信・提供する。	総務政策課 人権・自治振興担当

②男性の家庭・地域への参加

- 1) 地域における男女共同参画を促進するため、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の啓発に努めます。
- 2) 育児・介護休業、子の看護休暇、介護休暇など多様な働き方について、周知・普及に努めます。
- 3) 男性の育児休業取得を要件としている次世代育成支援対策推進法（平成 26 年4月改正）に基づく認定制度、認定マーク（くるみん・プラチナくるみん）の広報・周知に努めます。
- 4) 男性の子育てや地域活動への積極的な参加を促進するため、子育てや地域において活躍する男性のロールモデル（具体的な行動技術や行動事例を模倣・学習する対象となる人材）の発掘を行い、活躍事例の表彰や紹介を行います。
- 5) 高齢男性に対し、家事等の日常生活能力の獲得・向上への支援を促進します。

◆主要施策

施策	内容及び目標	担当部署
1) 仕事と生活の調和の促進	地域において仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の啓発を行い、理解を促進する	総務政策課 人権・自治振興担当
2) 育児休業等の普及	リーフレット、広報紙等を利用して、育児・介護休業、子の看護休暇、介護休暇の普及を図る。	総務政策課 人権・自治振興担当 健康福祉課 福祉担当
3) くるみんの普及	リーフレット、広報紙等を利用して、次世代育成支援対策推進法（改正）に基づく認定制度の普及を図る。	総務政策課 人権・自治振興担当
4) ロールモデルの発掘	男性のロールモデルなどの活動の周知・啓発を行い、その発掘や活動事例の紹介等を推進する。	総務政策課 人権・自治振興担当
5) 高齢男性への家事促進	高齢男性に対し、家事等の日常生活能力の獲得・向上に向けた支援を行う。	総務政策課 人権・自治振興担当 健康福祉課 福祉担当

◆「改正くるみん認定マーク」と「プラチナくるみん認定マーク」

「くるみんマーク」は、次世代育成支援対策推進法に基づき、企業が従業員の仕事と子育ての両立のための行動計画を策定・実施し、その結果が一定の要件を満たし厚生労働大臣の認定を受けた場合に、商品などに表示することのできるマークです。

「プラチナくるみんマーク」は、くるみんマークを取得している企業のうち、さらに両立支援の取組が進んでいる企業が一定の基準を満たし、特例認定（プラチナくるみん認定）を受けた場合に表示できるマークです。



出典：厚生労働省ホームページ

(2) 子どもにとっての男女共同参画

次代を担う子どもたちが、男女ともに個性と能力を発揮し、自立できるよう、子どもの頃から男女共同参画の理解を促進し、主体的に進路を選択する能力・態度を身につけるよう、男女共同参画の視点を踏まえたキャリア教育等の取組を推進することが求められています。

本町においても、「子ども一人ひとりが男女共同参画の理解を深めることは、子ども自身のみならず、社会全体が今後の男女共同参画を推進することにつながる」との認識にたち、家庭や地域、教育において、男女共同参画を推進することが重要です。

また、子どもたちが健康状態や性差に応じて適切に自己管理ができるよう健康教育を推進するとともに、子どもたちが健やかに成長できるよう、子どもに対する暴力・虐待への総合的な対策を図っていく必要があります。

さらに、家庭の経済状況等による学力・意欲や進学のための差が生じないよう支援する必要があります。

①男女共同参画についての理解の促進

- 1) 児童・生徒の発達段階に応じ、社会科、家庭科、道徳、特別活動など学校教育全体を通じ、人権の尊重、男女の平等などについて指導の充実に努めます。
- 2) 男女共同参画の視点にたち生涯を見通したキャリア教育(望ましい職業観・勤労観などを育てる教育)・職業教育を実施し、職業に対する意識啓発を推進します。

◆主要施策

施策	内容及び目標	担当部署
1) 男女平等教育の推進	学校教育全体を通じ、ジェンダーの視点にたった男女平等教育の推進を図るため、全小中学校で全体計画を作成し、男女平等教育を実施する。	教育委員会事務局 学校教育担当
2) キャリア教育の推進	小中学校9か年を見通した教育課程を作成、実施し、男女共同参画の視点にたった進路指導・キャリア教育を推進する。	教育委員会事務局 学校教育担当

②子どもの健康管理・保持増進の推進

- 1) 児童・生徒の心と体の発達を健全に育むため、思春期保健の充実に努めるとともに、生徒指導や教育相談の充実により性に関する指導等に努めます。
- 2) 家庭・学校・保育所・地域等が連携した食育の取組を推進するとともに、自己の健康管理能力の向上を図るための健康教育を推進します。

◆主要施策

施策	内容及び目標	担当部署
1) 学校保健の充実	養護教諭や相談員と連携し、保健指導・保健教育の充実に努める。男女平等教育の視点から教育相談等により性に関する指導を推進する。	教育委員会事務局 学校教育担当
2) 食育の推進	家庭・学校・保育所・地域等が連携した食育の取組を充実させるため、全小中学校の全体計画を点検、見直し、食育を推進する。	教育委員会事務局 学校教育担当

③子どもの健やかな成長と安心・安全な地域社会の構築

- 1) 子どもに対する暴力・虐待を根絶するための対策の整備や予防・啓発等の充実に努めます。
- 2) 保育所、幼稚園、学校など子どもと直接に接する業務を行う施設において、子どもが相談しやすい環境を整備し、虐待の早期発見に努めます。
- 3) 子どもの健全な成長のためメディアリテラシー（情報を主体的に読み取り活用する力）の向上に取り組むとともに、学校における情報教育の充実に努めます。
- 4) 安心して親子が生活できる環境づくり、地域全体で子どもを支える取組を進めます。

◆主要施策

施策	内容及び目標	担当部署
1) 児童虐待の根絶	人権教育研修会を実施し、児童虐待防止のための対策整備や予防・啓発活動を行う。	教育委員会事務局 学校教育担当
2) 教育相談活動の充実	虐待の早期発見のため、教育相談員との連携による教育相談活動の充実に図る。	教育委員会事務局 学校教育担当
3) 情報教育の充実	情報教育全体計画、年間指導計画を点検・見直し、情報教育を充実させ、子どものメディアリテラシーの醸成を図る。	教育委員会事務局 学校教育担当
4) 子育てネットワークの構築	学校応援団活動の充実に図り、町内各校応援団との連携を図る。	教育委員会事務局 学校教育担当

目標 2 雇用における平等の促進・男女の仕事と生活の調和 (女性活躍推進法に基づく推進計画)

【基本方針】

男女雇用機会均等法の趣旨に基づき、男女が差別されることなく平等に就業の機会を確保できるよう、関係機関と連携しながら町民、事業者に向けた継続的な啓発に努めます。また、女性がいきいきと働くことができるよう、女性の職業能力開発への支援や再就職支援に努めます。

さらに、男女の仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を実現するため、意識啓発の推進と制度の普及を進めるとともに、育児・介護休業制度の周知など、子育てや介護の支援に努めます。

【施策の基本方向・施策】

1 男女の均等な機会と待遇の確保

- (1) 雇用における機会均等と職場における男女平等の推進
- (2) 職業能力開発・再就職等支援

2 男女の仕事と生活の調和

- (1) 仕事と生活の調和の支援
- (2) 子育てや介護の支援

目標指標	指標の考え方	現況値 平成 27 年度	目標値 平成 32 年度
女性の労働力率の向上	働きたい女性が育児等と仕事を両立できる環境を整備・推進し、M字カーブの解消を目指します。	30～34 歳 59.7% 35～39 歳 55.5%	30～34 歳 63% 35～39 歳 61%

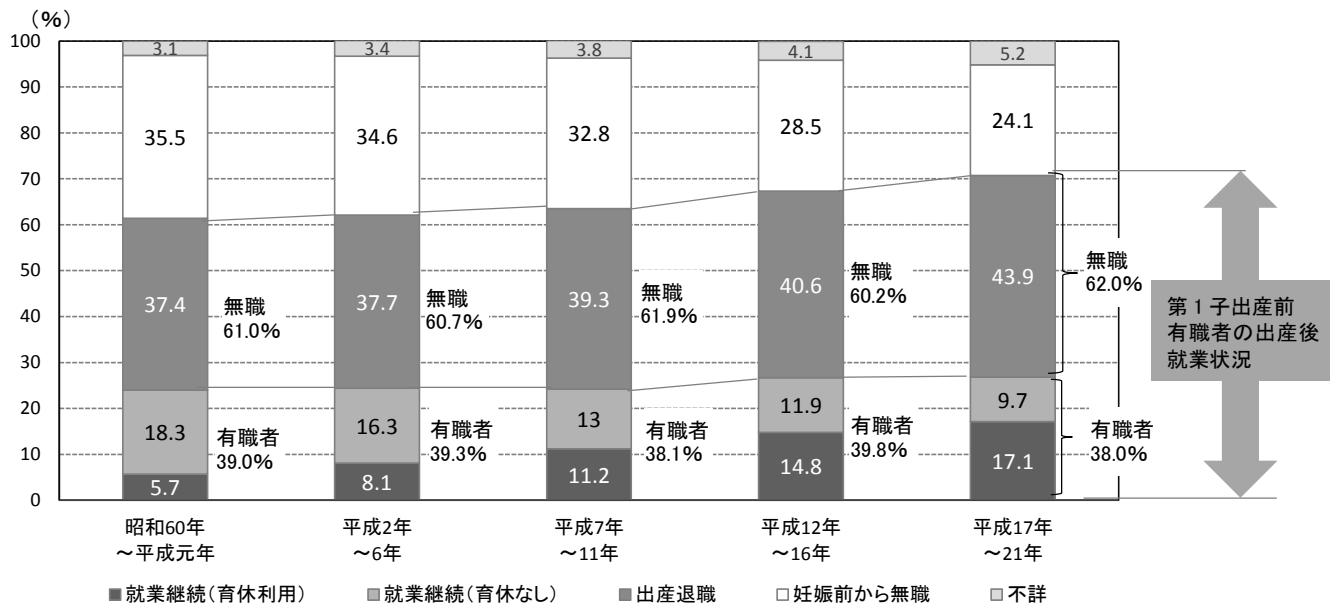
【推進の視点】

第4次男女共同参画基本計画（内閣府）では、「男女の均等な機会及び待遇の確保に向けて、性別を理由とする採用・配置・昇格等における差別的取扱いやセクシュアルハラスメント、マタニティハラスメント等が行われない職場づくりを促進する」また、「男女間賃金格差の解消に向けた取組を推進する」としています。

また、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）については、「働きたい女性が仕事と子育て・介護等の二者択一を迫られることなく働き続け、その能力を十分に発揮することができるよう、長時間労働の削減や生産性の向上に向けた効率的な働き方の推進等によるワーク・ライフ・バランス及びライフイベントに対応した多様で柔軟な働き方の実現を図る」ことや「パートナーである男性の子育て・介護等への参画及び女性が活躍するための前提となる人材育成の在り方の見直しを推進する」としています。

本町においても、女性の雇用の確保、就業環境の向上に向けた支援を積極的に推進するとともに、仕事と生活の調和の実現を目指していくことが求められています。

◆子どもの出生年別第1子出産前後の妻の就業経歴



出典：平成27年版男女共同参画白書（内閣府）

【施策の具体的内容】

1. 男女の均等な機会と待遇の確保

(1) 雇用における機会均等と職場における男女平等の推進

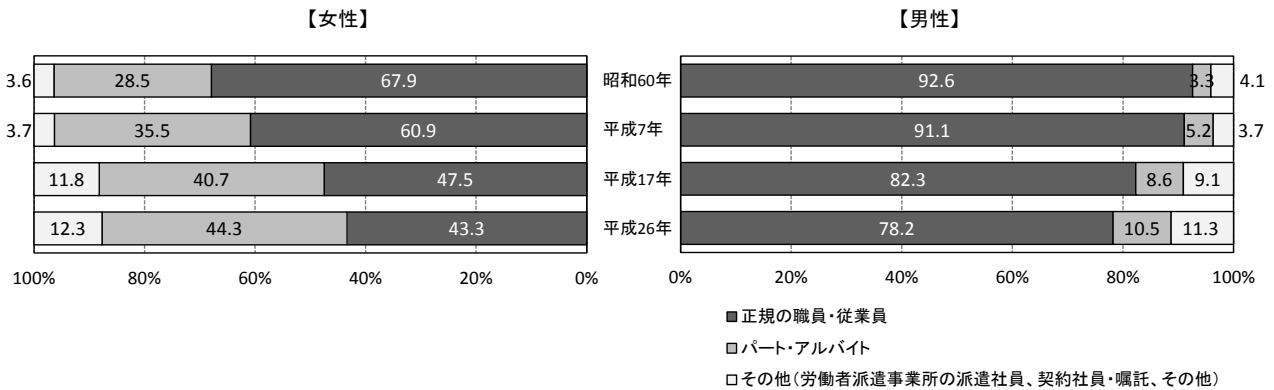
働きたい人が性別にかかわらずなく、その能力を発揮することができる社会づくりが重要であるとの認識にたち、男女雇用機会均等法の基本理念である「雇用の分野における男女の雇用の均等な機会及び待遇の確保」を実現するため、男女間における雇用機会格差の是正、男女間における賃金格差の解消、雇用処遇体系の見直し、「M字カーブ問題」解消に向けた女性の就業継続支援などに取り組んでいくことが求められています。

また、パートタイム労働を始めとする非正規雇用は、多様な働き方が可能となる反面、正規雇用を望みながら非正規雇用で働かざるを得ない雇用者を生み出し、大きな社会問題になっているところだ。

我が国における男女別の雇用形態をみると、男女ともに年々、正規の職員・従業員の割合が減少していますが、平成26年の女性の非正規雇用者割合は56.7%と半数以上が非正規雇用であることが分かります。

本町においても、男女雇用機会均等法の趣旨等の徹底により、男女が差別されることなく平等な募集・採用の機会を確保できるよう、関係機関と連携して啓発活動を進めていく必要があります。

◆雇用形態別にみた役員を除く雇用者の構成割合の推移



出典：平成27年版男女共同参画白書（内閣府）

※小数点第二位を四捨五入しているため、内訳の合計は100%とならないことがある。

①機会均等を推進する啓発活動の推進

- 1) 男女の雇用における機会均等が保たれるよう、町民・事業主に対する啓発活動に努めます。
- 2) 国・県からの啓発リーフレット等を窓口等に設置し、男女雇用機会均等法における制度の趣旨の普及に努めます。

◆主要施策

施策	内容及び目標	担当部署
1) 雇用の機会均等の充実	東松山工業団地工業会や商工会を通じて啓発資料を配布し、町民・事業主に対して雇用の機会均等の啓発を図る。	産業振興課 農林商工担当
2) 雇用の機会均等の普及	啓発リーフレットの窓口等への設置により、男女雇用機会均等法における制度の趣旨を住民や事業所に周知し、普及を図る。	産業振興課 農林商工担当

②職場における男女平等意識の啓発

- 1) 職場に働く人が性別により差別されることがないように、男女雇用機会均等法（平成 25 年施行規則改正）及び労働基準法の周知を図ります。
- 2) 職場における機会均等を確保し、女性就業者の有効登用を促進するため、事業主等に対する啓発を継続的に進めます。
- 3) 男性の育児休業取得を要件としている次世代育成支援対策推進法（平成 26 年 4 月改正）に基づく認定制度、認定マーク（くるみん・プラチナくるみん）の広報・周知に努めます。（再掲）
- 4) 町内企業における女性の役員登用や経営への参画に向けた取組を奨励します。

◆主要施策

施策	内容及び目標	担当部署
1) 雇用関係法令の理解	差別がないよう男女雇用機会均等法及び労働基準法の理解を促すため、国や県が作成したパンフレット等を配布し啓発を図る。	産業振興課 農林商工担当
2) 女性就業者の登用	商工会等の事業所の代表者が集まる会議の際には、女性就業者の登用について、パンフレット等の配布による啓発を行い、女性就業者の有効登用の促進を図る。	産業振興課 農林商工担当
3) くるみんの普及（再掲）	リーフレット、広報紙等を利用して、次世代育成支援対策推進法（改正）に基づく認定制度の普及を図る。	産業振興課 農林商工担当
4) 女性の役員登用	商工会等の事業所の代表者が集まる会議の際には、女性の役員登用について、パンフレット等の配布による啓発を行い、企業における女性の役員登用や経営への参画に取組を奨励する	産業振興課 農林商工担当

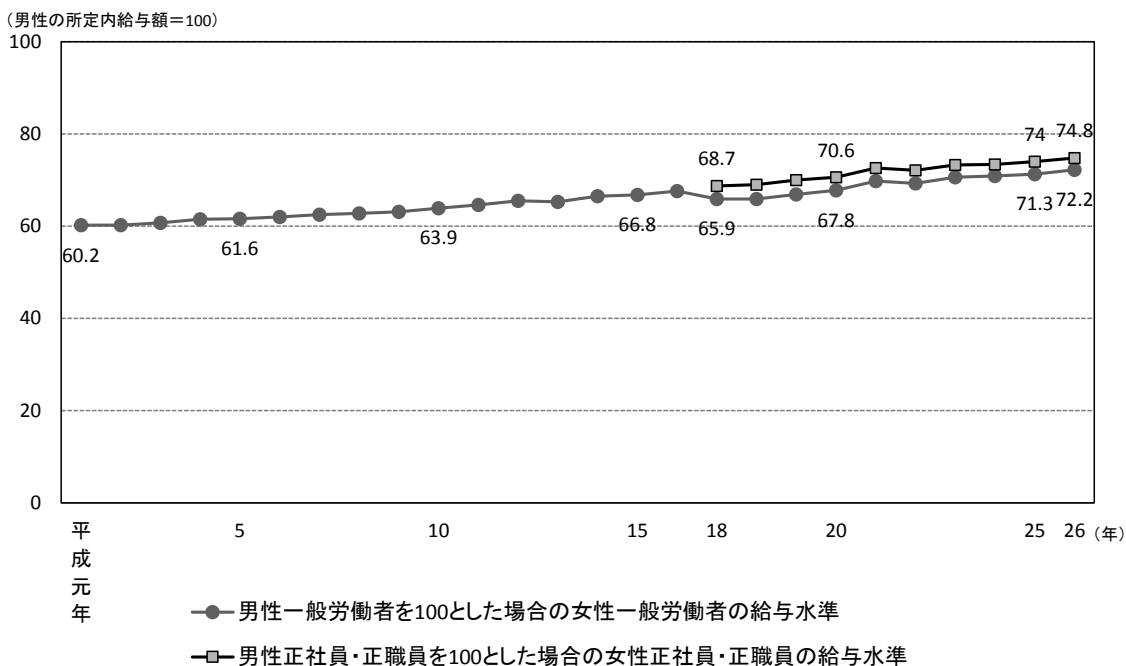
(2) 職業能力開発・再就職等支援

一般労働者における男女の平均所定内給与額格差は、徐々に縮小傾向にあるものの、平成 26 年では、男性一般労働者を 100 とした場合、女性一般労働者は 72.2 となっています。正社員・正職員でみても、男性を 100 とすると女性は 74.8 となっており、格差の解消は大きな課題です。男女間の賃金格差の要因としては、職場における役職や勤続年数の男女差が大きく影響していると考えられます。女性が就業を継続し、職業能力を高め、より高い役職を得る機会を拡大していくことが重要です。また、女性が職場の中で十分に能力を発揮し、いきいきと働くことができるようにするためにも、職業能力の開発・向上を図っていくことが重要です。

本町においても、女性がいきいきと働くことができるよう、女性の職業能力開発への支援に努めていきます。

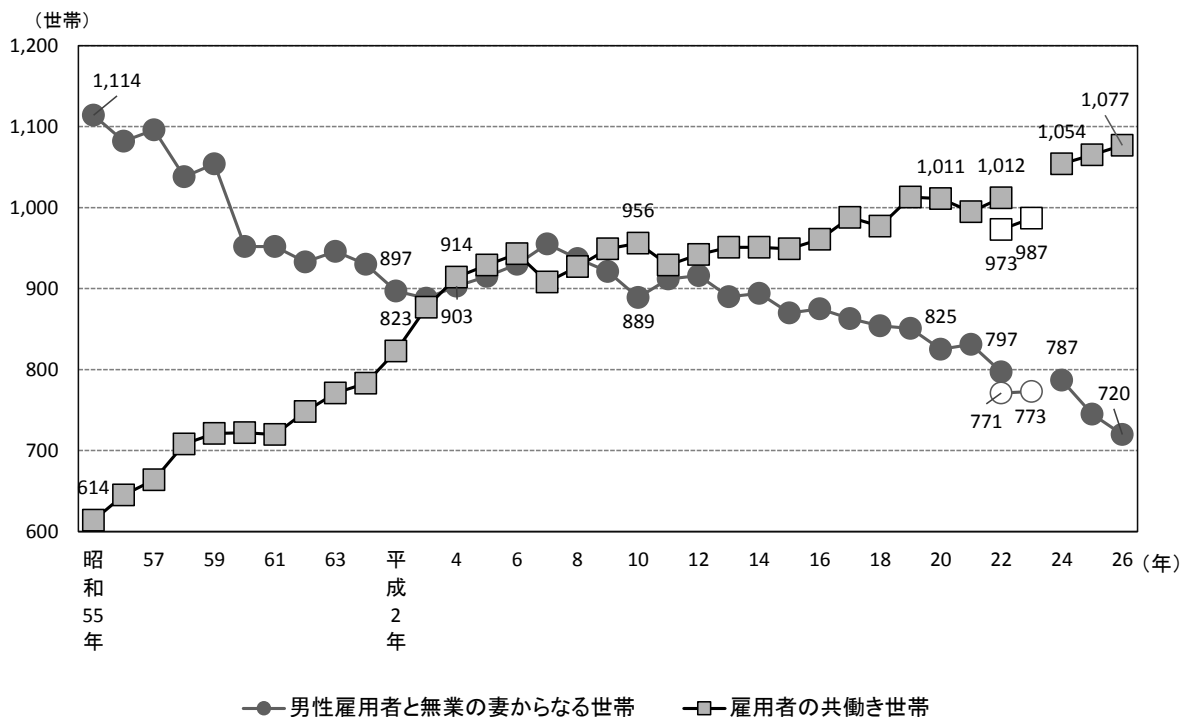
また、子育て期における女性の就業率が低迷していることから、出産・育児のために一時的に仕事を離れていた女性に対する再就職支援については、特に重点的に推進していく必要があります。

◆男女間所定内給与格差の推移（男性の所定内給与額を100とした場合の女性の所定内給与額）



資料：平成27年版男女共同参画白書（内閣府）

◆共働き等世帯数の推移



出典：平成27年版男女共同参画白書（内閣府）

※昭和55年から平成13年までは総務庁「労働力特別調査」平成14年以降は総務省「労働力調査（詳細調査）」（年平均）平成22年及び平成23年の数値（白抜き表示）は、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果

①職業開発機会の充実と情報提供

- 1) ハローワークや民間の職業紹介事業者等と連携を図り、就業に関する情報の提供を進めます。
- 2) 国・県で実施しているキャリアアップ（職業能力の向上）講座や就職支援セミナーなど、女性の就業に役立つ講習の情報提供に努めるとともに参加を促進します。
- 3) 関係機関との連携により、能力開発に係わる事業について情報の提供に努めます。

◆主要施策

施策	内容及び目標	担当部署
1) 就業情報の提供	ハローワークからの募集企業の一覧のコピーの配布及び、データのダウンロードによる求人情報のオンライン提供など、ハローワーク等と連携し、就業に関する情報を提供する。	産業振興課 農林商工担当
2) 講座への参加	国や県からの案内を広報紙等で広く周知し、国・県などで実施する講座等への参加の促進を図る。	産業振興課 農林商工担当
3) 関係機関との連携	能力開発に係わる事業について情報の提供を行い、関係機関との連携を図る。	産業振興課 農林商工担当

②再就職等支援の充実

- 1) 再就職希望者の就業を支援するため、国・県が実施する再就職に必要な基礎知識が学べるセミナーやイベント、就職活動を支援するための相談事業の情報提供に努めます。
- 2) 関係機関との連携により、就職支援に係わるセミナー等の事業について情報の提供に努めます。
- 3) 国・県が実施する再就職セミナーやスキルアップ（知識・経験の向上）講座などの情報提供に努め、女性のキャリア形成（実践的な職業能力の形成）支援を積極的に展開するとともに、相談窓口に関する情報を提供します。

◆主要施策

施策	内容及び目標	担当部署
1) 再就職の支援	国・県などで実施する講座等を広く紹介し、再就職希望者の就業の支援を図る。	産業振興課 農林商工担当
2) 就職支援セミナー	国・県などで実施する講座等を広く紹介し、関係機関との連携による就職支援セミナー等の事業の推進を図る。	産業振興課 農林商工担当
3) 女性のキャリア形成支援	国・県などで実施する講座等を広く紹介し、女性のキャリア形成支援を積極的に展開する。	産業振興課 農林商工担当

2. 男女の仕事と生活の調和

(1) 仕事と生活の調和の支援

長時間労働を前提とした従来の働き方を見直し、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を実現することは、M字カーブ問題の解消や政策・方針決定過程への女性の参画の拡大を進めるうえで不可欠です。

また、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）は、人々の健康を維持し、趣味や学習、ボランティア活動や地域社会への参画等を通じた自己実現を可能なものとするとともに、育児・介護も含め、家族が安心して暮らして責任を果たしていくうえで重要なものとなっています。働きたい女性が仕事と育児・介護等の二者択一を迫られることなく仕事を続けるには、パートナーである男性が育児・介護等へ参画しやすくなるための取組も必要です。

埼玉県が平成24年に実施した「男女共同参画に関する意識・実態調査」によると、「仕事と家庭の両立に必要なこと」について、女性では1位「女性が働くことに対し、家族や周囲の理解と協力があること」、2位「代替要員の確保など、育児休業・介護休業制度を利用できる職場環境をつくること」が4割以上と多くなっています。また男性では1位が「代替要員の確保など、育児休業・介護休業制度を利用できる職場環境をつくること」で、2位「地域の保育施設や保育時間の延長など保育内容を充実すること」となっています。

◆仕事と家庭の両立に必要なこと

【女性】		平成24年	平成21年
第1位	女性が働くことに対し、家族や周囲の理解と協力があること (42.1)	代替要員の確保など、育児休業・介護休業制度を利用できる職場環境をつくること (45.0)	女性が働くことに対し、家族や周囲の理解と協力があること (40.3)
第2位	代替要員の確保など、育児休業・介護休業制度を利用できる職場環境をつくること (40.8)	地域の保育施設や保育時間の延長など保育内容を充実すること (36.1)	地域の保育施設や保育時間の延長など保育内容を充実すること (32.5)
第3位	在宅勤務やフレックスタイム制度、短時間勤務制度など、柔軟な勤務制度を導入すること (34.3)	育児休業・介護休業中の賃金その他の経済的給与を充実すること (29.1)	育児や介護のために退職した職員をもとの会社で再雇用する制度を導入すること (25.4)
第4位	男性が家事や育児を行うことに対し、職場や周囲の理解と協力があること (30.1)	在宅勤務やフレックスタイム制度など、柔軟な勤務制度を導入すること (25.3)	
第5位	育児休業・介護休業中の賃金その他の経済的給与を充実すること (22.6)		
第6位			

【男性】		平成24年	平成21年
第1位	代替要員の確保など、育児休業・介護休業制度を利用できる職場環境をつくること (39.7)	代替要員の確保など、育児休業・介護休業制度を利用できる職場環境をつくること (41.7)	育児休業・介護休業中の賃金その他の経済的給与を充実すること (36.6)
第2位	地域の保育施設や保育時間の延長など保育内容を充実すること (33.6)	女性が働くことに対し、家族や周囲の理解と協力があること (33.2)	年間労働時間を短縮すること (30.6)
第3位	在宅勤務やフレックスタイム制度、短時間勤務制度など、柔軟な勤務制度を導入すること (32.9)	育児や介護のために退職した職員をもとの会社で再雇用する制度を導入すること (28.9)	地域の保育施設や保育時間の延長など保育内容を充実すること (27.7)
第4位	男性が家事や育児を行うことに対し、職場や周囲の理解と協力があること (26.4)		給与等の男女間格差をなくすこと (24.7)
第5位			在宅勤務やフレックスタイム制度など、柔軟な勤務制度を導入すること (24.7)
第6位			

※()内の数値は構成比(%)

出典：平成24年度男女共同参画に関する意識・実態調査（埼玉県）

①意識啓発活動の推進と制度の普及

- 1) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）が可能な地域社会や職場環境の形成を目指し、社会的機運を高めるための取組を進めます。
- 2) 地域における男女共同参画を促進するため、「カエル！ジャパン」キャンペーンなど仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の啓発に努めます。
- 3) 女性の育児・介護休業など、多様な働き方について、周知・普及に努めます。
- 4) 男性の育児休業取得を要件としている次世代育成支援対策推進法（平成 26 年 4 月改正）に基づく認定制度、認定マーク（くるみん・プラチナくるみん）の広報・周知に努めます。（再掲）

◆主要施策

施策	内容及び目標	担当部署
1) 仕事と生活の調和の推進	町内事業所においてノー残業デー推進の啓発を行い、仕事と生活が調和された地域社会や職場環境の形成を図る。	産業振興課 農林商工担当
2) 「カエル！ジャパン」キャンペーンの推進	福祉部門と連携し、育児休業取得促進等助成金制度や男性の育児休暇取得助成制度の周知を行い、「カエル！ジャパン」キャンペーンの啓発推進を図る。	産業振興課 農林商工担当
3) 育児・介護休業の普及	福祉部門・商工会等と連携し、「働く女性の生き方等」の講演会を行い、女性の育児・介護休業などについて、周知・普及を図る。	産業振興課 農林商工担当
4) くるみんの普及（再掲）	リーフレット、広報紙等を利用して、次世代育成支援対策推進法（改正）に基づく認定制度の普及を図る。	産業振興課 農林商工担当

◆ワーク・ライフ・バランス推進のための「カエル！ジャパン」キャンペーン

「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」を一層効果的に推進するため、「カエル！ジャパン」というキーワードの下、シンボルマーク・キャッチフレーズを作成し、集中キャンペーンを実施しています。



出典：仕事と生活の調和推進室ホームページ（内閣府 男女共同参画局）

②働く男女の健康管理対策

- 1) 働く女性が、制度を理解し活用できるよう、「男女雇用機会均等法」、「労働基準法」に基づく女性労働者の母性保護及び母性健康管理について、その周知に努めます。
- 2) 妊娠・出産を理由とする不利益扱いは許されないことなどについて、事業所及び女性労働者に対し周知・啓発を図ります。
- 3) 男女ともに健康が確保されるような職場環境の整備を事業所に働きかけます。

◆主要施策

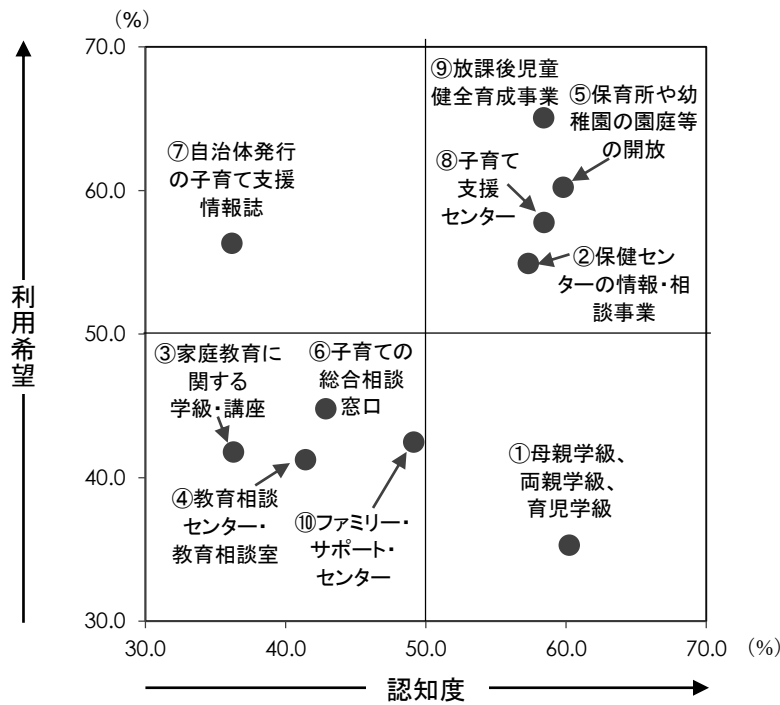
施策	内容及び目標	担当部署
1) 働く女性の制度理解	福祉部門と連携し、女性労働者の母性保護及び母性健康管理についての普及を図るため、パンフレットを作成し、町内企業の食堂等へ設置して周知する。	産業振興課 農林商工担当
2) 不利益制度の理解	名刺に男女雇用機会均等法推進月間と押印したものを使用し、妊娠・出産を理由とする不利益扱いは許されないなどの理解を図る。	産業振興課 農林商工担当
3) 職場環境の整備	男女ともに健康が確保されるような職場環境の整備を図る。パンフレットを作成し、町内企業の食堂等へ設置して周知する。	産業振興課 農林商工担当

(2) 子育てや介護の支援

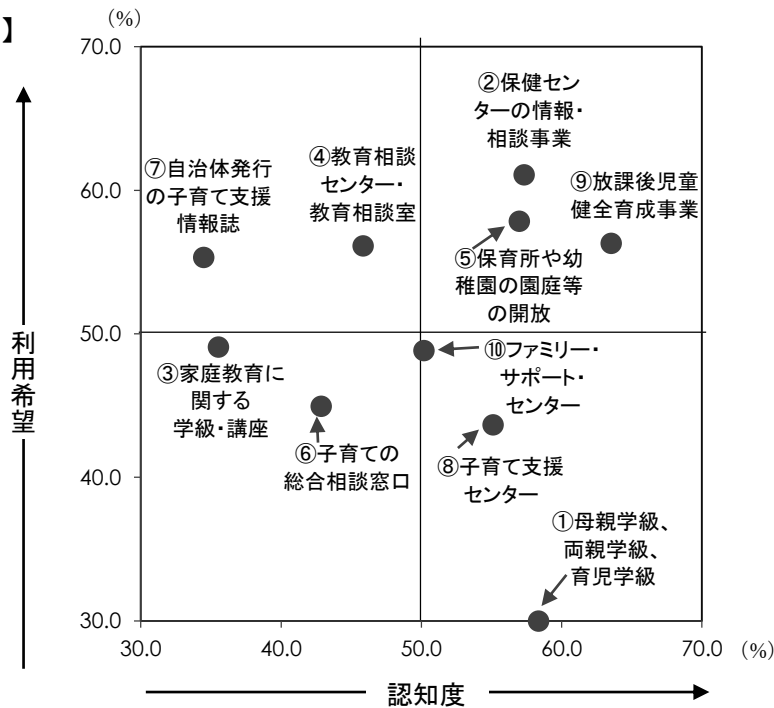
安心して子育てができる地域社会の実現を目指し、「滑川町次世代育成支援行動計画」の内容を引き継ぎ、平成 27 年 3 月に策定された「滑川町子ども・子育て支援事業計画」に基づき、保育サービスの充実、子育て支援拠点やネットワークの充実を進めていく必要があります。また、少子高齢化の進展に対応した高齢者が安心して暮らせる地域づくりを目指し、介護支援策の充実を図ります。

◆子育て支援事業の認知度と利用希望

【未就学児童の保護者】



【小学生の保護者】



出典：滑川町子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査（平成 25 年度）

①子育て支援の充実

- 1) 保育所における多様な保育サービスや保育内容の充実を目指します。
- 2) 滑川町子ども・子育て支援事業計画に基づき、子育て支援センターにおいて放課後児童クラブの充実を目指します。
- 3) 子育ての援助を受けたい人と協力したい人の相互援助活動によるファミリーサポート事業の充実を目指します。保育所や幼稚園に通っていない保護者や乳幼児の子育て支援の充実を目指し、保護者が気軽に育児相談や他の子育て家庭と交流ができる、つどいの広場や子育て支援拠点となるセンターなどの運営を支援します。
- 4) 子育てボランティアの育成支援に努めるとともに、子育てネットワークの構築を目指します。

◆主要施策

施策	内容及び目標	担当部署
1) 保育サービスの充実	待機児童対策として認可保育所の施設改修等による定員の見直しや、今後、新たな設置計画のある認可保育所の設置に向けての支援対策を実施し、就労意欲や就業形態の多様化による保育サービスの要求に対する施策の充実を図る。	健康福祉課 福祉担当
2) 放課後児童クラブの充実	共働き夫婦等の増加に伴い、ニーズの高まる放課後児童クラブの施設整備や、運営の支援・充実化を図るため、学童保育の委託を継続するとともに、施設整備や支援員(指導員)体制などの整備・充実化を行う。	健康福祉課 福祉担当
3) 子育て支援・相談	ファミリーサポート会員を増員し、事業の充実を図る。会員の子育ての悩みや不安を解消するため、気軽に相談ができる場として地域子育て支援センターでの育児相談や講座など、支援の場を作り、子育てに関する相談や交流を図る。	健康福祉課 福祉担当
4) 子育てサークルの支援	子育てサークルの支援により、子育て世代が情報を得る機会を増やすとともに、交流の場の整備を図る。グループのネットワーク化を行うことで、子育ての孤立化を防ぎ、ストレスの軽減を図る。	健康福祉課 福祉担当

②介護支援策の充実

- 1) 介護保険制度の充実と適正な運用を図ります。
- 2) 高齢者介護や相談業務など高齢者の生活を総合的に支えていくため、地域包括支援センター（地域住民の保健・福祉・医療の向上、虐待防止、介護予防マネジメントなどを総合的に行う機関）の機能の充実を図ります。
- 3) 高齢者や介護に関係するボランティア・NPO（特定非営利活動法人、非営利で社会貢献活動や地域活動などを行う市民団体）活動への支援に努めるとともに、ネットワーク組織の育成・支援に努めます。

◆主要施策

施策	内容及び目標	担当部署
1) 介護保険制度の充実	リーフレット、広報紙等を使って介護保険制度の情報を提供し、制度の充実と適正な運用を図る。	町民保険課 介護保険担当
2) 高齢者の生活支援	地域包括支援センターの機能の充実に努め、高齢者介護や相談業務など高齢者の生活を総合的に支援する。	健康福祉課 高齢者福祉担当
3) ボランティア人材育成	要介護者を支援する人材の育成を図るため、ボランティアを養成する。	健康福祉課 高齢者福祉担当

目標 3 女性に対する暴力の根絶（DV基本計画）

【基本方針】

女性に対する暴力の根絶を目指し、暴力を許さない意識づくり、社会づくりを推進するとともに、DV（ドメスティック・バイオレンス：配偶者からの暴力）による被害の早期発見、早期相談のための取組強化に努め、関係機関との協力のもと、必要に応じて被害者の保護に努めるなど、被害者の安全確保と支援体制の充実に取り組んでいきます。

また、安心して生活再建ができるよう、総合的な生活支援を行うとともに、地域コミュニティにおける受入れ体制やボランティアによる被害者の支援、子どもの安全確保に努めます。

さらに、セクシュアルハラスメント（相手の意に反する性的な内容の発言や行動により不利益をあたえること）の実態把握に努めるとともに、防止対策の充実に努めます。

DV対策を総合的に推進していくため関係機関との連携強化に努めます。

【施策の基本方向・施策】

1 暴力を許さない社会づくりの推進	(1) 暴力の未然防止
2 被害者の安全確保と支援体制の充実	(1) 早期相談・早期発見 (2) 被害者の安全確保
3 安心して生活再建するための 自立支援	(1) 自立への支援 (2) 人材の育成 (3) 子どもの安全確保
4 セクシュアルハラスメント防止対策	(1) セクシュアルハラスメント防止対策
5 関係機関との連携・協働の推進	(1) 関係機関との連携強化

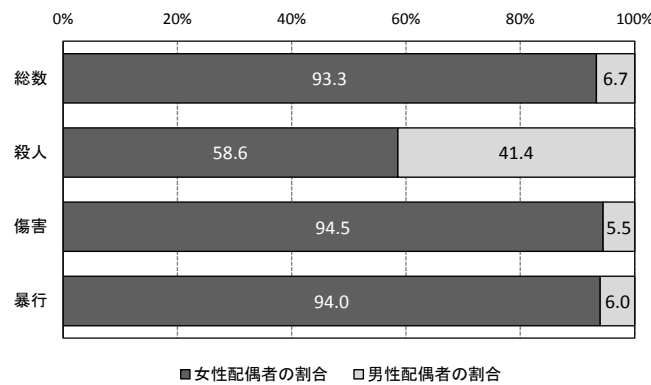
目標指標	指標の考え方	現況値 平成27年度	目標値 平成32年度
DV等の早期相談・早期発見	本町における、DVや虐待（児童、高齢者等）に関わる相談・通報ホットラインの常設を目指します。	0回線	1回線

【推進の視点】

第4次男女共同参画基本計画（内閣府）においては、「配偶者等からの暴力、ストーカー行為等の被害は引き続き深刻な社会問題となっており、こうした状況に的確に対応する必要がある。」としており、さらに「交際相手からの暴力、性犯罪、売買春、人身取引等暴力は一層多様化しており、そうした新たな形の暴力に対して迅速かつ的確に対応していく必要がある。」ともしています。

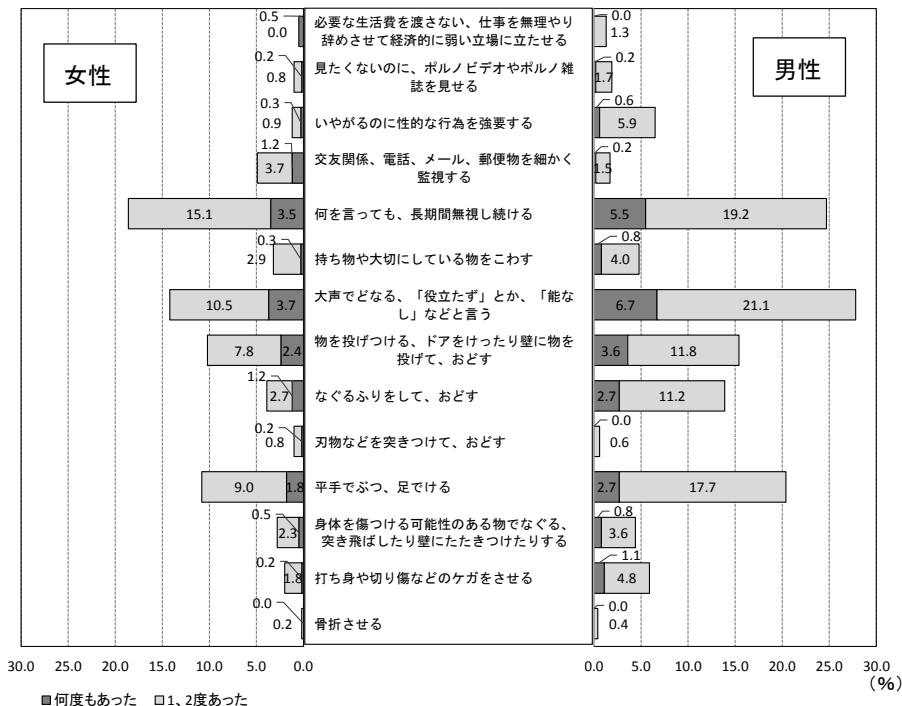
女性に対するあらゆる暴力を根絶していくには、「暴力を生まないための予防教育を始めとした暴力を容認しない社会環境の整備等、暴力の根絶のための基盤づくりの強化を図るとともに、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）を始めとする関係法令の近年の改正内容等の周知徹底及び厳正な執行に努め、配偶者等からの暴力、性犯罪、ストーカー行為等の形態に応じた幅広い取組を総合的に推進する。」としています。

◆配偶者間における犯罪の被害者の割合（平成26年検挙件数）



出典：平成27年版男女共同参画白書（内閣府）

◆配偶者への加害経験の有無



出典：平成24年度男女共同参画に関する意識・実態調査（埼玉県）

【施策の具体的内容】

1. 暴力を許さない社会づくりの推進

(1) 暴力の未然防止

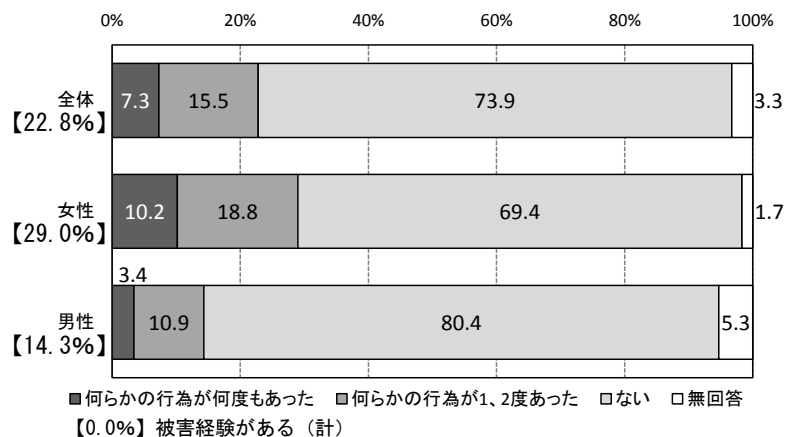
女性に対する暴力は、男女が平等で対等な関係づくりを進める男女共同参画社会の形成を阻害するものです。しかし、家庭内における様々な暴力の被害は家庭内での問題として、その多くが見過ごされてきました。また、配偶者等からの暴力だけでなく、ストーカー行為等の被害は深刻な社会問題となっており、スマートフォンの普及によりSNS（社会的ネットワークをインターネット上で提供するコミュニティ型サービス）などを利用した交際相手からの暴力や性犯罪など、暴力の種類は多様化し、子どもや高齢者が被害者となるケースも多くなっています。

今後は、暴力を許さない社会づくりに向けて、DV（ドメスティック・バイオレンス）予防のための取組を進めていく必要があります。

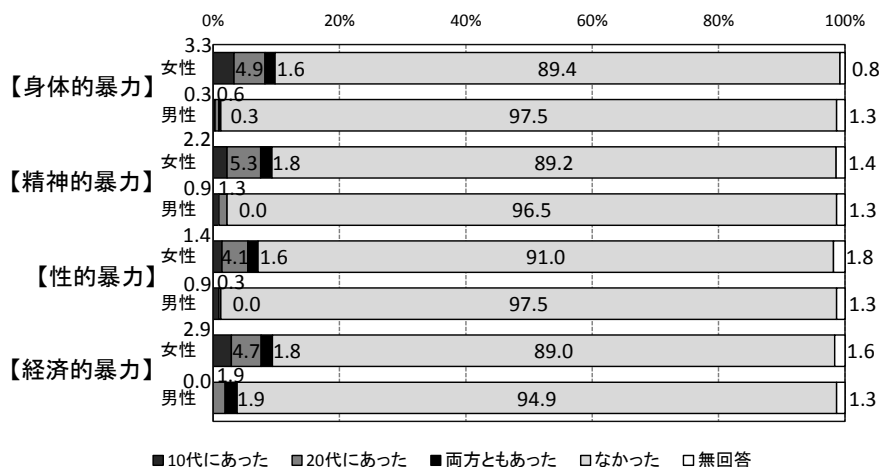
そのため、配偶者等からの暴力は身体に対する暴力だけでなく、精神的暴力も含まれること、DVは犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であることを広く町民に啓発していく必要があります。

また、学校における人権教育の推進を図っていくことは、DVを未然に防止していくうえで重要であり、「埼玉県人権教育実施方針」に基づいて人権教育を推進していく必要があります。さらに、若年層の間ではデートDV（結婚していない恋人間での暴力）やネットによる被害も深刻となっていることから、その未然防止の取組が重要となっています。

◆何らかの被害経験の有無



◆交際相手から被害経験



出典：平成24年度男女共同参画に関する意識調査・実態調査（埼玉県）

①暴力を許さない意識づくり

- 1) 本町におけるDV防止対策の周知を図るためのパンフレットを配布し、町内関係機関や町民を対象とした啓発に努めます。
- 2) 国・県の広報紙やパンフレット等を活用し、広くDV防止の啓発を図ります。
- 3) 埼玉県男女共同参画推進センター（With You さいたま）で実施するフォーラムやセミナーなどについて、情報の提供を図ります。
- 4) 地域や事業所などにおいてDV防止出前講座の活用を促進します。

◆主要施策

施策	内容及び目標	担当部署
1) DV防止対策の啓発	広報活動によるDV防止対策を行い、DV基本計画に基づく町内関係機関、町民へのDV防止の啓発を図る。	健康福祉課 福祉担当
2) DV防止の意識啓発	国・県のパンフレットを活用し、DVの防止対策の周知を行い、DV防止の広報・啓発活動を推進する。	健康福祉課 福祉担当
3) センター事業の活用	DV防止のフォーラムや講演会等の情報を提供するなど、埼玉県男女共同参画推進センターの事業等を活用しDV防止を図る。	健康福祉課 福祉担当
4) DV防止講座の開催	各地域や各町内企業への出前講座を開催する。	健康福祉課 福祉担当

②暴力防止に向けた学校教育

- 1) 学校教育を通じて男女平等意識の形成促進を図り、DV防止について啓発に努めます。
- 2) 自分や周囲の人たちの人権を守るための実践行動がとれるよう、各学校において人権教育を推進します。

◆主要施策

施策	内容及び目標	担当部署
1) DV防止の推進	男女平等教育を通じて望ましい男女平等意識の形成を図るため、人権教育、男女平等教育を教育活動全体で取り組む。	教育委員会事務局 学校教育担当
2) 人権教育の推進	県教委との連携により、非行防止教室を開催し、暴力行為の根絶を目指すとともに、人権教育を推進する。	教育委員会事務局 学校教育担当

③デートDV防止活動の実施（結婚していない恋人間での暴力）

- 1) DVは若い恋人の間でも同じように発生することなどについて、国・県の広報紙やパンフレット等を活用し広くデートDV防止の啓発を図ります。
- 2) 本町の中学校等に対し、デートDV防止の啓発ビデオ、パンフレット等を提供します。

◆主要施策

施策	内容及び目標	担当部署
1) 若年層間のDV防止	国・県の情報等を活用したパンフレットや広報紙等を使って、デートDV防止の啓発を行う。	健康福祉課 福祉担当 教育委員会事務局 学校教育担当
2) 中学生のDV防止	若年者向けの関連啓発ビデオやパンフレットを中学校へ配布し、中学生にDV防止に関連した人権、非行防止のための啓発を行う。	健康福祉課 福祉担当 教育委員会事務局 学校教育担当

2. 被害者の安全確保と支援体制の充実

(1) 早期相談・早期発見

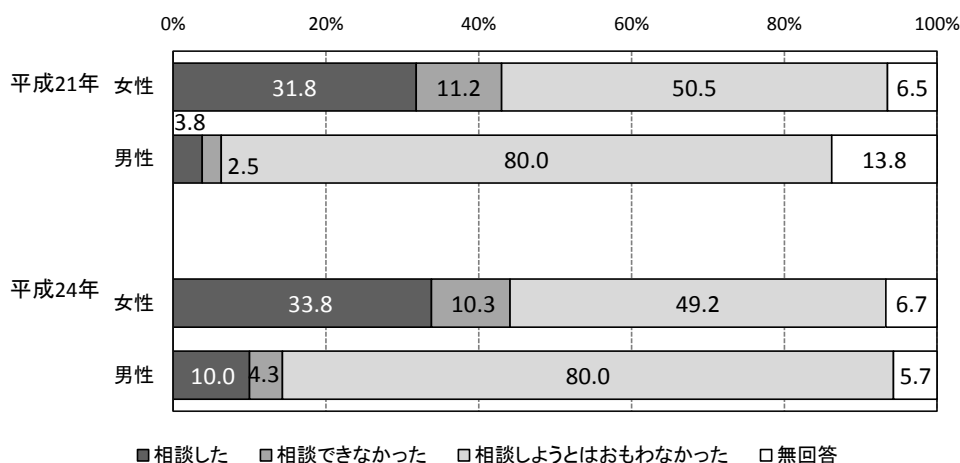
本町における相談体制は埼玉県、埼玉県配偶者暴力相談支援センター（埼玉県婦人相談センター、埼玉県男女共同参画推進センター）、警察との協力・連携のもと実施しており、埼玉県では被害者からの相談受けや情報提供、24時間体制の一時保育などを実施しているところです。

配偶者暴力や交際相手からの暴力は、周囲の認識不足により発見が遅れたり、被害者自身が被害を受けていることを気づかないケースがあるなど、虐待が潜在化、長期化する傾向にあります。また、虐待の多くは家族や友人に相談しにくく、一人で抱え込んでしまうことも被害が潜在化する要因となっています。

暴力の被害を長期化・拡大化させないため、早期相談・早期発見に努めることが大切です。

本町においては、町内の相談体制の充実に努めるとともに、関係機関との連携強化を図り、虐待の早期相談、早期発見につなげていく必要があります。

◆暴力に関する相談の状況



出典：平成24年度男女共同参画に関する意識調査・実態調査（埼玉県）

①早期相談の促進と相談体制の充実

- 1) 町民のニーズを踏まえながら、DVに係る相談体制の充実に努めるとともに、DV対策窓口及びDV相談の周知に努めます。
- 2) 相談体制の充実の取組として、被害者が人目を気にすることなく安心して相談できる相談窓口の整備を検討します。また、男性が安心して相談できる体制の整備に努めます。
- 3) 埼玉県配偶者暴力相談支援センター（埼玉県婦人相談センター、埼玉県男女共同参画推進センター）のDV相談について周知を図り、被害者が早期相談により、必要な対応が迅速に受けられるよう啓発に努めます。また、民間団体が実施する相談についての情報提供に努めます。
- 4) 県作成の県内関係機関共通相談シートを活用し、被害者の事情説明にかかわる負担の軽減に努めます。

◆主要施策

施策	内容及び目標	担当部署
1) DV相談体制の充実	県の婦人相談センター、男女共同参画推進センターとの連携により相談窓口の専門性を向上させ、配偶者間暴力のみならず、相談対象を拡大し、夜間相談の連絡体制の整備を図るなど、住民の最も身近な相談窓口としての体制の充実に努める。	健康福祉課 福祉担当
2) DV安心窓口の整備	当面は会議室等利用により相談を行うなど、相談者のプライバシーに配慮した相談体制を図るとともに、誰もがすぐに相談できるよう、フリーダイヤルによる相談も検討する。	健康福祉課 福祉担当
3) DV相談機関の周知	広報やPR紙等を利用し、県の婦人相談センター、男女共同参画推進センターのDV相談などの関係機関の必要な施策が受けられるよう、連絡先等の周知や情報提供に努める。	健康福祉課 福祉担当
4) DV共通相談シートの導入	相談については、県内関係各機関共通の相談シートにより相談を実施し、相談者の機関ごとの説明の負担軽減や、本人の主張や意思を共通相談シートにより確認することにより一貫性をもたせる。また個人情報管理を適切に行う。	健康福祉課 福祉担当

②早期発見のための取組強化

- 1) 医療機関はDVを発見しやすい立場にあることから、県が作成する医療機関向けのリーフレットを活用し、町内医療機関に対する啓発に努めます。
- 2) 保健、福祉に関する業務に従事するDVを発見しやすい立場の職員に対し研修を実施し、DVに対する意識啓発と対応に係る実務的な情報提供を行います。
- 3) 民生委員・児童委員等の会議において、DVに関する情報提供や意見交換を実施します。

◆主要施策

施策	内容及び目標	担当部署
1) 医療機関の取組	国・県が作成する医療機関向けのリーフレットを活用し、DV防止の啓発を実施する。	健康福祉課 福祉担当
2) 業務従事職員DV研修	リーフレット、広報紙等を使って、DVを発見しやすい立場の職員に対し、研修や意識啓発のための情報提供を行う。	健康福祉課 福祉担当
3) DV情報提供・意見交換の場の設置	民生児童委員会を通じて、各地域からの情報提供や意見交換の場とする。また、月1回の民生児童委員会のみならず、民生委員・児童委員の地域活動の中から得た情報をもとに、DV被害等の存在を早急に確認・情報収集し、その対応を図る。	健康福祉課 福祉担当

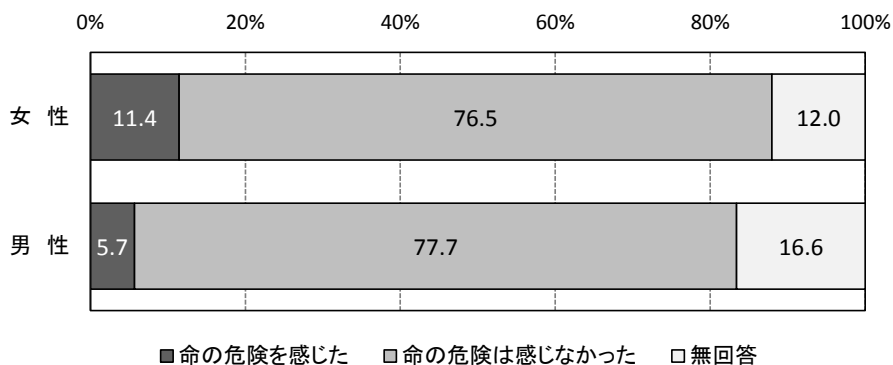
(2) 被害者の安全確保

被害者の一時保護等については、埼玉県の婦人相談センターや県が委託する県内外の民間シェルター（民間による一時保護所）などが実施しています。

埼玉県全体でみると、保護を必要とする被害者は、年々増加する傾向にあります。また、保護にあたって特別な配慮を必要とする被害者（子ども、高齢者、障害者、外国人など）が増加しており、より一層の保護体制の充実を図っていくことが求められています。

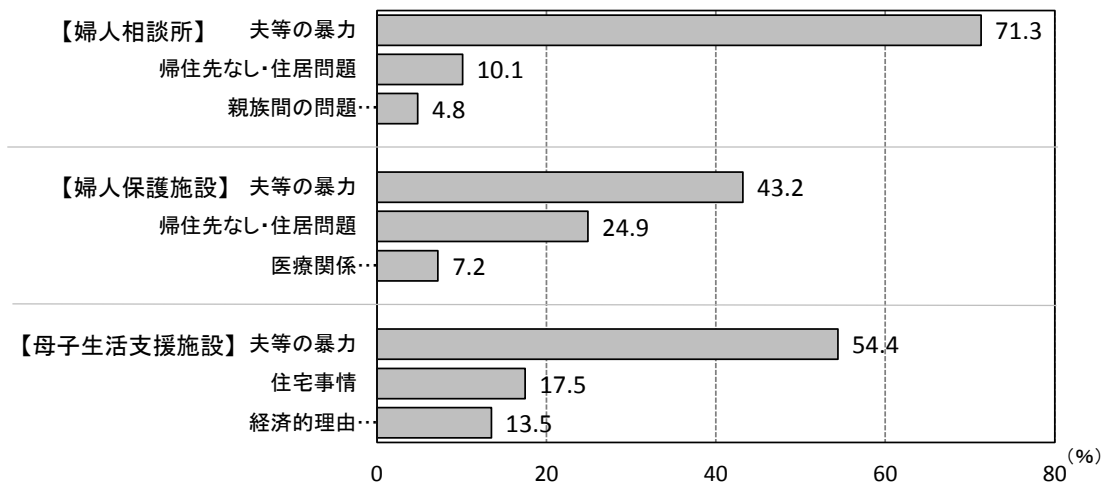
本町においては、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」に基づく保護命令制度の利用について、広く周知するとともに、様々な機会をとらえた情報提供や関係機関との連携強化を図り、保護を必要とする町民が適切に保護されるよう取り組んでいく必要があります。

◆命の危険を感じた経験（平成 26 年度）



出典：平成 26 年度 男女間における暴力に関する調査（内閣府）

◆婦人相談所一時保護所並びに婦人保護施設への入所理由（平成 25 年度調査）



出典：平成 27 年版男女共同参画白書（内閣府）

①保護体制の充実

- 1) 埼玉県婦人相談センター等で実施する 24 時間体制の一時保護について、町民を対象に周知を図ります。
- 2) 外国人など社会的に孤立しやすく、実際の支援が対応困難なケースについては、県など関係機関と連携しながら適切に対応していきます。
- 3) 高齢者や障害者については、DVが潜在化しやすいことから、民生委員・児童委員や福祉サービスの実施者などを通して、保護された方の様々な状況に即したサービスを提供していきます。

◆主要施策

施策	内容及び目標	担当部署
1) 一時保護施設の情報提供	県や関係施設の発行する資料等をもとに、施設利用や保護に関する情報提供を行い、夜間、休日において被害が起きようとしているときは、緊急な保護ができるよう警察や県婦人相談センターとの連絡体制を確立する。	健康福祉課 福祉担当
2) 外国人の保護支援	県、外国人支援民間シェルター、社会福祉施設等との連携により、適切な対応を行う。	健康福祉課 福祉担当
3) 高齢者・障害者に対する保護	福祉関係者によるケース会議を随時実施し、民生委員による地域活動や高齢者対策を実施しているヘルパー、ケアマネージャー等の情報の共有を図る。	健康福祉課 福祉担当

②被害者情報の保護の徹底

- 1) 被害者が加害者のもとから避難したあと、加害者からの追求への対応が大変重要であることから、住民基本台帳の閲覧制限など被害者や被害者の所在情報について、徹底的な保護に努めます。
- 2) 被害者の安全確保のため、民間シェルターなどの保護施設の適切な情報管理に努めます。

◆主要施策

施策	内容及び目標	担当部署
1) 被害者情報の保護の徹底	市町村の住民基本台帳事務担当者会における制度及び制限に関する研修会への参加により、所在情報について、徹底的な保護に努め、被害者から制限申し出のあった住民基本台帳の閲覧制限をする。	健康福祉課 福祉担当 町民保険課 町民担当
2) 保護施設の情報管理	保護施設や個人情報の漏えい防止の為、担当者会議等で追及者に対するマニュアルを徹底し、入所決定後の施設等の情報提供の禁止等の管理を図る。	健康福祉課 福祉担当

3. 安心して生活再建するための自立支援

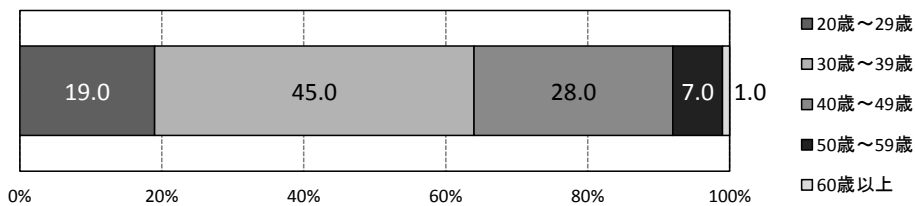
(1) 自立への支援

被害者がこれまでの生活を離れて自立するにあたっては、本人の意思決定を第一としながら、住宅の確保や経済的基盤の確立、子どもの養育など生活再建等の自立支援を実施していく必要があります。また、被害者の自立には精神的なケアが重要であることから、自立の段階においても、切れ目なく継続的な支援を図っていくことが重要です。

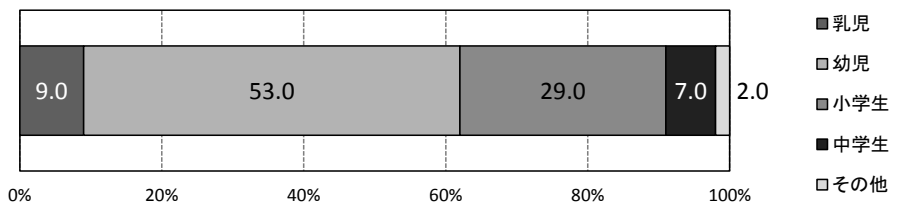
本町においても、被害者に適切な支援ができるよう、制度の適切な運用と情報の提供を図っていくことが求められています。

◆DV被害者の一時保護の状況と一時保護者の転居先の状況

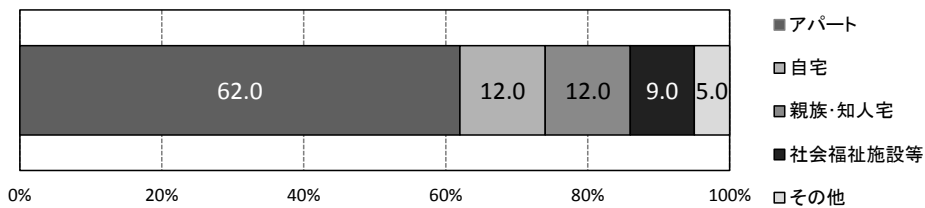
【埼玉県の一時保護者の年齢別状況 平成23年度】



【埼玉県の同伴児の年齢別状況 平成23年度】



【埼玉県の一時保護者の転居先の状況 平成23年度】



出典：配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画（第3次）（埼玉県）

①就労・住宅・経済的な支援

- 1) 県営住宅の短期入所制度等の情報提供に努めるとともに、県配偶者暴力相談支援センター等による継続的な相談・支援の利用を促進します。
- 2) 埼玉県母子寡婦福祉連合会で実施する母子家庭就業・自立支援センターの活用に係る情報の提供に努めます。
- 3) 埼玉県女性キャリアセンターや埼玉県男女共同参画推進センター等で実施する就業支援の情報を提供します。
- 4) DV被害者が転入してきた場合、保育所の優先随時入所を実施します。
- 5) 被害者が住宅を確保する費用や医療費等の支援にあたって、生活保護その他の制度などが適切に適用されるよう迅速に対応していきます。
- 6) DV被害により住所を変更できない被害者に対する、国民健康保険や介護保険の適切な取扱いに努めます。

◆主要施策

施策	内容及び目標	担当部署
1) 住宅情報の支援	県営住宅の利用方法、状況等の把握に努め、県配偶者暴力相談支援センター等の相談・支援の利用促進を図る。	健康福祉課 福祉担当
2) 母子家庭就業・自立支援センターの活用	母子家庭就業・自立支援センターで実施する埼玉県内の母子家庭を対象とする就業相談や就業支援講習会などの情報を提供し、その活用を図る。	健康福祉課 福祉担当
3) 就業の支援	ハローワークや職業訓練、就職セミナーといった、就労支援やキャリアカウンセリング等の情報収集や提供に努め、被害者の保護を考慮しながら町内企業等への就職支援を実施する。	健康福祉課 福祉担当
4) 保育所入所の支援	ひとり親家庭を入所の必要性が高いものとし、待機児童等がある場合についても優先させる。	健康福祉課 福祉担当
5) 経済的な支援	関係機関等の調整や資金制度の導入を行い、生活保護や児童扶養手当等の社会福祉支援や児童福祉支援の相談・申請受付から決定までの迅速な決定の制度運用を図る。	健康福祉課 福祉担当
6) 保険の適切な取扱い	DV被害者の保護のため、県からの通知や担当者研修会等で理解を深め、住所変更に関係なく、新たな生活地での国民健康保険や介護保険加入について、現場に周知し、市町村間で調整を図る。	健康福祉課 福祉担当 町民保険課 年金国保担当 介護保険担当

②心の回復に対する支援

- 1) 被害者が一時保護後（又は転出後）においても継続的なカウンセリングが受けられるよう、関係機関との連携による支援体制を構築します。
- 2) 埼玉県配偶者暴力相談支援センターや埼玉県精神保健福祉センター、精神科診療所などで実施するカウンセリングについて、適切な情報提供に努めます。
- 3) 県や民間団体が支援する自助グループ等の情報を提供します。

◆主要施策

施策	内容及び目標	担当部署
1) 心のケアの支援体制	一時保護後（又は転出後）においても継続的に専門機関からのカウンセリング等が行えるよう、関係機関と連携して支援体制を構築する。	健康福祉課 福祉担当
2) カウンセリング情報の発信	県配偶者暴力相談支援センターや県精神保健福祉センター、精神科診療所などで実施するカウンセリングの情報を、リーフレット、広報紙等を使って提供する。	健康福祉課 福祉担当
3) 自助グループ等の情報発信	リーフレット、広報紙等を使って、県や民間団体が支援する自助グループ等の情報を提供する。	健康福祉課 福祉担当

(2) 人材の育成

被害者が地域において自立した生活を送るためには、地域コミュニティや民間団体による支援が必要です。地域の中で暖かく迎えられ、身近な人による日常的な見守りや支援を受けることは、被害者の自立への意欲や自信につながります。

本町においては、民生委員・児童委員等の協力のもと、地域における受入れ体制の充実に努める必要があります。

①被害者支援に従事する職員の資質向上

- 1) 被害者の人権を尊重し、適切かつ迅速な対応を行うため、被害者支援に従事する職員の資質向上を図ります。
- 2) 配偶者暴力に関する正しい認識と二次被害防止のため、福祉関係職員の研修等の充実に努めます。

◆主要施策

施策	内容及び目標	担当部署
1) 職員の資質の向上	個人情報や保護施設等の漏えいを防ぐため、DV対応やDV被害者追及者の対応について研修し、職員の資質の向上に努める。	健康福祉課 福祉担当
2) 研修の充実	配偶者暴力に対する正しい認識のため、職員等による、二次被害防止のための研修の充実に努める。	健康福祉課 福祉担当

②地域における支援協力者の育成・支援

- 1) 町内で活動する民間団体等においては、安定した活動ができるよう、運営支援について検討していきます。
- 2) 埼玉県で実施するDV被害者支援ボランティアを育成するための養成研修などについて情報提供を行います。
- 3) 本町においてDV被害者支援活動を行うボランティアの支援に努めます。

◆主要施策

施策	内容及び目標	担当部署
1) 民間団体の支援	民間団体等においては、安定した活動ができるような運営支援について検討する。	健康福祉課 福祉担当
2) 研修会情報の発信	リーフレット、広報紙等を使って、DV被害者支援ボランティア養成研修会等の情報を提供する。	健康福祉課 福祉担当
3) ボランティアの支援	ボランティアにおいては、安定した活動ができるような支援について検討する。	健康福祉課 福祉担当

(3) 子どもの安全確保

子どもの目の前で日常的に暴力が繰り返される配偶者による暴力は、子どもにとって精神的な児童虐待ともなるといわれています。また、このような暴力は子どもをも直接的な犠牲者にすることが少なくありません。

学校、保育所などとの連携を図り児童虐待の早期発見に努め、DVや児童虐待が疑われる場合においては、関係機関との連携により、早期対策を図っていくことが重要です。

本町においても、児童虐待防止対策の観点と併せてDV防止対策の観点からも、子どもの疑わしい変化にいち早く対応し、早期取組を進める必要があります。

①児童虐待の早期発見・早期対応

- 1) 要保護児童を早期に発見するとともに、要保護児童対策地域協議会などにおいて適切な対応を実施します。
- 2) DVにより心身に影響が認められる子どもに対しては、心のケアを継続して実施する必要があるため、子どもの心のケア対策を推進します。

◆主要施策

施策	内容及び目標	担当部署
1) 虐待の早期発見・対応	随時、協議会を開催するとともに、児童虐待情報の提供を呼びかけ、情報に対する要保護対策地域協議会や担当者ケース会議等の開催し、早急な対応を行う。	健康福祉課 福祉担当 教育委員会事務局 学校教育担当
2) 子供の心のケア	継続的な心のケアを図るため、管轄地域の保健所や児童相談所、児童福祉施設と連携し、相談体制や組織作りを推進する。	健康福祉課 福祉担当 教育委員会事務局 学校教育担当

②保育・就学・学習支援

- 1) DV被害者が転入してきた場合、保育所の優先随時入所を実施します。(再掲)
- 2) 幼稚園・小学校等においては、速やかな就園・就学につなげるとともに、状況に応じて学習支援を検討していきます。

◆主要施策

施策	内容及び目標	担当部署
1) 保育所入所の支援	ひとり親家庭を入所の必要性が高いものとし、待機児童等がある場合についても、入所の優先度を高くする。	健康福祉課 福祉担当
2) 就園・就学の支援	被害者の立場にたって、教育委員会の窓口を明確化し、就学支援を行うとともに、支援員の配置等必要に応じた学習支援を図る。	健康福祉課 福祉担当 教育委員会事務局 学校教育担当

4. セクシュアルハラスメント防止対策

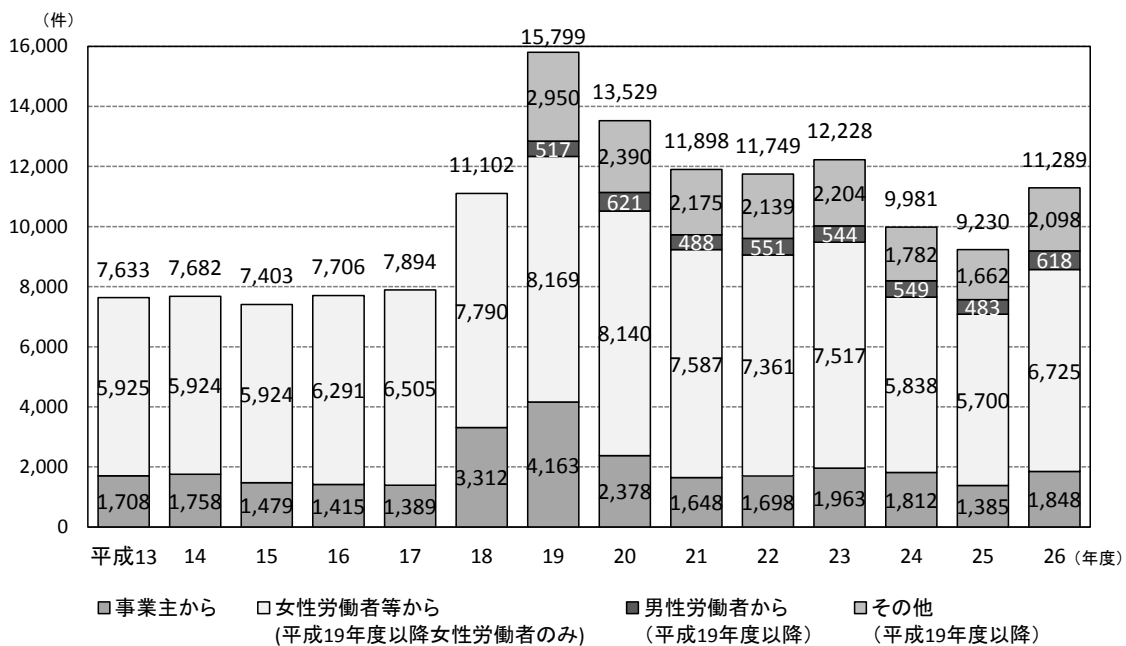
(1) セクシュアルハラスメント防止対策

女性の社会進出が進むに従い、職場などにおけるセクシュアルハラスメント（相手の意に反する性的な内容の発言や行動により不利益を与えること）も増加傾向にあります。また近年では、わずかではあるものの男性に対するセクシュアルハラスメントも報告されています。

セクシュアルハラスメントは、重大な人権侵害であるとの認識にたち、企業に対する指導の徹底、職場における啓発、相談体制の充実を促していく必要があります。

本町においても、セクシュアルハラスメントの実態把握に努めるとともに、関係機関と連携した相談体制の充実を促していく必要があります。

◆都道府県労働局に寄せられた職場におけるセクシュアルハラスメントの相談件数



出典：平成27年版男女共同参画白書（内閣府）

①啓発及び相談体制の充実

- 1) 本町におけるセクシュアルハラスメントの実態把握に努めるとともに、国や県などで作成しているパンフレットや広報紙などにより啓発を進めます。
- 2) セクシュアルハラスメントの被害防止にあたっては、関係機関を含めた相談体制の充実を努めるとともに、被害者救済のため、迅速かつ継続的な対応に努めます。

◆主要施策

施策	内容及び目標	担当部署
1) セクハラの実態把握	セクシュアルハラスメントの実態を各種団体や相談により把握するとともに、国や県などで作成しているパンフレットや広報紙などによりセクハラについての周知・啓発を行う。	健康福祉課 福祉担当
2) 被害者の救済	関係機関との連携により、セクシュアルハラスメントの被害者の救済を図るとともに、相談体制を充実させる。	健康福祉課 福祉担当

②企業等における対策促進

- 1) セクシュアルハラスメント防止のための事業主の意識改革を推進します。
- 2) 事業所におけるセクシュアルハラスメントの防止制度の整備を支援します。
- 3) 非正規雇用の就業者を含めた相談体制の整備と雇用の場における防止対策について啓発を進めます。

◆主要施策

施策	内容及び目標	担当部署
1) セクハラ防止の促進	東松山工業団地工業会や商工会を通じて啓発資料を配布し、企業の事業主の意識改革の推進を図る。	健康福祉課 福祉担当
2) セクハラ防止制度	事業所におけるセクシュアルハラスメントの防止制度整備の支援を検討する。	健康福祉課 福祉担当
3) セクハラ相談体制	非正規雇用の就業者を含めた相談体制の整備と雇用の場における防止対策を図り、リーフレット、広報紙等を使って防止対策情報を提供する。	健康福祉課 福祉担当

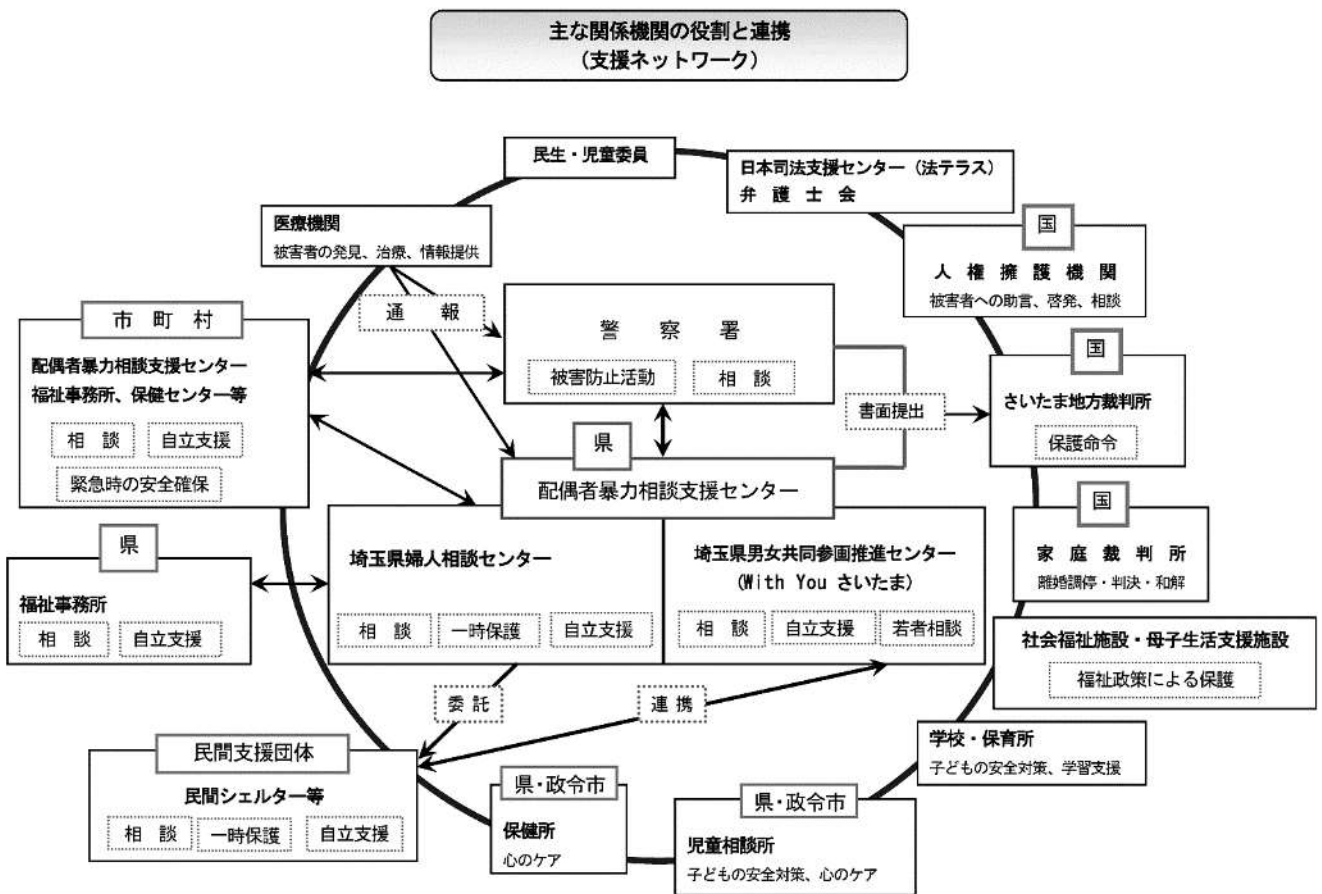
5. 関係機関との連携・協働の推進

(1) 関係機関との連携強化

被害者の保護及び自立支援を円滑に実施するためには、法に規定された機関のみならず、被害者支援を行う様々な機関が共通認識のもと有機的にネットワークし、相談・保護・自立支援が切れ目なく迅速に行われることが重要です。

本町においても、埼玉県、その他の関係機関と連携し、DV被害者の切れ目ない支援を実施していく必要があります。

◆主な関係機関の役割と連携（埼玉県）



出典：埼玉県配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援基本計画（第3次）（平成24年度）

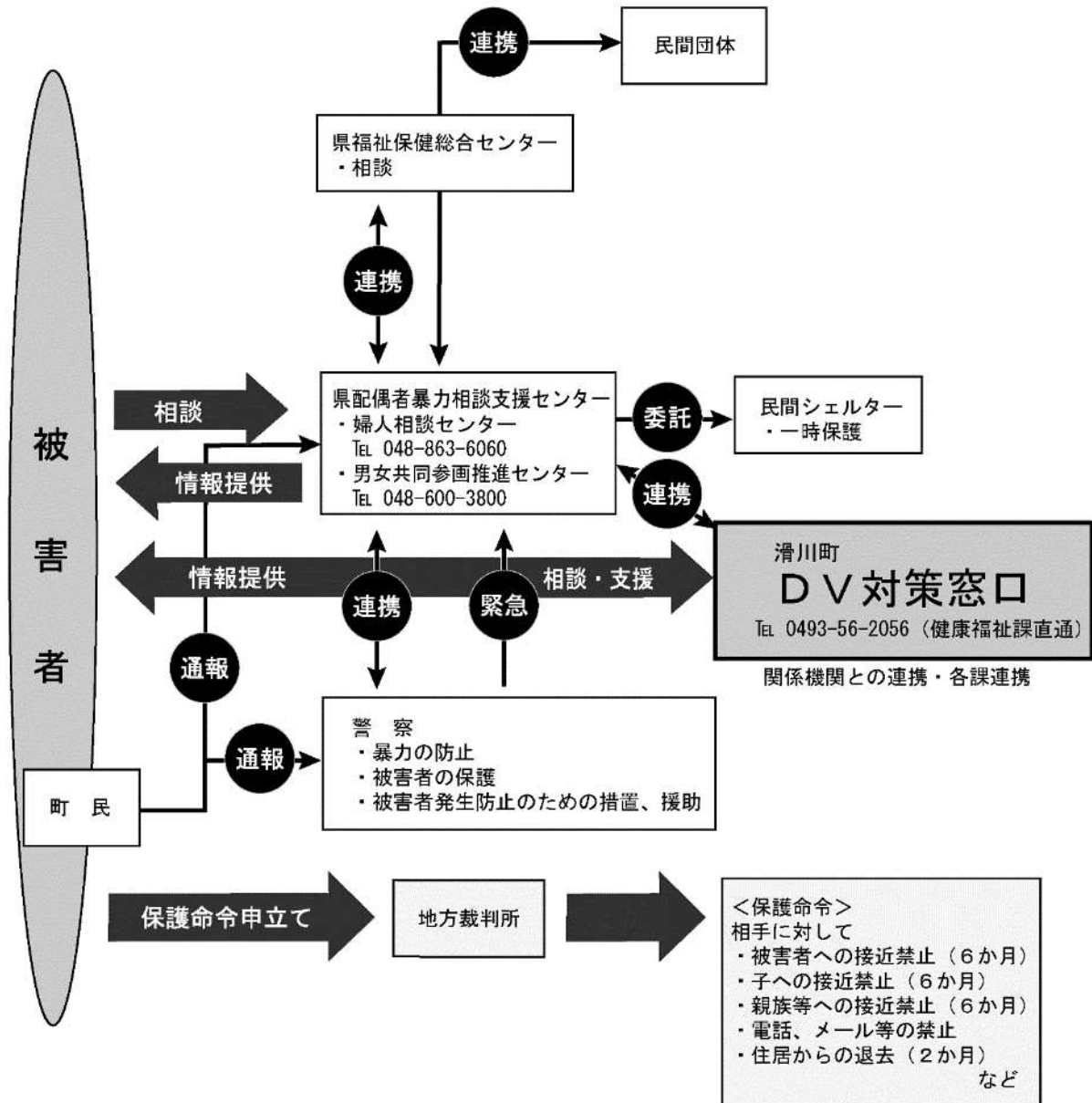
① 関係機関との連携

- 1) 埼玉県、警察その他の機関との連携を強化し、各々の事案のケースに応じ、必要な相談窓口の紹介、加害者からの緊急避難、保護、自立支援まで、切れ目ない支援体制を構築します。
- 2) 県作成の県内関係機関共通相談シートを活用し、被害者の事情説明にかかわる負担の軽減に努めます。（再掲）
- 3) 要保護児童対策地域協議会との連携を図りながら庁内DV対策連絡会議の設置について検討します。

◆主要施策

施策	内容及び目標	担当部署
1) 被害者支援体制の整備	DV関係機関と連携した窓口の明確化や、町内関係機関及び外部機関の協力によるケース会議等の開催により、迅速かつ正確な対応を図る。	健康福祉課 福祉担当
2) DV共通相談シートの導入	相談については、県内関係各機関共通の相談シートにより相談を実施し、相談者の機関ごとの説明の負担軽減や本人の主張や意思を共通相談シートにより確認することにより一貫性をもたせ、かつ個人情報管理を適切に行う。	健康福祉課 福祉担当
3) DV対策会議の設置	要保護児童対策地域協議会との連携を図りながら、庁内DV対策連絡会議などの設置を図る。	健康福祉課 福祉担当

◆配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する支援の概要



◆緊急時連絡機関及び相談窓口一覧（◆は緊急連絡機関 ●は相談窓口）

◆川越児童相談所 049-223-4152 月～金 8時30分～18時15分	◆休日夜間児童虐待通報ダイヤル 048-779-1154 月～金 18時15分～翌日8時30分 休日（土・日・祝）8時30分～翌日8時30分
	◆全国共通ダイヤル 189（いちはやく） 最寄りの児童相談所を案内します



子どものことについて（児童虐待）

◆●滑川町役場 0493-56-2211（代表） 月～金 8時30分～17時15分 ※土日・祝日・年末年始を除く DV対策窓口 0493-56-2056（健康福祉課直通）	◆●東松山警察署 0493-25-0110 月～金 8時30分～17時15分 ※土日・祝日・年末年始を除く ！緊急時は110番へ
--	--



暴力について相談したい（DV）

埼玉県配偶者暴力相談支援センター	
◆●埼玉県婦人相談センター 048-863-6060 月～土 9時30分～20時30分 日・祝 9時30分～17時00分 ※年末年始を除く	◆●埼玉県男女共同参画推進センター （With You さいたま） 048-600-3800 月～土 10時30分～20時30分 ※祝日・年末年始・第3木曜日を除く
◆●DV相談ナビ 0570-0-55210 最寄りの相談窓口を案内します ※先方の相談受付時間のみ	●西部福祉事務所 049-283-6800 月～金 9時00分～16時00分 ※祝日・年末年始を除く

法律に関する
情報・相談

日本司法支援センター
（法テラス）
法テラス川越
050-3383-5377

カウンセリングを
受けたい（精神保健）

◆東松山保健所 0493-22-0280 月～金 8時30分～17時15分 ※祝日・年末年始を除く
◆埼玉県こころの相談 048-723-1447 月～金 9時00分～17時00分 ※祝日・年末年始を除く
◆精神科救急情報センター 048-723-8699（ハローキューキュー） 月～金 17時00分～翌日8時30分 休日（土・日・祝）8時30分～翌日8時30分

仕事に就きたい

ハローワーク東松山
川越公共職業安定所
東松山出張所
0493-22-0240

ハローワーク川越
マザーズコーナー
049-242-0197

目標 4 男女平等を目指す豊かな人間性の育成

【基本方針】

男女共同参画の視点にたった家庭教育を推進し、男女平等を目指す各種学級・講座、相談体制の充実や啓発活動を推進します。

また、学校教育においては、教育活動を通しての男女平等教育の充実に努めるとともに、男女共同参画に関して、教職員等の研修の充実を図ります。

さらに、生涯学習においては、男女平等の視点にたった学習機会の拡充、学習内容の充実に努めるとともに、女性の社会教育指導者の育成・強化に努めます。

【施策の基本方向・施策】

1 家庭教育における男女平等の推進

- (1) 男女平等を目指す家庭教育の推進
- (2) 家庭教育に関する啓発活動の強化

2 学校教育における男女平等の推進

- (1) 男女平等を目指す学校教育の推進

3 生涯学習における 男女共同参画の推進

- (1) 男女平等を目指す生涯学習の推進
- (2) 社会教育指導者の養成

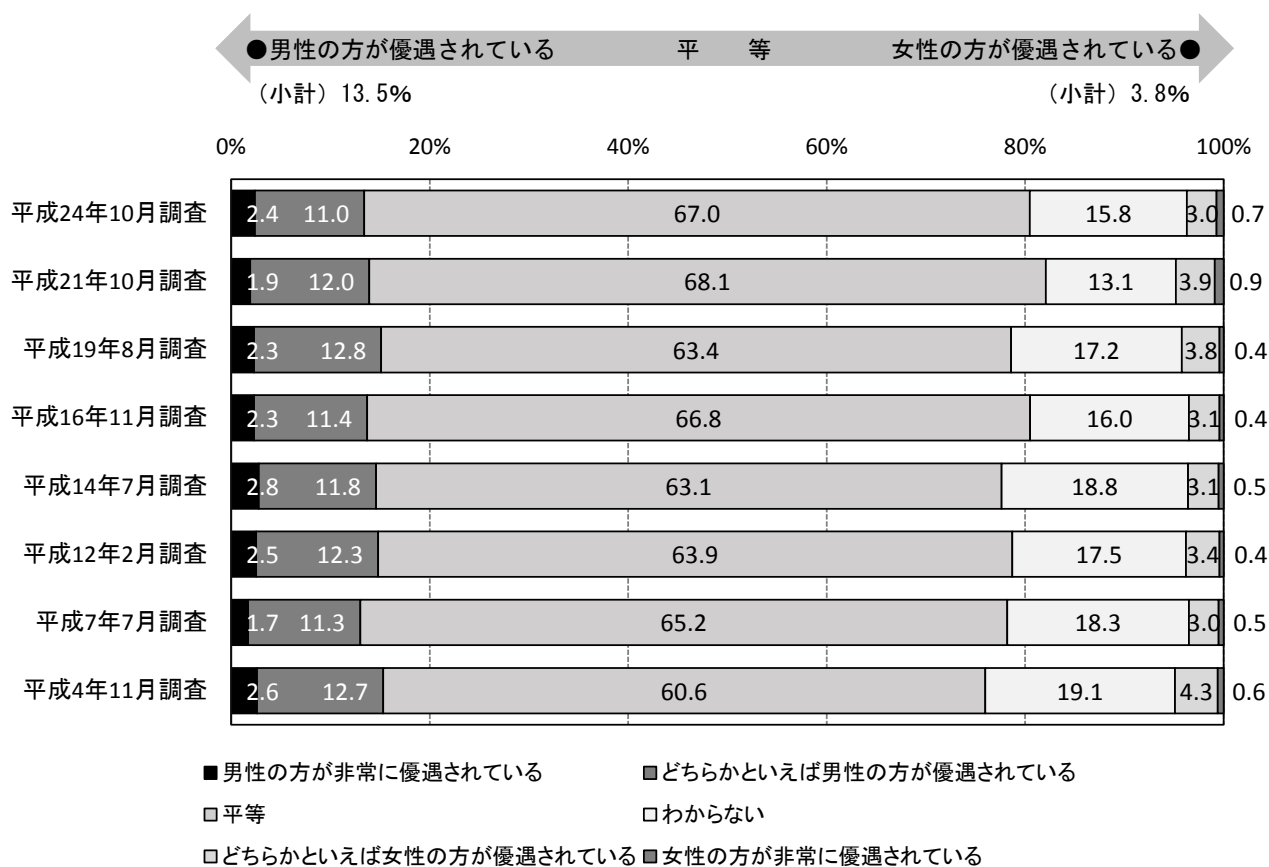
目標指標	指標の考え方	現況値 平成 27 年度	目標値 平成 32 年度
女性指導者の増加	社会教育委員、文化財保護委員、公民館運営審議会委員など社会教育関係団体における女性委員の割合の増加を目指します。	26%	35%

【推進の視点】

第4次男女共同参画基本計画（内閣府）においては、「男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実」の中で、「教育に携わる者が男女共同参画の理念を理解するよう、意識啓発等に努めるとともに、男女とも一人一人が自立と思いやりの意識を育み、個人の尊厳と男女平等の理念を推進する教育・学習の一層の充実を図る。」としています。

また、「近年の女性の活躍推進に向けた動きも踏まえ、多様化、高度化した学習需要に対応するとともに、女性のエンパワーメント（自ら主体的に行動することによって状況を変えていこうとする考え方）に寄与するため、生涯にわたる学習機会の提供や社会参画の促進のための施策の一層の充実を図る。」としています。

◆学校教育の場における男女の地位の平等感



出典：平成24年男女共同参画社会に関する世論調査（内閣府）

【施策の具体的内容】

1. 家庭教育における男女平等の推進

(1) 男女平等を目指す家庭教育の推進

本町においては、家庭教育学級や寿学級において、様々な工夫を加えながら男女共同参画の視点にたち、男女平等の理念について啓発を進めているところです。

講座や教室などの開催にあたっては、より幅広い対象者の参加を目指して取り組んでいますが、男性や青年層などの参加は非常に少ないのが現状です。

今後は、男性が参加しやすい、若者世代が参加したいと思える講座・教室となるよう工夫していく必要があります。

①各種学級・講座等の充実

- 1) 男女平等意識を醸成し、性別による固定的役割分担意識にとらわれない家庭教育が促進されるよう、男女ともに参加しやすい家庭教育講座の開催など、学習内容の充実に努めます。
- 2) 学校行事やPTA活動などにおいては、家庭教育を支援できる人材の派遣などによる男女共同参画の視点にたった活動を促進します。
- 3) 青少年や女性を対象とした学級・講座に際し、家庭教育に関する内容を取り入れるとともに、参加が少ない青年層の参加者の拡大を目指します。

◆主要施策

施策	内容及び目標	担当部署
1) 家庭教育の充実	男女平等の視点にたった支援指導ができる家庭教育アドバイザーのしくみを作り、性別による固定的役割分担意識にとらわれない家庭教育の充実にを図る。	教育委員会事務局 生涯学習担当
2) 家庭教育の充実	PTAを対象に家庭教育を支援する男女共同参画の視点にたった講座・活動を促進する。	教育委員会事務局 生涯学習担当
3) 学級・講座の充実	青年層の参加拡大を目指し、家庭教育に関する内容を取り入れた公民館学級・講座の充実にを図る。	教育委員会事務局 生涯学習担当

②相談指導体制の充実

- 1) 家庭教育に関する相談体制の充実・強化を図るため、国・県などで主催する研修会に各種学級、団体関係者、PTA会員、担当職員等を派遣するなど指導者の育成に努めます。
- 2) 埼玉県で実施する乳幼児子育て電話相談、子育てアドバイザー等の活用に努めます。
- 3) 家庭・学校・保育所・地域等が連携した食育の取組を推進するとともに、自己の健康管理能力の向上を図るための健康教育を推進します。(再掲)

◆主要施策

施策	内容及び目標	担当部署
1) 家庭教育支援指導者の育成	県で養成する子育てアドバイザー・親の学習講師の養成講座への参加を促進し、身近で家庭教育についてアドバイスできる人材の育成を図る。	教育委員会事務局 生涯学習担当 健康福祉課 福祉担当
2) 相談・指導の活用	子育てアドバイザーを講師とした家庭教育講演会の機会を設定するなど、乳幼児子育て電話相談、子育てアドバイザー等の活用を図る。	教育委員会事務局 生涯学習担当 健康福祉課 福祉担当
3) 食育の推進	全体計画を点検、見直し、家庭・学校・保育所・地域等が連携した食育の取組を図る。	教育委員会事務局 教育総務担当

(2) 家庭教育に関する啓発活動の強化

家庭における教育は、教育の原点です。本町においては、家庭の教育力の向上を図るため、男女共同参画の視点にたった家庭教育についての資料・情報の収集に努めてきました。今後は、町民に情報を提供し、啓発を行っていく必要があります。

①啓発活動の推進

- 1) 男女共同参画の視点にたった家庭教育の意義について啓発を進めるため、町民に対する啓発資料の作成や、各種の社会教育事業・団体会議等を通じた啓発活動を進めます。
- 2) 男女共同参画の視点にたった家庭教育に関する図書・資料・情報の収集に努めるとともに、町民に対して継続的な情報提供を図ります。

◆主要施策

施策	内容及び目標	担当部署
1) 家庭教育の推進	男女共同参画の視点にたった家庭教育活動の推進を図るため、町民向けの資料を作成して配布する。	教育委員会事務局 生涯学習担当
2) 家庭教育情報の収集	家庭教育のための図書・資料・情報の収集・提供を継続的に行う。	教育委員会事務局 生涯学習担当

2. 学校教育における男女平等の推進

(1) 男女平等を目指す学校教育の推進

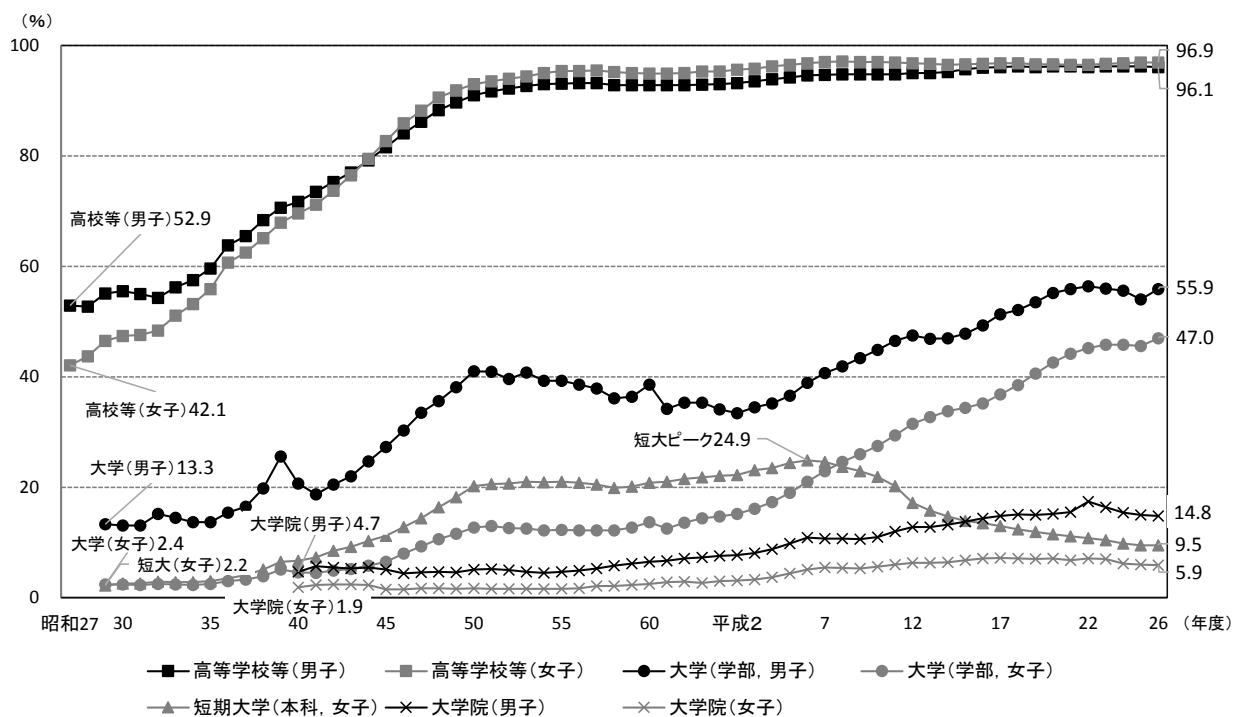
子どもの頃から男女共同参画の理解を促すことは、社会全体の男女共同参画の推進につながることから、学校教育における男女平等を目指す教育は大変重要な役割を担っています。

本町においては、男女平等を目指す学校教育を継続的に推進しており、具体的な取組としては、道徳や特別活動の時間において男女のパートナーシップ（信頼・協力・協働等）に係わる内容を取りあげ、男女相互の理解を醸成するとともに、男女平等の視点にたった学級・学校運営に努めています。

また、学校開放や学校応援団活動を通して、男性の学校教育への参画を積極的に推進しています。

今後も引き続き、男女平等を目指す教育を推進するとともに、倫理確立委員会等も活用しながら、教職員等における男女平等意識の向上を目指していく必要があります。

◆学校種類別進学率の推移



出典：平成 27 年版男女共同参画白書（内閣府）

①教育活動全体を通しての男女平等教育の充実

- 1) 男女平等について保護者を対象に啓発を図るため、授業参観や懇談会を通して意識啓発を図ります。学校行事や教育活動における男性の参画を促進します。
- 2) ジェンダー（社会的性差）の視点を大切にした学級・学校運営に努めます。
- 3) 児童・生徒の心と体の発達を健全に育むため、思春期保健の充実に努めるとともに、生徒指導や教育相談の充実により性に関する適応指導等に努めます。（再掲）
- 4) 家庭・学校・保育所・地域等が連携した食育の取組を推進するとともに、自己の健康管理の資質向上を図るための健康教育を推進します。（再掲）

◆主要施策

施策	内容及び目標	担当部署
1) 保護者への啓発	授業参観等を通して意識啓発を図るため、土曜日等に参観日を企画し、男性の教育活動への参加を促す。	教育委員会事務局 学校教育担当
2) ジェンダーの視点からの学校運営	ジェンダーの視点を大切にした学級・学校運営を推進するための研修を実施する。	教育委員会事務局 学校教育担当
3) 学校保健の充実	養護教諭や教育相談員との連携により、男女平等教育の視点から性に関する指導を推進し、保健指導保健教育の充実を図る。	教育委員会事務局 学校教育担当
4) 食育の推進（再掲）	全体計画を点検、見直し、家庭・学校・保育所・地域等が連携した食育の取組を図る。	教育委員会事務局 学校教育担当

②教職員等の研修の充実

- 1) 教職員の男女平等意識の向上を目指し、男女共同参画の理念、ジェンダー（社会的性差）の定義や視点について教職員研修などを通じ、正確な理解の推進を図ります。
- 2) セクシュアルハラスメント防止対策を推進します。

◆主要施策

施策	内容及び目標	担当部署
1) 教師の意識改革	男女共同参画社会の実現を視点とした教職員研修を実施し、望ましい男女平等意識をもった教職員の育成を図る。	教育委員会事務局 学校教育担当
2) セクハラ防止	セクハラ防止を視点とした校内委員会を充実し、教師によるセクシュアルハラスメントの防止を図る。	教育委員会事務局 学校教育担当

③教育内容・進路指導等の充実

- 1) 児童・生徒の発達段階に応じ、社会科、家庭科、道徳、特別活動など学校教育全体を通じ、人権の尊重、男女の平等などについて指導の充実に努めます。（再掲）
- 2) 中学校の技術・家庭科におけるカリキュラムに幼児との交流を位置づけ保育体験を引き続き実施します。
- 3) 男女共同参画の視点にたち生涯を見通したキャリア教育（望ましい職業観・勤労観などを育てる教育）・職業教育を実施し、職業に対する意識啓発を推進します。（再掲）

◆主要施策

施策	内容及び目標	担当部署
1) 男女平等教育の推進	全小中学校で全体計画を作成し、学校教育全体を通じ、ジェンダーの視点にたった男女平等教育の推進を図る。	教育委員会事務局 学校教育担当
2) 保育体験の実施	望ましい男女平等意識の育成のため、幼稚園との連携を図り、保育体験を実施する。	教育委員会事務局 学校教育担当
3) キャリア教育の推進	小中学校9か年を見通した教育課程を作成、実施し、男女共同参画の視点にたった進路指導・キャリア教育を推進する。	教育委員会事務局 学校教育担当

3. 生涯学習における男女共同参画の推進

(1) 男女平等を目指す生涯学習の推進

男女共同参画の意識を広く浸透させるためには、生涯学習における学習機会の充実を図り、誰でもいつでも気軽に学習する機会をもつことが有効です。また、女性があらゆる分野に参画する力を醸成するためにも生涯学習において男女共同参画に関する啓発を実施していくことが重要です。

本町においては、広報「なめがわ」を活用し、男女共同参画に関する啓発活動を実施してきましたが、学習機会の拡充や、男女共同参画推進教育の充実については、十分に実施されたとはいえない状況にあります。

今後は、働く男性・女性が参加しやすい講座等の開設や、女性のキャリア形成（実践的な職業能力形成）支援等、時代のニーズに合わせた男女共同参画推進教育が求められています。

①情報の提供

- 1) 広報「なめがわ」を活用し、男女共同参画に関する啓発に努めます。
- 2) 男女平等や男女共同参画に係わる学習情報の提供に努めます。
- 3) 埼玉県や他市町村の情報収集に努めるとともに、町民に対しては迅速かつ適正な情報提供を目指します。

◆主要施策

施策	内容及び目標	担当部署
1) 広報「なめがわ」の活用	男女共同参画を町民に啓発するため記事を収集し、情報を広報「なめがわ」に掲載する。	教育委員会事務局 生涯学習担当
2) 学習情報の提供	本町で行われる学習情報を、広報紙等により町民に周知・提供する。	教育委員会事務局 生涯学習担当
3) 情報の提供	男女共同参画事業に関する近隣の情報を、広報紙等により周知・提供する。	教育委員会事務局 生涯学習担当

②学習機会の拡充・学習内容の充実

- 1) 青少年教育においては、公民館、図書館、エコミュージアムセンターにおいて青少年教育事業を実施する中で男女共同参画の視点にたった教育内容の充実に努めます。
- 2) 成人教育においては、女性の自立と社会参画の推進を図るとともに寿学級の充実に努めます。
- 3) 再就職セミナーやスキルアップ（知識・経験の向上）講座など女性のキャリア形成（実践的な職業能力形成）支援を積極的に展開します。（再掲）

◆主要施策

施策	内容及び目標	担当部署
1) 学習機会の充実	青少年を対象にした学習の中に男女共同参画の視点にたった内容を組み込み、理解を深め、学習の充実を図る。	教育委員会事務局 生涯学習担当
2) 寿学級の充実	学級の中に女性の自立と社会参加の促進のためのカリキュラムを組み込み、女性の自立と社会参加の促進を目的の1つに掲げた寿学級のさらなる充実を図る。	教育委員会事務局 生涯学習担当
3) 女性のキャリア形成支援	国・県などで実施する講座等を広く紹介し、女性のキャリア形成支援を積極的に展開する。	教育委員会事務局 生涯学習担当

(2) 社会教育指導者の養成

生涯学習における男女共同参画を推進していくためには、学習を担う指導者が必要です。

本町においては、社会教育指導員や社会教育委員等に女性委員を積極的に登用しており、現在社会教育指導員1名、社会教育委員5名、スポーツ推進委員2名の女性委員が登用されています。

しかし、女性指導者を養成するための研修や養成事業などは実施されていないため、今後、さらに女性教育指導者の拡大を図るため、実施を検討していく必要があります。

①女性指導者の養成と登用

- 1) 社会教育委員、文化財保護委員、公民館運営審議会委員、スポーツ推進委員など社会教育関係団体において女性委員の増員と登用に努めます。
- 2) 女性指導者の育成を図るため、県女性指導者研修会への派遣など女性指導者養成事業を実施します。
- 3) 県や国立女性教育会館での講座を周知し、女性指導者研修の充実を図ります。

◆主要施策

施策	内容及び目標	担当部署
1) 女性指導者の登用	社会教育関係団体の女性委員選出のため、適任者の情報収集を行い、女性委員の増員・登用を図る。	教育委員会事務局 生涯学習担当
2) 女性指導者の育成	県女性指導者研修会への派遣等で、女性指導者の育成を積極的に図る。	教育委員会事務局 生涯学習担当
3) 指導者研修の充実	県や国立女性教育会館における講座の情報を提供し、女性指導者の研修の充実を図る。	教育委員会事務局 生涯学習担当

目標 5 長寿社会・健康支援の取組

【基本方針】

少子高齢化の進展に対応し、長寿社会における高齢者の医療介護の充実、高齢者の自立的活動、社会的活動など生きがい対策の強化、高齢者の就業支援に努めます。

また、生涯を通じた男女の健康支援として、性差に応じた健康支援を推進するとともに、女性においては母子保健サービスの充実や周産期医療（妊娠後期から新生児早期までの出産にかかわる医療）、小児医療など妊娠・出産に関する健康支援の充実に努めます。

さらに、ひとり親家庭においては、生活支援・経済的支援を適切に実施するとともに、自立に向けて総合的な支援を行います。

【施策の基本方向・施策】

1 高齢者の安心な暮らしの支援

- (1) 高齢者の医療・介護の充実
- (2) 高齢者の生きがい対策の強化

2 生涯を通じた男女の健康支援

- (1) 生涯を通じた男女の健康づくりの推進
- (2) 妊娠・出産等に関する健康支援

3 ひとり親家庭への支援

- (1) ひとり親家庭への総合的支援

目標指標	指標の考え方	現況値 平成 27 年度	目標値 平成 32 年度
がん検診の受診率の向上	女性特有の子宮がん・乳がん、男性に多い大腸がんの検診の受診率の向上を目指します。	子宮がん 48.8% 乳がん 33.9% 大腸がん 14.3%	子宮がん 50.0% 乳がん 50.0% 大腸がん 50.0%

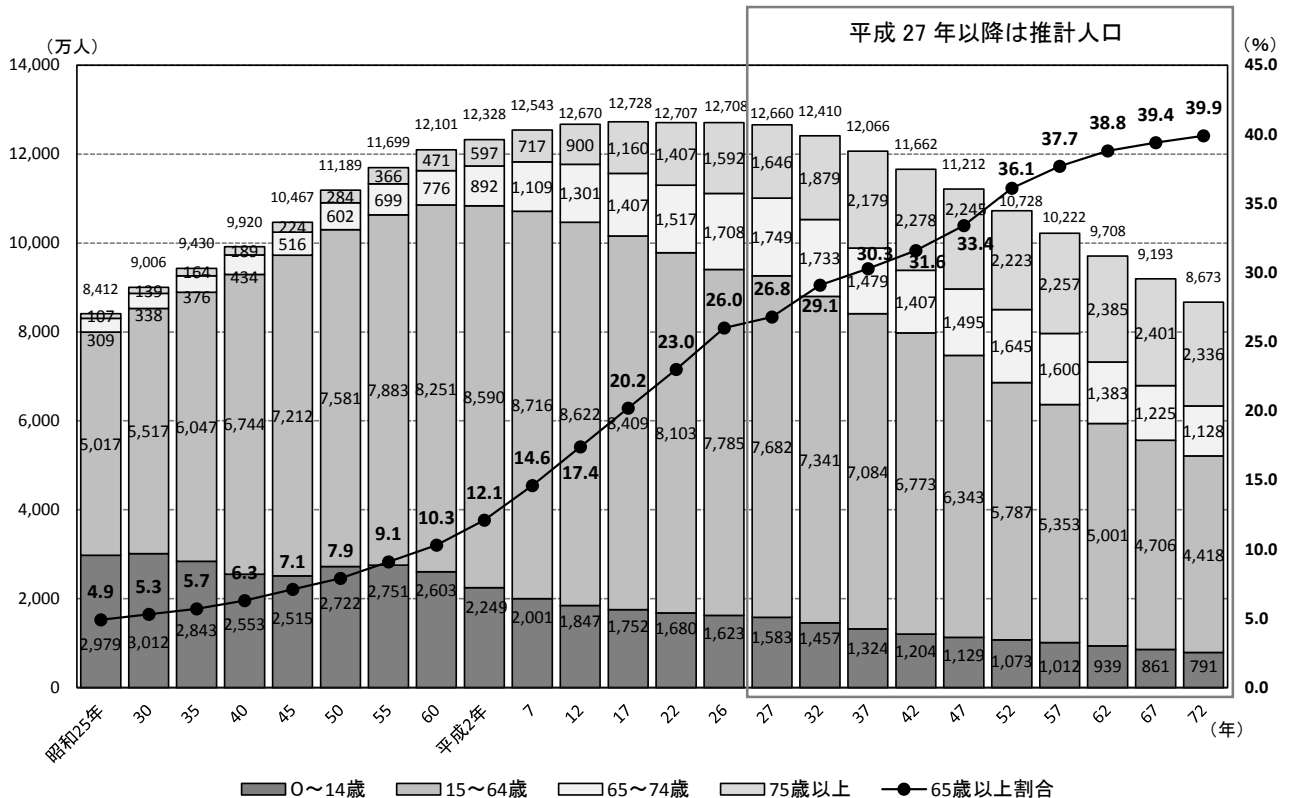
【推進の視点】

第4次男女共同参画基本計画（内閣府）においては、高齢やひとり親などの理由で生活上の困難を抱えた女性等が増加する現在、「セーフティネットの機能として、貧困等生活上の困難に対応するとともに、貧困等を防止するための取組が重要」であり、特に「高齢単身女性の貧困については、高齢期に達するまでの働き方や家族の持ち方等のライフスタイルの影響が大きく、様々な分野における男女の置かれた状況の違いが凝縮され固定化されて現れることに留意した取組が必要である。」としています。

また、「女性の就業等の増加、晩婚化等婚姻をめぐる変化、平均寿命の伸長等に伴う女性の健康に関わる問題の変化に応じた対策が必要」であり、「男女が互いの性差に応じた健康について理解を深めつつ、男女の健康を生涯にわたり包括的に支援するための取組や、男女の性差に応じた健康を支援するための取組を総合的に推進する。」としています。

本町においても、長寿社会の中で高齢者をはじめとする全ての町民が安心して暮らせる地域づくりを目指した取組を総合的に推進していく必要があります。また、男女の性差に応じた町民の健康づくりを推進していく必要があります。さらに、ひとり親家庭など生活上の困難に直面している町民に対する適切な支援に努めていく必要があります。

◆高齢化の推移と将来推計



資料：平成27年版高齢社会白書（厚生労働省）

※2010年までは総務省「国勢調査」、2014年は総務省「人口推計」（平成26年10月1日現在）、2015年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成24年1月推計）」の出生中位・死亡中位仮定による推計結果

【施策の具体的内容】

1. 高齢者の安心な暮らしの支援

(1) 高齢者の医療・介護の充実

現在、我が国は世界一の長寿大国となっていますが、高齢者が長寿かつ健康で元気に暮らしている状態は、健全な社会の象徴であり、今後も引き続き維持していくべき姿です。

そこで、地域の中で安心して暮らせる社会を目指し、医療・介護・予防・住まい・生活支援サービスが切れ目なく提供される「地域包括ケア」に取り組んでいく必要があります。

本町においても、高齢者の割合は年々増加傾向にあり、要介護（要支援）認定者数は年々増加を続けていることなどから、高齢者が安心して生活できるよう地域の実情に応じた「地域包括ケアシステム」の段階的な構築が求められています。

◆介護保険の状況

	第1号 被保険者数 (人)	要介護 (要支援) 認定者数 (人)	受給者数			保険給付(給付費)		
			居宅介護 (介護予防) サービス (人)	地域密着型 (介護予防) サービス (人)	施設介護 サービス (人)	居宅介護 (介護予防) サービス (千円)	地域密着型 (介護予防) サービス (千円)	施設介護 サービス (千円)
平成18年度	2,612	352	2,435	17	847	227,299	4,307	218,563
平成19年度	2,721	381	2,719	11	899	252,210	2,373	232,963
平成20年度	2,860	424	2,805	44	1,087	264,823	10,106	272,652
平成21年度	2,979	442	2,948	53	1,232	273,062	12,828	317,305
平成22年度	3,060	491	3,081	80	1,281	290,457	17,763	319,340
平成23年度	3,169	499	3,387	104	1,322	331,702	23,200	327,771

資料：県介護保険課 HP「介護保険事業状況報告」（各年度）

①医療・介護の充実

- 1) 男女の違いに配慮した生活習慣病、介護予防対策の推進を図るとともに、各種健康診査の充実に努めます。
- 2) 高齢者が地域の中で安心して暮らせるよう、介護サービスのきめ細かな情報提供に努めるとともに、介護保険制度の適正な運営に努めます。
- 3) 在宅ケアの充実を目指し、認知症や一人暮らしなど支援を必要とする高齢者を地域でサポートする地域ケア体制の充実を図ります。
- 4) 高齢者虐待への対応、成年後見制度の活用促進等、権利擁護の観点からの支援に努めます。

◆主要施策

施策	内容及び目標	担当部署
1) 地域ケアの推進	男女の違いに配慮した生活習慣病、介護予防対策の推進を図る。	健康福祉課 高齢者福祉担当
2) 介護保険制度の適正運営	リーフレット、広報紙等を使って情報を提供し、介護保険制度の適正な運営を図る。	町民保険課 介護保険担当
3) 地域ケア体制の充実	地域での交流の場として介護予防事業を定期的実施し、高齢者を地域でサポートする地域ケア体制の充実を図る。	健康福祉課 高齢者福祉担当
4) 高齢者の権利擁護	リーフレット、広報紙等を使って情報を提供し、高齢者虐待への対応、成年後見制度の活用促進等を図る。	健康福祉課 高齢者福祉担当

(2) 高齢者の生きがい対策の強化

高齢者が生きがいをもって社会と係わりながら意欲的に生活を送るためには、高齢者が自立して、健康で安心して暮らせるような地域社会を構築していくことが重要です。また、高齢世帯、ひとり暮らしの高齢者が増加傾向にある中では、男女共同参画の視点にたち、地域との係わりにおいて年齢や性別に基づく固定的な偏見などを除去していくことや、多様な世代との交流を促進していくことが効果的です。また、経済的自立を促進するための就業促進、社会参加に対する支援を図っていく必要があります。

本町においても、男女共同参画の視点を踏まえながら、高齢者の生きがい対策を積極的に推進していく必要があります。

◆高齢者等の自立を容易にする社会基盤の整備

情報バリアフリー環境等の整備	
総務省	○高齢者・障害者向け通信・放送サービスを行うための技術の研究開発に対する支援 ○身体障害者向け通信・放送サービスの提供や開発を行う企業等に対する支援 ○字幕番組・解説番組等の普及促進
経済産業省	○福祉機器の実用化開発支援の推進
高齢者や障害者等にやさしい住まいづくりの推進	
国土交通省	○住宅のバリアフリー化の積極的な推進 ○公的賃貸住宅の整備に併せて高齢者等の生活を支援する施設を整備する事業の促進 ○シルバーハウジング・プロジェクトの推進 ○市街地における高齢者等の快適かつ安全な移動を確保するための施設の整備、高齢者等の利用に配慮した建築物の整備等への支援や、公的賃貸住宅と社会福祉施設等の一体的整備を行う場合、補助の上乗せ ○サービス付き高齢者向け住宅の供給の促進 ○高齢者の所有する戸建て住宅等を広い住宅を必要とする子育て世帯等へ賃貸することを円滑化する制度により、高齢者の高齢期の生活に適した住宅への住み替えの促進 ○住宅金融支援機構の住宅融資保険制度を活用した、高齢者が自ら居住する住宅のリフォーム等資金及びサービス付き高齢者向け住宅の入居一時金に係るリバースモーゲージの推進 ○住宅金融支援機構のバリアフリーリフォーム融資（高齢者向け返済特例制度）の活用による高齢者自らが行う住宅のバリアフリー化の推進
高齢者や障害者等にやさしいまちづくりの推進	
国土交通省	○バリアフリー法に基づく建築物、道路、都市公園、路外駐車場、官庁施設等のバリアフリー化の推進
高齢者や障害者等にやさしい公共交通機関の整備	
国土交通省	○バリアフリー法に基づく地方公共団体、公共交通事業者等によるバリアフリー化の取組の促進 ○「心のバリアフリー」を促進するためのバリアフリー教室等の実施 ○バリアフリー化施設の整備等の促進 ○ベビーカーを利用しやすい環境づくりの推進
道路交通におけるバリアフリーの推進	
警察	○高齢者等感应信号機等のバリアフリー対応型信号機の整備、道路標識の大型化、高輝度化の推進等 ○歩車分離式信号の導入・運用 ○信号灯器のLED化
国土交通省	○歩道の段差・傾斜・勾配の改善、幅の広い歩道の整備等による歩行空間のバリアフリー化の実施

出典：平成27年版男女共同参画白書（内閣府）

①自立的活動の援助

- 1) ノーマライゼーション（障害者と健常者が共に生きることこそノーマルであるという考え）の理念に基づき、誰もが住みやすいユニバーサルデザイン（全ての人が利用しやすいモノや施設、まちなど）のまちづくりを推進します。
- 2) ひとり暮らしの高齢者については日常生活における買い物や家事の支援について、男女の性差を踏まえながら適切に実施していきます。
- 3) 高齢者が安心して生活するために、見守り等で有効な機器の活用を推進します。

◆主要施策

施策	内容及び目標	担当部署
1) ユニバーサルデザインの推進	ノーマライゼーションの理念に基づき、誰もが住みよいユニバーサルデザインのまちづくりの推進を図る。	健康福祉課 高齢者福祉担当
2) 家事の支援	大切な食生活に工夫を加え、楽しい老後を過ごせるよう、男の料理教室を開催するなど、男女の性差を踏まえながら日常生活における家事の支援を適切に実施する。	健康福祉課 高齢者福祉担当
3) 緊急通報装置の設置	65歳以上の高齢者及び65歳以上の高齢世帯で一定の要件に該当する者に緊急通報装置を設置し、高齢者が安心して生活するために有効な活用を推進する。	健康福祉課 高齢者福祉担当

②社会的活動の促進

- 1) 男女共同参画の視点にたち、高齢者の社会参加に関する情報提供や指導者の養成などを進めます。
- 2) 高齢者の多様な学習ニーズに対応し、公民館活動その他の生涯学習活動などにおいて、高齢者向けの講座の充実に努めます。
- 3) 高齢者が自ら組織し、地域の中心となり、様々な活動を行っている老人クラブ活動への支援に努めます。
- 4) 継続的な体づくりが健康な体を維持するために効果的であることから、高齢者のスポーツ活動を積極的に支援します。

◆主要施策

施策	内容及び目標	担当部署
1) 指導者の養成	リーフレット、広報紙等を使って、高齢者の社会参加に関する情報提供や指導者の養成を図る。	健康福祉課 高齢者福祉担当
2) 高齢者講座の充実	教育委員会と連携し、生涯学習活動などにおける、高齢者向けの講座の充実に努める。	健康福祉課 高齢者福祉担当
3) 高齢者の支援	高齢者が自ら組織する老人クラブ活動の支援（補助金）を図る。	健康福祉課 高齢者福祉担当
4) 高齢者の健康維持	高齢者のスポーツ活動の積極的支援を図り、高齢者が気軽に参加できるマレットゴルフ、グラウンドゴルフ、シルバー輪投げ大会等を開催する。（体育協会）	教育委員会事務局 生涯スポーツ担当

③高齢者の就業援助の促進

- 1) 高齢者用のジョブカード（自分の職業能力・意識を整理したもの）の活用を促進するなど、再就職支援に努めます。
- 2) 高齢者の就労支援を積極的に推進するとともに、それぞれの高齢者がもつスキル（知識・経験）を生かせる仕事につけるよう、シルバー人材センターなどに働きかけます。

◆主要施策

施策	内容及び目標	担当部署
1) 高齢者の再就職支援	高齢者がもつスキルを生かせる仕事の支援を図る。	健康福祉課 高齢者福祉担当
2) 高齢者の就職斡旋	高齢者の就労をシルバー人材センターなどに働きかける。	健康福祉課 高齢者福祉担当

2. 生涯を通じた男女の健康支援

(1) 生涯を通じた男女の健康づくりの推進

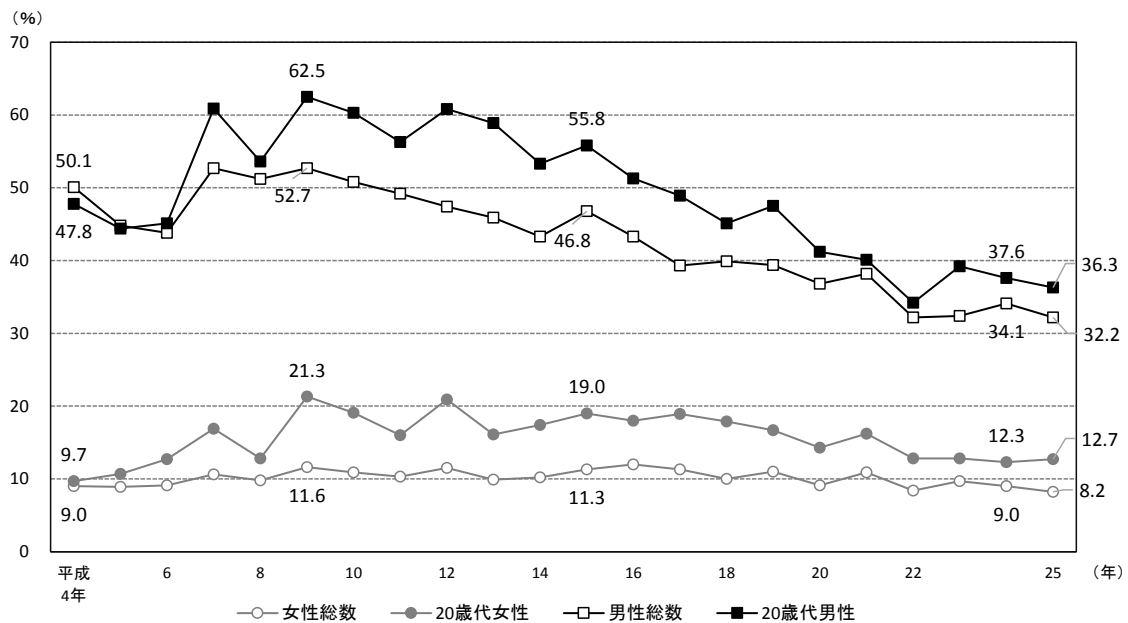
男女が互いに身体的性差を十分に理解し合い、人権を尊重しつつ、相手に思いやりをもって生きていくことは男女共同参画の形成にあたっての前提となるものです。

そして、心身及びその健康について正確な知識・情報を得ることは、人々が主体的に行動し、健康で生活していくために必要です。また、女性は妊娠・出産の可能性が有る性であり、生涯を通じて男女の異なる健康上の課題に対応していくことが必要となっています。

女性においては、いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のいく性生活、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどリプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）の視点にたった取組が必要です。また、男性・女性ともに生活習慣病対策や飲酒・たばこによる疾病対策などへの取組が必要となっています。

本町においても、身体的性差やライフスタイルを踏まえた健康づくりを促進していく必要があります。

◆性別・年齢別喫煙率の推移



出典：平成27年版男女共同参画白書（内閣府）

①啓発活動の推進

- 生涯を通じて一人ひとりの町民が自らの健康管理、生活改善ができるよう、健康教育の機会充実を図ります。
- 生涯を通じた健康の保持増進のための健康相談、健康診査等適切な指導を実施します。

◆主要施策

施策	内容及び目標	担当部署
1) 健康教育の機会充実	健康講座を年2回以上開催し、健康教育の各年齢・性別ごとの啓発活動を図る。	健康づくり課 保健センター
2) 各種健康診査	各種がん検診、健康診査、骨粗しょう症等の健診の充実を図るため、受診率の向上に努め、特にがん検診は受診率50%を目標とする。	健康づくり課 保健センター

②性差に応じた健康支援

- 1) 妊娠・出産、不妊、性感染症、婦人科的疾患、更年期障害その他女性の健康をめぐる様々な問題についてきめ細かに対応するとともに、総合的な健康支援に努めます。
- 2) 男性は女性に比べて肥満者の割合が多く、喫煙率、飲酒率も高い傾向にあり、生活習慣病やガンなどのリスクも高くなる可能性があることから、男性のライフスタイルに対応した健康支援に努めます。

◆主要施策

施策	内容及び目標	担当部署
1) 女性の健康支援	女性に対応した健診事業（子宮がん・乳がん等）を実施し、女性に対応した健康管理について啓発及び検診の推進を図る。	健康づくり課 保健センター
2) 男性の健康支援	最近特に顕著となっている大腸がん検診を推進し、男性に対応した健康管理について啓発及び検診の推進を図る。	健康づくり課 保健センター

(2) 妊娠・出産等に関する健康支援

妊娠・出産期は、女性の健康支援にとって大きな節目となります。地域において安心して子どもを産み育てることができるよう支援体制の充実を図っていく必要があります。また、周産期医療体制の確保や不妊に悩む男女に対する支援、小児医療体制の充実も求められているところです。

本町においても、母子保健サービスの充実や周産期医療・小児医療体制の充実等に努めていく必要があります。

①妊娠出産期における健康管理の充実と経済的負担の軽減

- 1) 妊娠・出産期の健康管理の充実を図るため、マタニティスクール等の充実を図ります。
- 2) 妊婦健診の適正な受診を促すとともに、妊婦健診の公費負担による経済的負担の軽減を図ります。

◆主要施策

施策	内容及び目標	担当部署
1) 妊娠出産期の健康管理	出産を控えた夫婦を対象とした教室を年3回以上実施し、妊娠・出産・育児に関する正しい知識を身につけ、健康管理の充実を図る。	健康づくり課 保健センター
2) 妊婦健診の実施	受診に係る公費負担率の向上に努め、妊娠期間中定期的に医療機関で受診するよう勧奨する。	健康づくり課 保健センター

②周産期医療・小児医療の充実と不妊治療等への支援

- 1) 妊娠から出産までの一貫した母子保健サービスの提供に努めます。
- 2) 休日・夜間を含めた周産期医療・小児医療体制の充実を推進します。
- 3) 不妊治療のための経済的支援や不妊治療に対する情報提供を実施していきます。

◆主要施策

施策	内容及び目標	担当部署
1) 母子保健の充実	母子の健康管理のため訪問事業・健診事業の充実を図り、新生児に対する訪問事業の100%達成を目指す。	健康づくり課 保健センター
2) 小児救急の充実	比企郡市の他の市町村と連携して当番医の維持継続に努め、休日や夜間の小児救急医療体制の確保を図る。	健康づくり課 保健センター
3) 正しい理解の推進	保健所等の関連機関と協力して不妊に対する正しい知識の情報提供を図る。	健康づくり課 保健センター

3. ひとり親家庭への支援

(1) ひとり親家庭への総合的支援

ひとり親家庭は、一般的に生活上の困難に直面しやすい状態にあるため、援助のための施策を講ずることが必要です。また、ひとり親家庭に対しては、子育てのための時間の確保に配慮するなど子どもの視点にたった支援も重要です。それぞれの家庭の状況に応じて生活支援、就業支援、養育費の確保、経済的支援などを総合的に展開していくことが求められています。

母子家庭においては、特に生活が困窮するケースが多いため、迅速な経済的支援が必要です。また、父子家庭は、母子家庭等と比較して、その実態が分かりにくく地域において孤立する傾向があることから、きめ細かな広報・啓発に努め、孤立化を防いでいく必要があります。

本町においても、ひとり親家庭に対しては、それぞれの家庭が安心して暮らし、自立した生活を営めるよう経済的支援を積極的に実施し、負担を軽減するなど迅速かつ適切な対応により母子・父子家庭に対する総合的支援を実施していく必要があります。

①ひとり親家庭の生活支援・経済的支援

- 1) 家庭相談員活動を実施するとともに、民生委員・児童委員や主任児童委員等による相談、指導活動の実施に努め、各々の家庭に即した適切な支援につなげます。
- 2) ひとり親家庭等に対する子育て支援の充実や教育費の支援を実施します。
- 3) ひとり親家庭の孤立化を解消するため、ひとり親家庭同士の交流を実施します。

◆主要施策

施策	内容及び目標	担当部署
1) 生活相談の支援	民生委員・児童委員等による訪問相談・指導活動の充実を図り、ひとり親家庭等の見守りや支援を実施する。	健康福祉課 福祉担当
2) ひとり親家庭の支援	児童扶養手当や母子・父子家庭医療支給事業等とあわせ、医療機関の窓口払いや、医療費の無料化の対象年齢拡大を図り、ひとり親家庭が安心して暮らし、自立した生活が営めるよう、経済的な支援を実施する。	健康福祉課 福祉担当
3) 交流支援の対策	ひとり親家庭の孤立化を防ぐために、同じ悩みをもつ家庭の交流の機会や各種イベント、講座等の啓発事業を実施し、ひとり親家庭同士の交流を図る。	健康福祉課 福祉担当

②ひとり親家庭の自立支援

- 1) ひとり親家庭の自立を支援するため、国・県の制度の普及を図り、利用促進に努めるとともに、マザーズハローワーク・マザーズコーナー（子育てをしながら就業を目指す女性等の支援拠点）の活用促進など就業支援策の促進を図ります。

◆主要施策

施策	内容及び目標	担当部署
1) 就業支援の対策	ハローワークや町内企業等の連携により、就業支援の講座等の啓発事業を実施する。	健康福祉課 福祉担当

目標 6 多様な分野における男女共同参画の促進

【基本方針】

地域における男女共同参画の意識づくりを推進し、地域活動における男女共同参画や、防災・防犯活動における男女共同参画について、地域の実情を踏まえながら、推進していきます。

また、国際規範の尊重と国際社会の「平和・開発・平等」においては、国際的な動向、国の動向の周知など、女性の地位向上のための男女共同参画の視点にたった国際交流を推進するとともに、人権尊重と国際平和への啓発に努めます。

【施策の基本方向・施策】

1 地域における男女共同参画の推進

(1) 地域における男女共同参画の意識づくり

2 国際規範の尊重と国際社会の「平等・開発・平和」への貢献

(1) 国際交流の促進
(2) 人権尊重と国際平和への啓発

目標指標	指標の考え方	現況値 平成 27 年度	目標値 平成 32 年度
防災会議における女性委員の登用	地域の防災に女性の視点を反映させるため、防災会議における女性委員登用を目指します。	0% (0/24 人)	4% (1/24 人)

【推進の視点】

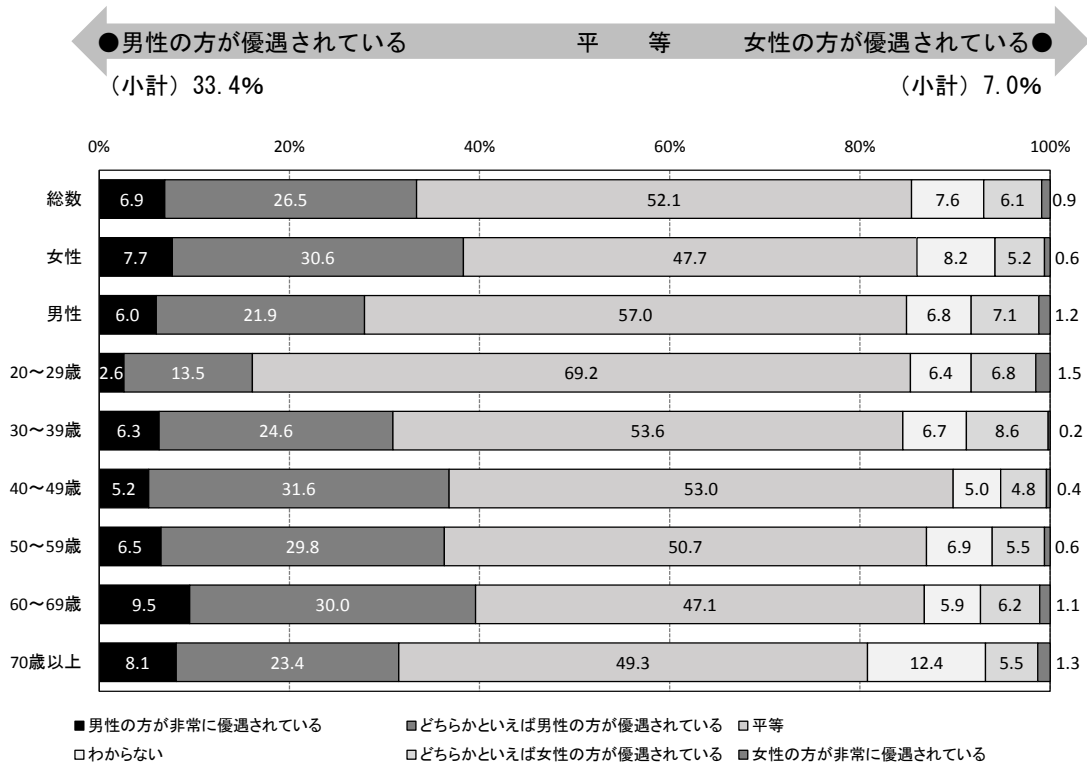
第4次男女共同参画基本計画（内閣府）においては、「活力ある地域社会を形成するためには、それぞれの地域において、男女とも、希望に応じて、安心して働き、子育てをすることができる地域社会の実現が不可欠である。」としています。そのためには、「若い世代の男性等多様な住民の活動への参画とリーダーとしての女性の参画を拡大し、地域活動における男女共同参画を推進する。」としています。

また、先の東日本大震災での課題を踏まえ、災害時の「全ての局面において、女性が重要な役割を果たしていることを認識するとともに、防災・復興に係る意思決定の場に女性が参画し、リーダーとして活躍することを推進する。」としています。

さらに、男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献として、「女子差別撤廃条約の積極的遵守等に努める。」とともに、「ジェンダー主流化の視点」にたつて「開発協力を推進することにより、国際社会の平和と安定及び繁栄の確保に一層積極的に貢献する。」としています。

本町においては、地域特性等を充分踏まえながら、地域社会における男女共同参画を推進していくとともに、地域の防災についても女性の視点を反映させる必要があります。また、男女平等に係る国際的な動きや進展の周知に努めるとともに、積極的な男女平等施策を展開していくことが求められています。

◆自治会やNPOなどの地域活動の場における男女の地位の平等感



出典：平成24年 男女共同参画社会に関する世論調査

【施策の具体的内容】

1. 地域における男女共同参画の推進

(1) 地域における男女共同参画の意識づくり

地域は家庭とともに人々にとって最も身近な暮らしの場であることから、地域における男女共同参画の意識づくりは、男女共同参画社会の実現に向けて重要です。

具体的には、地域における政策・方針決定過程への女性の参画拡大を図ることや、特定の性や年齢層で担われている分野への男女双方の参画により、男女共同参画の視点を反映させることが必要です。

また、地域における生活者の多様な視点を防災対策に反映させるなど防災、環境等の分野についても、男女共同参画を推進していくことが求められています。

平成26年、全国の町村における防災会議の委員に占める女性の割合は0%が52.0%となっており、半数以上の町村で女性委員がいないという状況です。本町の防災会議の女性比率も0%となっており、今後の課題となっています。

◆市区町村防災会議の委員に占める女性の割合

	市区町村 防災会議数	0 (いない)	1~5% 未満	5~10% 未満	10~20% 未満	20~30% 未満	30~40% 未満	40% 以上	平均(%)	
市 区	(件)	793	89	154	255	244	42	6	8.9	
	(%)	100.0	11.2	19.4	32.2	30.8	5.3	0.8		
	うち政令指定都市	(件)	20	0	1	10	7	0	1	12.1
		(%)	100.0	0.0	5.0	50.0	35.0	0.0	5.0	
うち政令指定都市以外	(件)	773	89	153	245	237	42	5	8.7	
	(%)	100.0	11.5	19.8	31.7	30.7	5.4	0.6		
町 村	(件)	820	426	119	149	112	12	2	4.3	
	(%)	100.0	52.0	14.5	18.2	13.7	1.5	0.2		
合 計	(件)	1,613	515	273	404	356	54	8	7.1	
	(%)	100.0	31.9	16.9	25.0	22.1	3.3	0.5		

出典：平成27年版男女共同参画白書（内閣府）

①地域活動における男女共同参画

1) PTA、自治会、消防団、商工会など地域において、地域の実状を勘案しながら多様な政策・方針決定過程への女性の参画拡大を図ります。

2) 高齢者の見守り、子育て支援活動などにおいて、男女ともに多様な年齢層の参画を促進します。

◆主要施策

施策	内容及び目標	担当部署
1) 女性の参画拡大	地域において女性の参画拡大を促進するため、リーフレット、広報紙等による啓発を行う。	総務政策課 人権・自治振興担当
2) 多様な年齢層の参画	高齢者の見守り、子育て支援活動を推進するため、リーフレット、広報紙等による多様な年齢層の参画促進を進めます。	総務政策課 人権・自治振興担当

②防災・防犯活動における男女共同参画

- 1) 地域防災会議や地域防災計画等に男女共同参画の視点を反映し、防災分野での固定的性別役割分担の解消に努めます。
- 2) 消防団、地域防災組織、地域防犯組織などにおいて、女性の参画を積極的に推進します。

◆主要施策

施策	内容及び目標	担当部署
1) 防災分野の視点見直し	防災分野の計画変更により、固定的性別役割分担の解消に努め、防災分野における男女共同参画の視点を反映する。	総務政策課 人権・自治振興担当
2) 防災組織への女性参画	防災組織における女性の参画を促進するため、リーフレット、広報紙等による参画拡大の啓発を行う。	総務政策課 人権・自治振興担当

2. 国際規範の尊重と国際社会の「平等・開発・平和」への貢献

(1) 国際交流の促進

情報ネットワークや交通網の発達に伴い、国際化が進展し、経済から文化まであらゆる面でボーダーレス化やグローバル化してきています。また、我が国の男女共同参画社会実現に向けて、国際的な男女共同参画の進展を的確に捉えながら、国際規範・基準の周知等に努めていく必要があります。

このような状況の中、本町においても国際社会に対する理解を深めていくことが求められています。

①男女共同参画の視点にたった国際交流の推進

- 1) 女性の地位向上のための国際規範・基準の周知に努めます。
- 2) 国際社会への対応として、国際性豊かな町民の育成を図るため、多文化交流の推進、国際理解教育の推進にあたっては、男女共同参画の視点にたった取組を推進します。
- 3) 国際交流事業等の推進により、国際社会での活躍が期待できる人材の育成に努めます。

◆主要施策

施策	内容及び目標	担当部署
1) 国際情報の提供	男女共同参画に関する世界の動きなど、国際情報の提供を図るため、広報紙等により年2回程度掲載する。	総務政策課 企画調整担当
2) 多文化交流会の支援	多文化交流会の支援から開催に向けての検討を年2回程度行う。	総務政策課 企画調整担当
3) ワンナイトステイ事業	教育留学生受入れは、受入れ条件を男女要件なしで推進し、申し込みにより民泊（ホームステイ）で実施する。	総務政策課 企画調整担当

(2) 人権尊重と国際平和への啓発

人権尊重と平和の推進については、刻々と変化する国際社会と我が国を取り巻く社会潮流に的確に対応しながら着実に推進していくことが重要です。

特に、国際理解と国際平和の現代的課題は、人権を基礎とした共存・共生であり、それを実現していくためには、国際平和への啓発を具体的に実施していくことが効果的です。

本町においては、1992年（平成4年）に「人権尊重と緑の保全の町宣言」を制定し、同和問題、子ども、高齢者、女性、障害者、外国人等、あらゆる差別を解消するための社会環境づくりに努めてきました。また、「滑川町人権施策基本方針」及び「滑川町人権施策基本方針に基づく実施計画」に沿って、多様な事業を実施し、地域住民や児童・生徒の人権意識の高揚を図っているところです。

さらに、非核三原則の堅持と恒久平和を願い、2015年（平成27年）「滑川町非核平和都市宣言」を行いました。

今後も引き続きあらゆる差別を解消するための社会環境づくりを進める中で、男女共同参画の視点を取り込んでいくことが求められています。

①人権尊重・人権教育の推進

- 1) 「滑川町人権施策基本方針」、「今後の同和教育の基本方針」に基づき、あらゆる機会において人権教育・啓発の積極的な推進を図ります。
- 2) 社会啓発事業として、人権問題をテーマとした講演会や研修会の開催を進めます。
- 3) 比企郡市主催事業「人権フェスティバル」や「人権教育研究集会」に参加するとともに、町民の人権意識の高揚を促します。
- 4) 学校教育・社会教育において人権教育を推進します。
- 5) 人権尊重の推進にあたっては男女共同参画の視点を念頭においた取組を進めます。

◆主要施策

施策	内容及び目標	担当部署
1) 人権尊重社会の推進	「滑川町人権施策基本方針」、「滑川町人権施策基本方針に基づく実施計画」に基づき、会議、集会等あらゆる機会をとらえ積極的に各種施策に取り組む。	総務政策課 人権・自治振興担当
2) 社会啓発事業の推進	人権尊重の意識向上のため、町内役職者や役場職員、教職員それぞれを対象に人権問題をテーマとした講演会や研修会を年1回以上開催し、各種施策を推進する。	総務政策課 人権・自治振興担当 教育委員会事務局 生涯学習担当
3) 人権意識の高揚	人権に対する意識の高揚を図るため、比企郡市で行われる各種事業の情報提供と参加を積極的に進める。	総務政策課 人権・自治振興担当
4) 人権教育の推進	人権教育推進のため、「今後の同和教育の基本方針」に基づき、学校教育と社会教育分野において自覚と責任をもって研修会や講演会を開催する。	総務政策課 人権・自治振興担当 教育委員会事務局 生涯学習担当
5) 人権尊重の推進	職場や家庭での女性の人権侵害やパワーハラスメント等をテーマとした研修会・学習会の機会を設け、学校教育、社会教育において、人権尊重意識の向上のため各種施策を推進する。	総務政策課 人権・自治振興担当 教育委員会事務局 生涯学習担当

②国際平和への啓発

1) 女性の平和への貢献を促進するため、国際平和に向けた啓発活動を推進します。

◆主要施策

施策	内容及び目標	担当部署
1) 平和啓発活動	非核・平和に向けた取組の強化を図るとともに、年に1回程度平和啓発事業を実施し、女性の参加率を向上させる。	総務政策課 総務担当

4 章 実現化方策

実現化方策

【基本方針】

滑川町パートナーシッププランを着実に推進していくため、推進体制の見直しを図るとともに、継続的な進行管理を目指した取組を推進します。

また、条例化や都市宣言などについて調査・研究を進めます。

さらに、多目的に利用できる生涯学習拠点において男女共同参画に係る拠点機能の位置づけを検討するとともに、女性団体の育成と連携支援、男女共同参画に関する調査・研究・広報の充実を図ります。

【施策の基本方向・施策】

1 パートナーシッププラン
推進体制の整備・充実

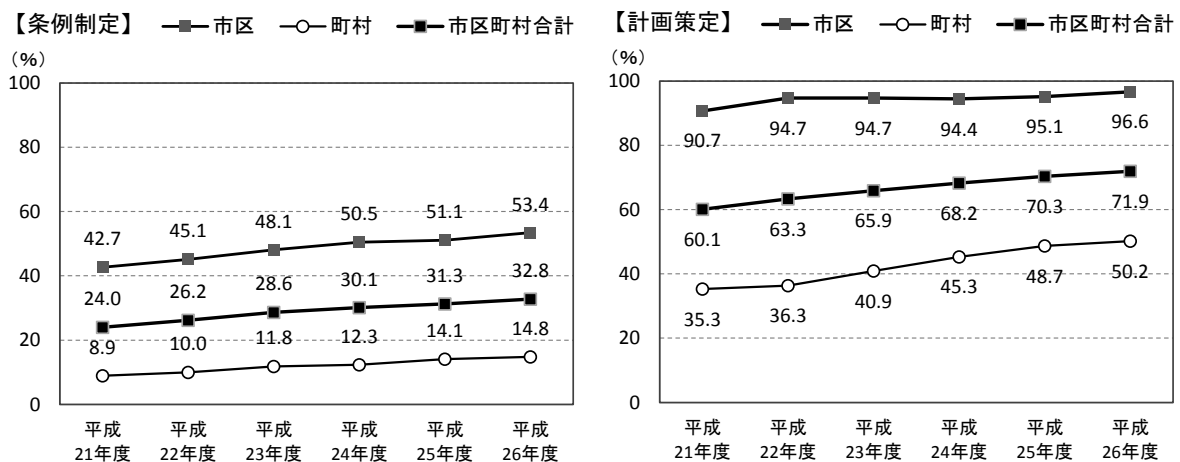
(1) 第2次滑川町パートナーシッププラン
推進体制の整備・充実

【推進の視点】

第4次男女共同参画基本計画（内閣府）においては、「我が国が目指す男女共同参画社会の実現に向けて、広範かつ多岐にわたる取組を着実に展開し、実効性を確保するため、国、地域及び民間における推進力を一層強化する。」としています。また、「地域における男女共同参画を推進するためには、地方公共団体や男女共同参画センター、民間団体等の積極的な取組が重要であり、関係機関がそれぞれの機能を十分に発揮するとともに、関係機関等間で連携することができるよう、推進体制の整備・強化に向けた支援の充実を図る。」としています。

本町においても、パートナーシッププランの将来像を実現するため、推進体制の見直しを図るとともに、男女共同参画を推進していくための組織づくりや計画の進行管理を着実に実施していきます。

◆市区町村における条例及び計画策定率の推移



出典：地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況（内閣府）（各年度版）
※平成24年度は東日本大震災の影響により福島県川内村、葛尾村は調査を行わなかったため、集計から除外。

【施策の具体的内容】

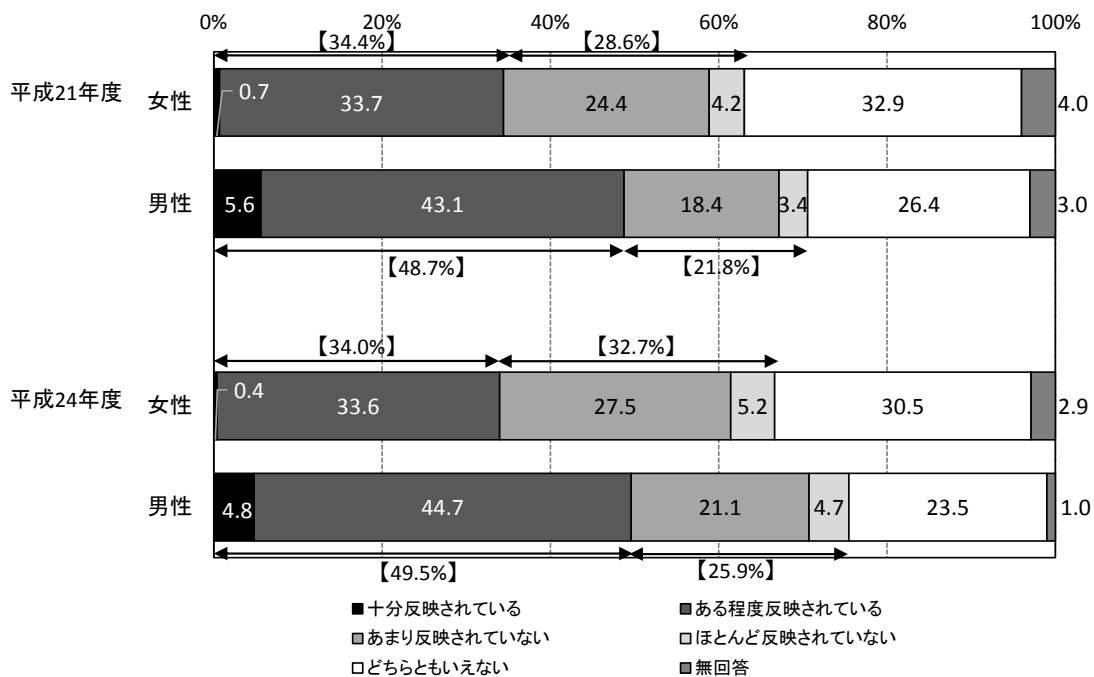
1. パートナーシッププラン推進体制の整備・充実

(1) 第2次滑川町パートナーシッププラン推進体制の整備・充実

我が国においては平成 11 年の「男女共同参画社会基本法」の成立を契機として、あらゆる分野で男女共同参画が推進されてきました。本町においても、審議会等における女性委員の登用などを積極的に推進してきました。しかし、女性行政推進体制の充実や活動拠点の整備などについては、十分な取組が進んでいない状況です。

今後は、計画の実効性を担保していくため、推進体制の再検討を図り、事業の精査と重点化を図っていく必要があります。

◆地方自治体などの施策への女性の意見・考え方の反映度



出典：平成 24 年度男女共同参画に関する意識調査・実態調査（埼玉県）

①女性行政推進体制の充実

- 1) 計画を着実に推進するため、年度ごとに施策の推進状況調査を行うなど、計画の進行管理を実施します。
- 2) 計画の実効性を担保していくため、「男女共同参画社会形成の促進に関する条例」や「男女共同参画宣言都市」等について調査・研究します。

◆主要施策

施策	内容及び目標	担当部署
1) 計画の進行管理	計画の着実な推進のため、施策の推進状況調査を年1回実施し、計画の進行管理を行う。	総務政策課 人権・自治振興担当
2) 実効性の確保	条例制定や男女共同参画宣言に向けての調査・研究を行い、計画の実効性を担保する。	総務政策課 人権・自治振興担当

②活動拠点の提供

- 1) 女性の活動・研修・交流等の拠点となる場所の提供については、多目的な利用ができる生涯学習の拠点において、新たな機能として整備を検討していきます。

◆主要施策

施策	内容及び目標	担当部署
1) 活動拠点の提供	女性の活動・研修・交流の場として、利用しやすい拠点を提供するため、公民館や図書館等の社会教育施設において、積極的な活用・提供に努めるとともに、拠点としての新たな機能発揮が可能となるよう整備を進める。	教育委員会事務局 生涯学習担当

③女性団体と指導者の育成

- 1) 女性団体の活動を継続的に支援するとともに、女性団体の育成を図ります。
- 2) パートナーシッププランの推進を図るため、女性指導者の養成に努めます。

◆主要施策

施策	内容及び目標	担当部署
1) 女性団体の支援	女性団体が継続的に活動できるよう、活動の場や機会の提供に努める。	総務政策課 人権・自治振興担当
2) 女性指導者の発掘・育成	国、県、団体等で行っている人材育成講座の案内を行い、男女共同参画を推進するための女性指導者の発掘と育成を図る。	総務政策課 人権・自治振興担当

④調査・研究・広報の充実

- 1) 関係機関、団体及び市町村等の情報の収集、先進事例等の収集分析を行うとともにその活用に努めます。
- 2) 地域の実情にあった男女共同参画施策を推進するため、町民の意識やニーズを踏まえた施策のあり方について調査・研究に努めます。また、町民に広く計画内容を周知するため、広報紙、ホームページを活用した広報の充実に努めます。
- 3) 男女共同参画を取り巻く法制度等の状況を把握し、的確な施策展開を図ります。

◆主要施策

施策	内容及び目標	担当部署
1) 関係機関等の情報活用	関係機関等の男女共同参画の情報の収集分析を行い、先進事例等を活用する。	総務政策課 人権・自治振興担当
2) 地域の実情にあった施策展開	女性団体等の会議集会において、町民の意識やニーズについてのヒアリングを行い、地域の実情にあった男女共同参画施策を推進する。	総務政策課 人権・自治振興担当
3) 的確な施策の展開	男女共同参画を取り巻く法制度等の状況を把握し、的確な施策展開を図る。	総務政策課 人権・自治振興担当

資料編

1. 第2次パートナーシッププラン後期推進計画策定の経緯

期 日	会 議 等	内 容
平成 27 年 8 月中旬～9 月上旬	プラン達成度調査	前期推進計画の達成度調査の実施
9 月上旬～下旬	推進計画原案調査	後期推進計画原案調査の実施
9 月 16 日	団体ヒアリング（1 回目）	①子育て世代のグループ（学校PTA・青少年健全育成委員） ②地域活動団体及び地域活動リーダーのグループ（民生委員・児童委員）
10 月 7 日	団体ヒアリング（2 回目）	③子育て中の役場男性職員のグループ ④役場女性職員のグループ
12 月 11 日	第 1 回策定委員会	第 2 次滑川町パートナーシッププラン後期推進計画（素案）の検討
平成 28 年 1 月 28 日	第 2 回策定委員会	第 2 次滑川町パートナーシッププラン後期推進計画（素案）の検討
2 月 10 日～17 日	パブリック・コメントの実施	第 2 次滑川町パートナーシッププラン後期推進計画（素案）
2 月 25 日	第 3 回策定委員会	パブリック・コメント結果について 第 2 次滑川町パートナーシッププラン後期推進計画（原案）
2 月 25 日	策定委員会からの提言	策定委員会から町長へ提言の提出 第 2 次滑川町パートナーシッププラン後期推進計画（原案）

2. 滑川町男女共同参画計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 本町における男女共同参画社会の推進及び確立を図ることを目的に、行政と住民が共に取り組むべき施策を明らかにするため、男女共同参画計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(職務)

第2条 委員会は、男女共同参画計画(以下「計画」という。)の策定に関して意見を交換し、これをまとめて町長に提言するものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員17人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 公募により募集する町民 5人以内
- (2) 学識経験者 7人以内
- (3) その他町長が認める者 5人以内(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、計画の策定が終了するまでの期間とする。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、総務政策課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成22年6月1日から施行する。

3. 滑川町男女共同参画計画策定委員会委員名簿

	氏名	性別	選出	団体名等	備考
1	岩崎 千恵子	女	公募により 募集する町民		
2	高橋 亮誠	男	学識経験者	人権擁護委員	副委員長
3	檀原 美明	男	学識経験者	埼玉県男女共同参画 推進部会員	委員長
4	山下 育美	女	学識経験者	社会教育委員	
5	服部 理恵	女	学識経験者	福田小学校 PTA	
6	金川 久恵	女	学識経験者	滑川中学校 PTA	
7	岩見 千秋	女	学識経験者	宮前小学校 PTA	
8	勝岡 みゆき	女	学識経験者	月の輪小学校 PTA	
9	井上 奈保子	女	町長が認める者	議会議員	
10	柳 克実	男	町長が認める者	副町長	
11	吉野 正和	男	町長が認める者	総務政策課長	
12	大塚 信一	男	町長が認める者	健康福祉課長	
13	森田 耕司	男	町長が認める者	教育委員会事務局長	

* 順不同、敬称略

4. 関連する法律

(1) 男女共同参画社会基本法

(平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号)
改正 平成十一年 七月 十六日法律第 百二号
同 十一年十二月二十二日同 第六十号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

- 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。

二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者の中から、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則（平成十一年六月二三日法律第七八号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法(平成九年法律第七号)は、廃止する。

附 則 (平成十一年七月十六日法律第百二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。(施行の日=平成十三年一月六日)

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 (平成十一年十二月二十二日法律第百六十号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(以下略)

(2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律

(平成十三年法律第三十一号)
最終改正：平成二十六年法律第二十八号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

(定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
- 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
- 三 被害者（被害者がある家族を同伴する場合にあつては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条及び第八条の三において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
- 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
- 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和二十九年法律第六十二号)、警察官職務執行法(昭和二十三年法律第三十六号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十一年法律第二百二十九号)その他の法令の

定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。)を受けた者に限る。以下この章において同じ。)が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力(配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。)により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力(配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。)により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。)に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時において被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。

二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日ま

での間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

一 面会を要求すること。

二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。

五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。

六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであつて、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

一 申立人の住所又は居所の所在地

二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（保護命令の申立て）

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面で行わなければならない。

一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況

二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時における事情

三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面（以下「申立書」という。）と同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（保護命令の申立てについての決定等）

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

（即時抗告）

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
- 4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書書の交付を請求することができる。ただし、相手方にある場合は、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成八年法律第九号)の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)

二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用

三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用

四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

- 一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
- 二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者(第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。)
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手
第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

第六章 罰則

第二十九条 保護命令（前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項（第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附則〔抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附則〔平成十六年法律第六十四号〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第十条第一項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

(検討)

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附則〔平成十九年法律百十三号〕〔抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附則〔平成二十五年法律第七十二号〕〔抄〕

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(3) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念のっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

(基本原則)

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第五条第一項において「基本原則」という。）のっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、基本原則のっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

(基本方針)

第五条 政府は、基本原則のっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
- 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
- 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
 - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
 - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
 - ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十五条第一項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
- 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 一般事業主行動計画

(一般事業主行動計画の策定等)

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主(以下「一般事業主」という。)であって、常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画(一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。)を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第十条 前条の認定を受けた一般事業主(次条及び第二十条第一項において「認定一般事業主」という。)

は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの(次項において「商品等」という。)に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。

二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第十二条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主(一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。)が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に關し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法(昭和二十二年法律第百四十一号)第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの(厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。)のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであることであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第三項、第五条の四、第三十九条、第四十一条第二項、第四十八条の三、第四十八条の四、第五十条 第一項及び第二項並びに第五十一条の二の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十二条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の二の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の二中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成二十七年法律第六十四号)第十二条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十三条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

(一般事業主に対する国の援助)

第十四条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

第十五条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

（一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第十六条 第八条第一項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

2 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表するよう努めなければならない。

（特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第十七条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

（職業指導等の措置等）

第十八条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（財政上の措置等）

第十九条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

（国等からの受注機会の増大）

第二十条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役員又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するよう努めるものとする。

（啓発活動）

第二十一条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

（情報の収集、整理及び提供）

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

（協議会）

第二十三条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第十八条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第十八条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一 一般事業主の団体又はその連合団体

二 学識経験者

三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

（秘密保持義務）

第二十四条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（協議会の定める事項）

第二十五条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

（報告の徴収並びに助言、指導及び勧告）

第二十六条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

（権限の委任）

第二十七条 第八条から第十二条まで及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

（政令への委任）

第二十八条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第二十九条 第十二条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第十八条第四項の規定に違反した者

二 第二十四条の規定に違反した者

第三十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第十二条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者

二 第十二条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者

三 第十二条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第三十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十条第二項の規定に違反した者

二 第十二条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第十二条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第三十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第二十九条、第三十一条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十四条 第二十六条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章（第七条を除く。）、第五章（第二十八条を除く。）及び第六章（第三十条を除く。）の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

（この法律の失効）

第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 第十八条第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十四条の規定（同条に係る罰則を含む。）は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

（政令への委任）

第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（社会保険労務士法の一部改正）

第五条 社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一第二十号の二十五の次に次の一号を加える。

二十の二十六女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）

（内閣府設置法の一部改正）

第六条 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第二項の表に次のように加える。

平成三十八年三月三十一日	女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第五条第一項に規定するものをいう。）の策定及び推進に関すること。
--------------	--

理由

女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって豊かで活力ある社会を実現するため、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

5. 基本用語解説

(内閣府男女共同参画局の用語解説より作成)

用語	解説
エスエヌエス SNS (ソーシャル・ネット ワーキング・サービス)	友人・知人等の社会的ネットワークをインターネット上で提供することを目的とする、コミュニティ型のサービス。
M字カーブ	日本の女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になることをいいます。これは、結婚や出産を機に労働市場から退出する女性が多く、子育てが一段落すると再び労働市場に参入するという特徴があるためです。なお、国際的にみると、アメリカやスウェーデン等の欧米先進諸国では、子育て期における就業率の低下はみられません。
エンパワーメント	力をつけること。また、自ら主体的に行動することによって状況を変えていこうとする考え方のこと。
合計特殊出生率	15歳から49歳までの女性の年齢別出生率の合計で、1人の女性が一生の間に産む平均子ども数を表します。
国際婦人年	1972年の第27回国連総会において女性の地位向上のため世界規模の行動を行うべきことが提唱され、1975年を国際婦人年とすることが決定されました。また、1976年～1985年までの10年間を「国連婦人の十年」としました。
国連特別総会「女性2000年会議」	第4回世界女性会議で採択された「北京行動綱領」について、採択後5年間の実施状況の見直し・評価を行うとともに、更なる行動とイニシアティブを検討するため、2000年にニューヨークで開催されました。「北京宣言及び行動綱領」の完全実施に向け、「政治宣言」及び「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ」(いわゆる「成果文書」)が採択されました。
国連婦人の10年	1975年の第30回国連総会において1976年～1985年を「国連婦人の10年 - 平等・発展・平和」とすることが宣言されました。「国連婦人の10年」の中間にあたる1980年には、コペンハーゲンで「国連婦人の10年中間年世界会議」(第2回女性会議)が開かれ、「国連婦人の10年」の最終年にあたる1985年には、ナイロビで「国連婦人の10年世界会議」(第3回世界会議)が開かれ、「女性の地位向上のためのナイロビ将来戦略」が採択されました。
国連婦人の地位委員会 (CSW)	経済社会理事会(Economic and Social Council)の機能委員会の一つで、1946年6月に設置されました。政治・市民・社会・教育分野等における女性の地位向上に関し、経済社会理事会に勧告・報告・提案等を行うこととなっており、経済社会理事会はこれを受けて、国連総会(第3委員会)に対して勧告を行います。
固定的性別役割分担	男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分けることをいいます。 「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等は固定的な考え方により、男性・女性の役割を決めている例です。
指導的地位	「政策・方針決定過程への女性の参画の拡大に係る数値目標(「2020年30%」の目標)のフォローアップについての意見」(平成19年2月14日男女共同参画会議決定)においては、「国連のナイロビ将来戦略勧告及びジェンダー・エンパワーメント指数(GEM)の算出方法を踏まえ、(1)議会議員、(2)法人・団体等における課長相当職以上の者、(3)専門的・技術的な職業のうち特に専門性が高い職業に従事する者とするのが適当と考える」との意見が出されています。

周産期	周産期とは妊娠 22 週から出生後 7 日未満のことをいいます。周産期医療とは周産期に関する医療であり、周産期母子医療センターの整備等により、母体又は児におけるリスクの高い妊娠に対する医療及び高度な新生児医療等の提供を推進しています。
ジェンダー	「社会的・文化的に形成された性別」のことです。人間には生まれつきの生物学的性別（セックス／sex）があります。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」（ジェンダー／gender）といいます。「社会的・文化的に形成された性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われています。
ジェンダー主流化	あらゆる分野でのジェンダー平等を達成するため、全ての政策、施策及び事業について、ジェンダーの視点を取り込むことをいいます。ジェンダーと開発（GAD）イニシアティブにおいては、開発におけるジェンダー主流化を、「全ての開発政策や施策、事業は男女それぞれに異なる影響を及ぼすという前提に立ち、全ての開発政策、施策、事業の計画、実施、モニタリング、評価のあらゆる段階で、男女それぞれの開発課題やニーズ、インパクトを明確にしていくプロセス」と定義しています。
ジェンダー（社会的性別）の視点	「社会的文化的に形成された性別」（ジェンダー）が性差別、性別による固定的役割分担、偏見等につながっている場合もあり、これらが社会的に作られたものであることを意識していこうとするものです。 このように、「ジェンダーの視点」でとらえられる対象には、性差別、性別による固定的役割分担及び偏見等、男女共同参画社会の形成を阻害すると考えられるものがあります。その一方で、対象の中には、男女共同参画社会の形成を阻害しないと考えられるものもあり、このようなものまで見直しを行おうとするものではありません。社会制度・慣行の見直しを行う際には、社会的な合意を得ながら進める必要があります。
女性のチャレンジ支援	平成 14 年 1 月開催の男女共同参画会議において、小泉内閣総理大臣から様々な分野における女性のチャレンジの促進について検討するよう指示があったことを受け、同会議では男女共同参画基本法第 22 条第 3 号に基づき調査審議を行い、平成 15 年 4 月に内閣総理大臣及び関係各大臣に対する意見（「女性のチャレンジ支援策について」）を決定しました。 この意見の中では、雇用、起業、NPO、農業、研究、各種団体、地域、行政、国際などの様々な分野において、意欲と能力のある女性が活躍できるよう、各分野ごとの支援策をまとめるとともに、積極的改善措置の推進、身近なチャレンジ事例の提示、チャレンジ支援のためのネットワーク形成、女子学生・女子生徒へのチャレンジ支援等の重要性及び内容について言及しています。 また、（1）政策・方針決定過程に参画し、活躍することを目指す「上」へのチャレンジ、（2）起業家、研究者・技術者など従来女性の少なかった分野に新たな活躍の場を広げる「横」へのチャレンジ、（3）子育てや介護などでいったん仕事を中断した女性の「再チャレンジ」の 3 つに分け、これらを総合的に支援していくことの重要性や、仕事と子育ての両立支援を充実していくことの意義も述べられています。

世界女性会議	<p>1975年の国際婦人年以降、5～10年ごとに開催されている女性問題に関する国際会議です。</p> <p>第1回（国際婦人年女性会議）は1975年にメキシコシティで、第2回（「国連婦人の十年」中間年世界会議）は1980年にコペンハーゲンで、第3回（「国連婦人の十年」ナイロビ世界会議）は1985年にナイロビで、第4回世界女性会議は1995年に北京で開催されました。</p>
セクシュアルハラスメント （性的嫌がらせ）	<p>男女共同参画会議女性に対する暴力に関する専門調査会報告書「女性に対する暴力についての取り組むべき課題とその対策」（平成16年3月）では、セクシュアルハラスメントについて、「継続的な人間関係において、優位な力関係を背景に、相手の意思に反して行われる性的な言動であり、それは、単に雇用関係にある者の間のみならず、施設における職員とその利用者との間や団体における構成員間など、様々な生活の場で起こり得るものである。」と定義しています。</p> <p>なお、「人事院規則10-10」では、セクシュアルハラスメントを「他の者を不快にさせる職場における性的な言動及び職員が他の職員を不快にさせる職場外における性的な言動」と定義しています。</p> <p>また、「事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上配慮すべき事項についての指針」（平成10年労働省告示第20号）では、「職場において行われる性的な言動に対する女性労働者の対応により当該女性労働者がその労働条件につき不利益を受けるもの」を対価型セクシュアルハラスメント、「当該性的な言動により女性労働者の就業環境が害されるもの」を環境型セクシュアルハラスメントと規定しています。</p>
積極的改善措置 （ポジティブ・アクション）	<p>「積極的改善措置」（いわゆるポジティブ・アクション）とは、様々な分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供するものであり、個々の状況に応じて実施していくものです。</p> <p>積極的改善措置の例としては、国の審議会等委員への女性の登用のための目標の設定や、女性国家公務員の採用・登用の促進等が実施されています。</p> <p>男女共同参画社会基本法では、積極的改善措置は国の責務として規定され、また、国に準じた施策として地方公共団体の責務にも含まれています。</p>
男女共同参画会議	<p>平成13年1月の中央省庁等改革により、内閣府に設置された「重要政策に関する会議」の一つです。内閣官房長官を議長とし、議員は内閣総理大臣の指定する国務大臣12名と内閣総理大臣の任命する有識者12名により構成されています。</p>
男女共同参画基本計画	<p>政府の定める男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画です。男女共同参画社会基本法第13条により、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的な推進を図るために政府が定めなければならないとされています。</p>
男女共同参画社会	<p>男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会のことです。</p>
男女共同参画社会基本法	<p>男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的として、平成11年6月23日法律第78号として、公布、施行されました。</p>

男女共同参画推進本部	男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の円滑かつ効果的な推進を図るため、平成6年7月に閣議決定に基づき内閣に設置されました。本部は、内閣総理大臣を本部長、内閣官房長官及び男女共同参画担当大臣を副本部長とし、本部員は全閣僚で構成されています。
配偶者からの暴力	<p>「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律」（平成16年6月2日公布、平成16年12月2日施行）では、配偶者からの暴力を「配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下「身体に対する暴力等」という。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。」と定義しています。</p> <p>なお、内閣府においては、対象範囲に恋人も含むより広い概念として、「夫・パートナーからの暴力」という用語を使用する場合があります。ここで「夫」という言葉を用いているのは、女性が被害者になることが圧倒的に多いからです。</p> <p>ちなみに、一般的に使用されている「ドメスティック・バイオレンス（Domestic Violence）」や「DV」は、法令等で明確に定義された言葉ではありません。</p>
バリアフリー	高齢者・障害者等が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去（フリー）することです。物理的、社会的、制度的、心理的な障壁、情報面での障壁など全ての障壁を除去するという考え方のことです。
北京宣言及び行動綱領	第4回世界女性会議で採択されました。行動綱領は12の重大問題領域にそって女性のエンパワーメントのためのアジェンダを記しています。具体的には、（1）女性と貧困、（2）女性の教育と訓練、（3）女性と健康、（4）女性に対する暴力、（5）女性と武力闘争、（6）女性と経済、（7）権力及び意思決定における女性、（8）女性の地位向上のための制度的な仕組み、（9）女性の人権、（10）女性とメディア、（11）女性と環境、（12）女兒から構成されています。
メディアリテラシー	メディアの情報を主体的に読み解く能力、メディアにアクセスし、活用する能力、メディアを通じコミュニケーションする能力の3つを構成要素とする複合的な能力のこと。
ユニバーサルデザイン	障害の有無、年齢、性別、人種等に関わらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方。
リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）	<p>リプロダクティブ・ヘルス（性と生殖に関する健康）とは、平成6年（1994年）の国際人口／開発会議の「行動計画」及び平成7年（1995年）の第4回世界女性会議の「北京宣言及び行動綱領」において、「人間の生殖システム、その機能と（活動）過程の全ての側面において、単に疾病、障害がないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあることを指す」とされています。</p> <p>また、リプロダクティブ・ライツ（性と生殖に関する権利）は、「全てのカップルと個人が自分たちの子どもの数、出産間隔、並びに出産する時を責任をもって自由に決定でき、そのための情報と手段を得ることができるという基本的権利、並びに最高水準の性に関する健康及びリプロダクティブ・ヘルスを獲得する権利」とされています。</p> <p>なお、妊娠中絶については、「望まない妊娠の防止は常に最優先課題とし、妊娠中絶の必要性をなくすためにあらゆる努力がなされなければならない。」とされています。</p>

ロールモデル	<p>将来像を描いたり、自分のキャリア形成を考える際に参考する役割モデルをいいます。</p> <p>「女性のチャレンジ支援策について」（平成 15 年 4 月男女共同参画会議意見）では、一人一人が具体的に自分にあったチャレンジをイメージし選択できるよう、身近なモデル事例を提示する重要性が指摘されています。</p>
--------	---

第2次滑川町パートナーシッププラン後期推進計画

編集 滑川町役場 総務政策課

〒355-8585 埼玉県比企郡滑川町大字福田 750-1

TEL:0493-56-2211 (代表)

発行 平成28年3月

